

西東京市第 2 次総合計画（後期基本計画）基礎調査報告書～社会経済分析～
 （施策見直しの方向性 検討資資料 社会経済動向部分の付属データ集）

データ集目次

第 2 章 全市的な現状	3
1 位置及び地勢	3
2 市の沿革	4
3 人口	4
4 将来人口	7
5 土地利用	10
6 産業構造	20
7 行財政	23
第 3 章 分野別の国・東京と及び本市の現状	1
1 地域コミュニティ	1
(1) コミュニティ・市民活動	1
(2) 多文化共生・平和	3
(3) 男女共同参画	6
2 子育て・教育	8
(1) 子育て支援	8
(2) 義務教育	16
3 生涯学習・スポーツ等	19
(1) 生涯学習	19
(2) 生涯スポーツ・レクリエーション	20
(3) 文化芸術・歴史	21
4 福祉	22
(1) 地域福祉	22
(2) 高齢者福祉	25
(3) 障害者福祉	29
(4) 生活相談（消費生活等）	33
5 健康・医療	36
(1) 健康	36
(2) 医療	38
6 環境	41
(1) 水とみどり	41
(2) ごみ処理	44
(3) 生活環境・下水処理	46
(4) 地球環境保全	46

7	都市基盤整備	49
	(1) 住環境整備・景観・空き家	49
	(2) 道路・交通	52
8	防災・防犯等	58
	(1) 防災	58
	(2) 防犯・交通安全	62
9	産業振興	65
	(1) 農業	65
	(2) 商工業	68

第2章 全市的な現状

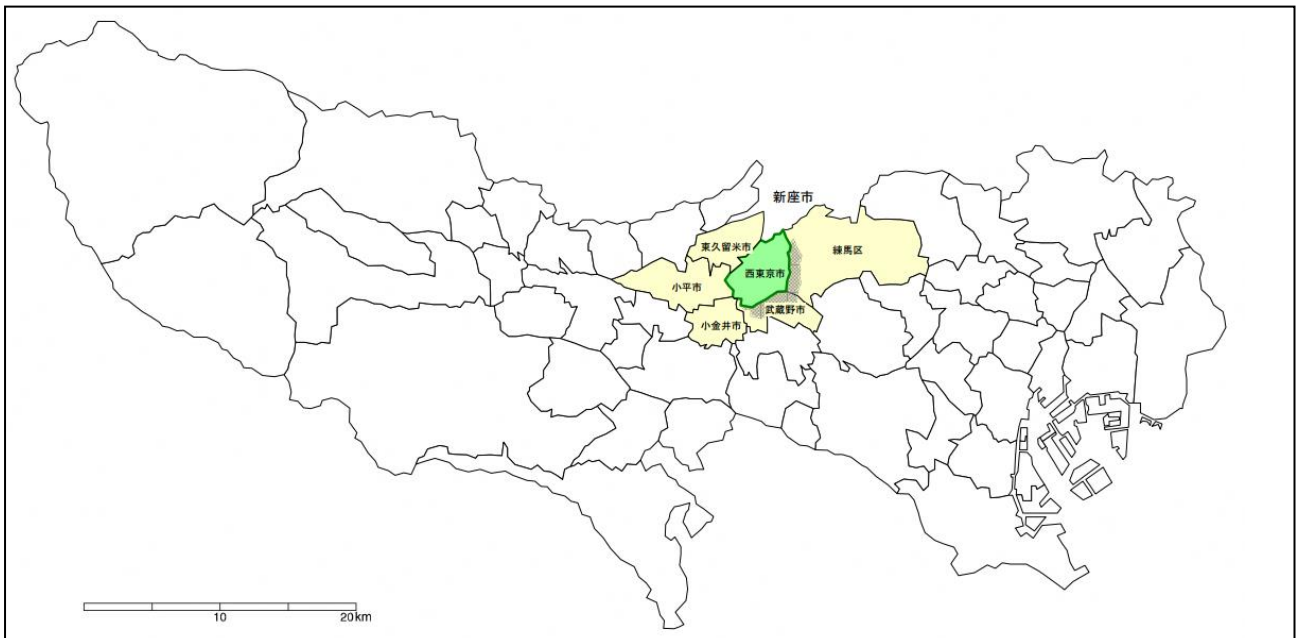
1 位置及び地勢

－23 区に隣接し都心へのアクセスが良好－

- 西東京市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。市域は東西約 4.8km、南北約 5.6km で、面積は 15.75 ㎢です。
- 地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）、南部に石神井川があり、それぞれ西部より東部に向かって流れています。その沿岸は 2～3メートルの低地となっているほか、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。地質は厚さ 10メートル以上のところが多い関東ローム層です。

図表 2-1-1 西東京市の位置

出典：西東京市「都市計画マスタープラン」（平成 26（2014）年 3月）



- 市の骨格を形成する主要な交通網のうち、鉄道は市北部に西武池袋線、南部に西武新宿線が通っており、5つの駅周辺に商業機能がコンパクトに集積しています。
- 幹線道路は市のほぼ中央に新青梅街道が東西に、谷戸新道、武蔵境通りが南北に伸びているほか、都市計画道路 1 が市内各所を東西南北に結んでいます。

¹ 都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定された道路。

2 市の沿革

一商業・農業で発展した2つのまちの魅力をもつ、人口20万の住宅都市として発展一

○西東京市は、平成13(2001)年1月21日に田無市と保谷市が合併し、21世紀最初に誕生した市です。江戸時代に青梅街道の宿場町として栄え、北多摩の商業の中心地として発展した田無市と、同じく江戸時代に武蔵野の新田開発、後に東京の近郊農村として発展した保谷市の2つのまちが1つになって、都市化の進展と住宅開発により、多摩地域5番目の人口規模を有する住宅都市として発展してきました。

○新市発足後は、国や東京都から合併後のまちづくりへの支援を受け、新市建設計画で重点施策に掲げた西東京いこいの森公園の整備、コミュニティバス「はなバス」の運行、地域情報化の推進、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進の4つの施策を着実に実行しました。また、全国に先駆けて市民参加条例を制定するなど、市民参加によるまちづくりに積極的に取り組んできました。

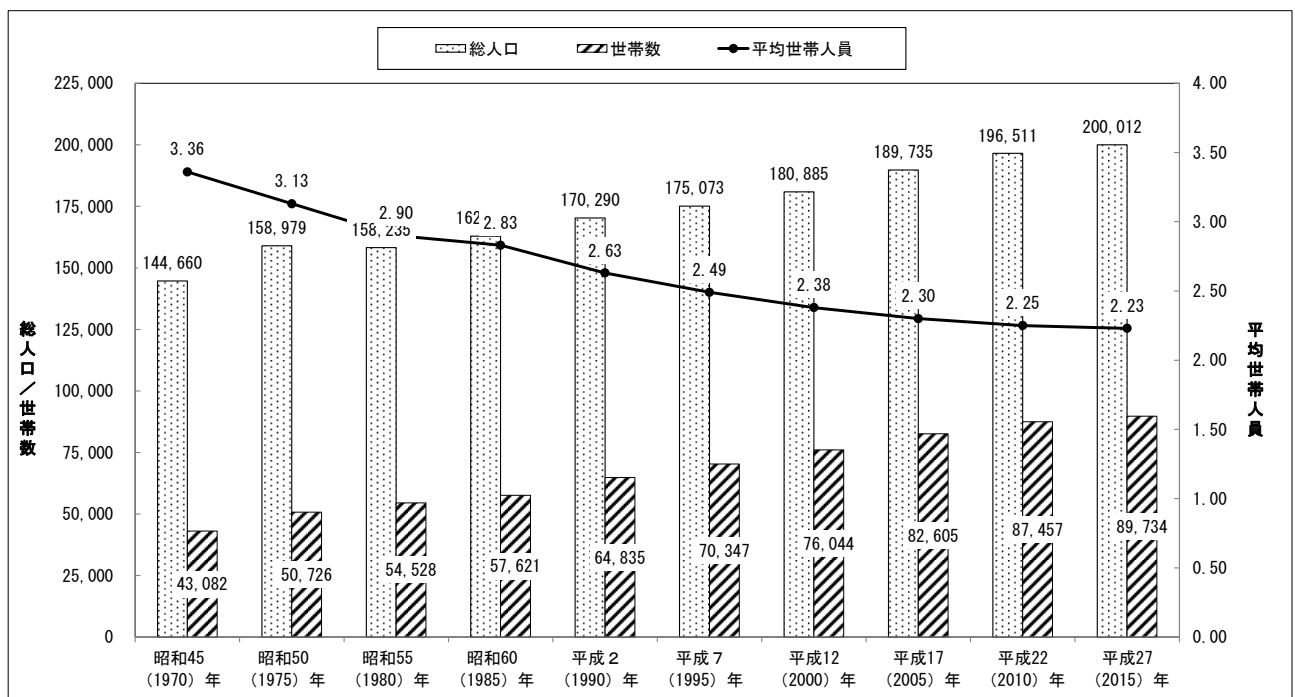
○平成23(2011)年には、合併10周年を迎え、将来に向けた新たな出発としてのさまざまな事業を展開する中で、都心部へのアクセスの良さ等を背景とした大規模住宅開発が相次ぎ、隣接する練馬区や杉並区、武蔵野市等からの人口流入により、平成29(2017)年3月31日に総人口が20万人を突破しました。

3 人口

(1) 人口・世帯数

○国勢調査によると、平成27(2015)年の西東京市の人口は200,012人、世帯数は89,734世帯に達しています。平均世帯人員は年々減少しており、平成27年には2.23人となっています。

図表2-3-1 総人口・世帯数・平均世帯人員の推移



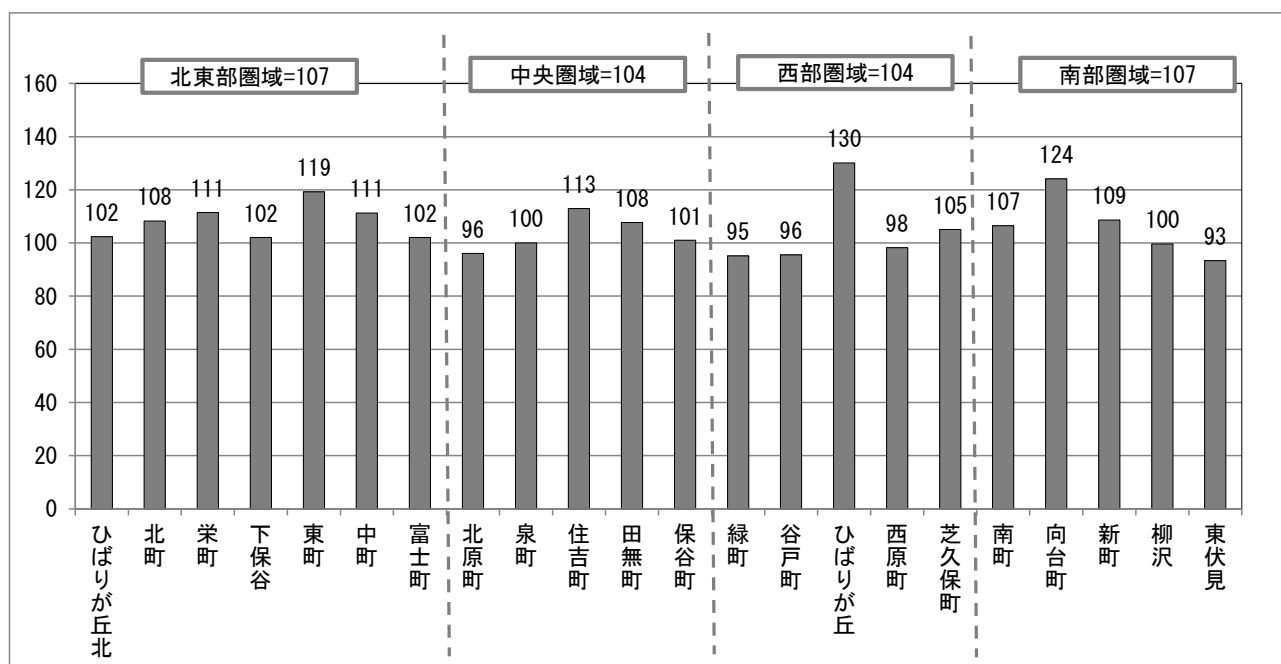
(2) 地域別人口

○平成 29 (2017) 年の人口を 4 つの生活圏域別に 10 年間と比較して見ると、北東部圏域では全行政区で人口が増加している一方、西部圏域では 5 つの行政区のうち 3 つで減少しています。

○行政区別に見ると、最も人口増加率が高いのはひばりが丘で、平成 29 年の人口は対平成 19 年比で 23.1% (2,053 人) 増、次いで向台町が 19.4% (2,849 人) 増、東町が 16.2% (1,240 人) 増となっています。最も人口増加率が低いのは東伏見で、7.1% (369 人) 減、次いで緑町が 5.1% (197 人) 減となっています。

図表Ⅱ－3－2 平成 19 年を 100 とした場合の平成 29 年の地域別人口 (指数)

出典：西東京市「住民基本台帳人口 (各年 10 月 1 日現在)」



図表 2-3-3 平成 19 年・平成 29 年の地域別人口の比較

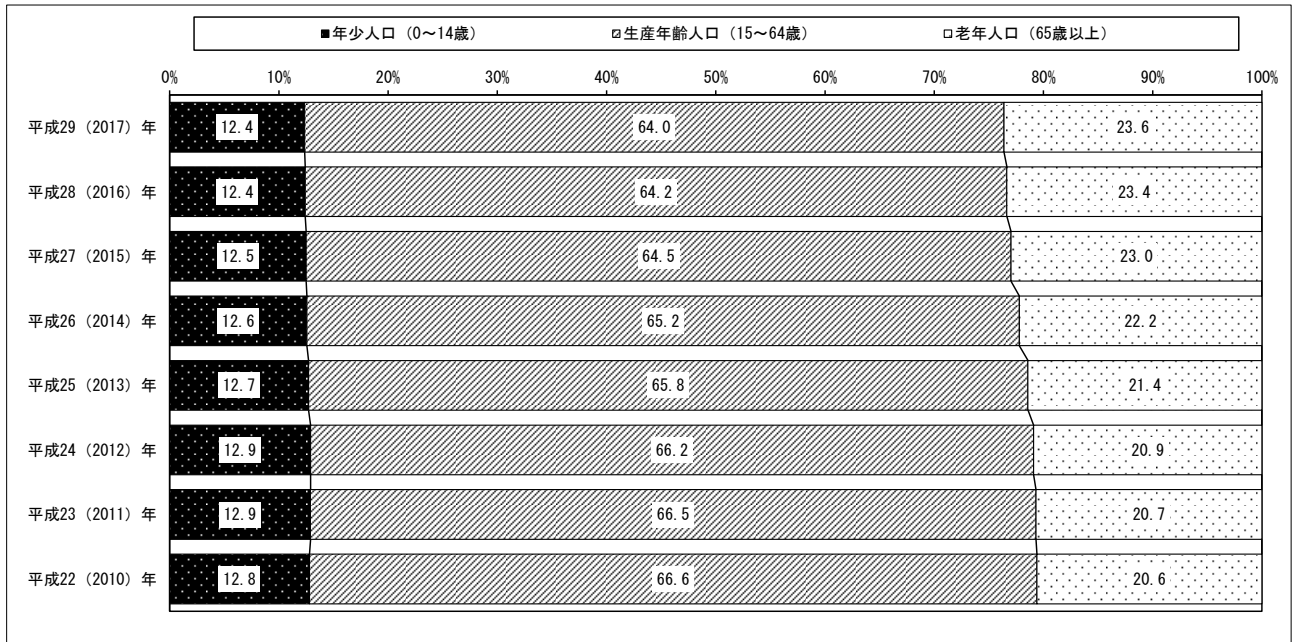
出典：西東京市「住民基本台帳人口 (各年 10 月 1 日現在)」

	平成19年 (人)	平成29年 (人)	増減率 (%)		平成19年 (人)	平成29年 (人)	増減率 (%)
北東部圏域	44,887	48,186	6.8	西部地域	50,933	52,986	3.9
栄町地域包括支援センター	20,846	21,946	5.0	緑町地域包括支援センター	25,024	26,246	4.7
ひばりが丘北	4,275	4,376	2.3	緑町	4,070	3,873	▲ 5.1
北町	5,010	5,426	7.7	谷戸町	14,138	13,504	▲ 4.7
栄町	3,635	4,050	10.2	ひばりが丘	6,816	8,869	23.1
下保谷	7,926	8,094	2.1	西原町地域包括支援センター	25,909	26,740	3.1
富士町地域包括支援センター	24,041	26,240	8.4	西原町	7,045	6,921	▲ 1.8
東町	6,434	7,674	16.2	芝久保町	18,864	19,819	4.8
中町	6,479	7,207	10.1	南部地域	49,353	53,271	7.4
富士町	11,128	11,359	2.0	向台町地域包括支援センター	23,762	27,389	13.2
中央圏域	44,644	46,374	3.7	南町	11,943	12,721	6.1
泉町地域包括支援センター	19,616	20,252	3.1	向台町	11,819	14,668	19.4
北原町	4,599	4,417	▲ 4.1	新町地域包括支援センター	25,591	25,882	1.1
泉町	8,726	8,729	0.0	新町	8,161	8,863	7.9
住吉町	6,291	7,106	11.5	柳沢	11,866	11,824	▲ 0.4
田無町地域包括支援センター	25,028	26,122	4.2	東伏見	5,564	5,195	▲ 7.1
田無町	12,533	13,498	7.1	合計	189,817	200,817	5.5
保谷町	12,495	12,624	1.0				

(3) 年齢別人口

○住民基本台帳人口によると、平成 29 (2017) 年の年少人口 (0～14 歳) の割合は 12.4%、生産年齢人口 (15～64 歳) は 64.0%、老年人口 (65 歳以上) は 23.6%となっており、平成 22 (2010) 年以降、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口の割合が増加しています。

図表 2-3-4 年齢 3 区分別人口構成の推移
出典：西東京市「住民基本台帳人口」(各年 1 月 1 日)



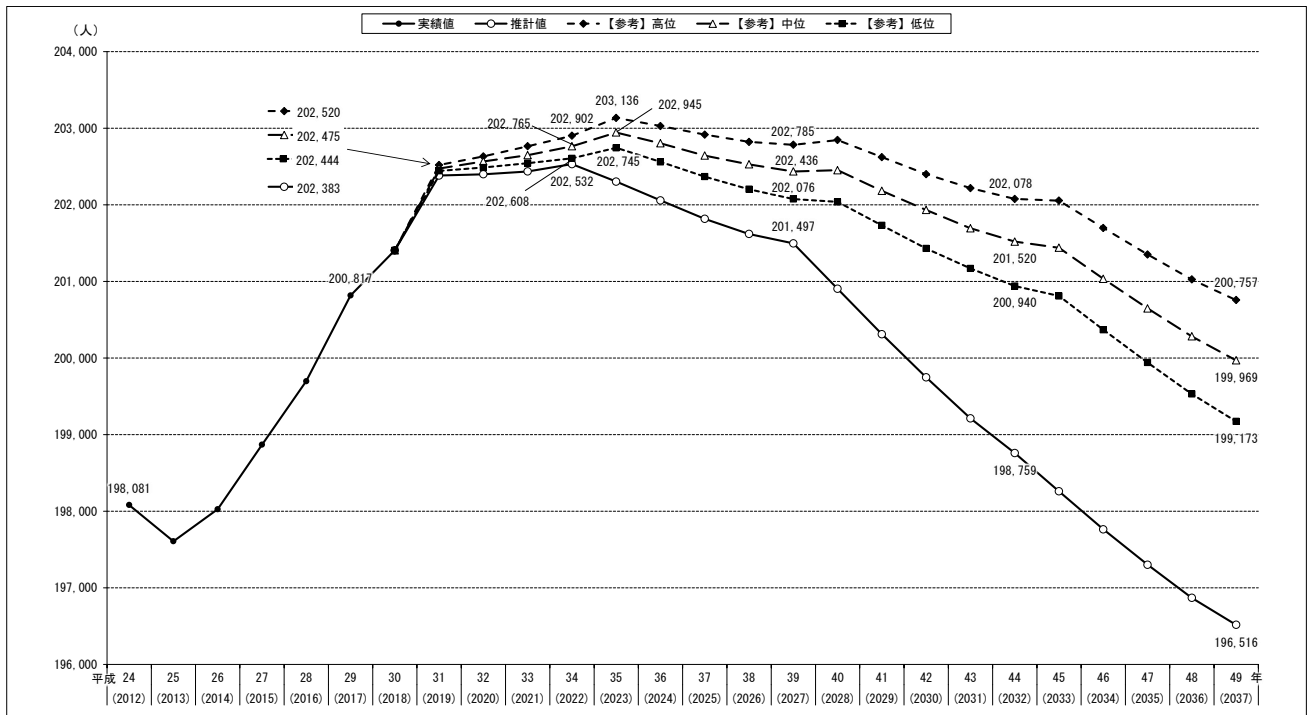
4 将来人口

(1) 総人口

○平成 29 (2017) 年 10 月 1 日の総人口 (実績) は、200,817 人であり、平成 34 (2022) 年に 202,532 人まで増加し続けるが、その後は緩やかに減少すると推計され、基準年から 10 年後の平成 39 (2027) 年には 201,497 人と基準年をやや上回るものの、20 年後の平成 49 (2037) 年には、196,516 人 (対平成 29 年比で 2.1%減、▲4,301 人) になると見込まれます。

図表 2-4-1 総人口の推計結果

出典：西東京市「人口推計調査結果報告書」(平成 29 (2017) 年 11 月)



(2) 年齢3区分別人口

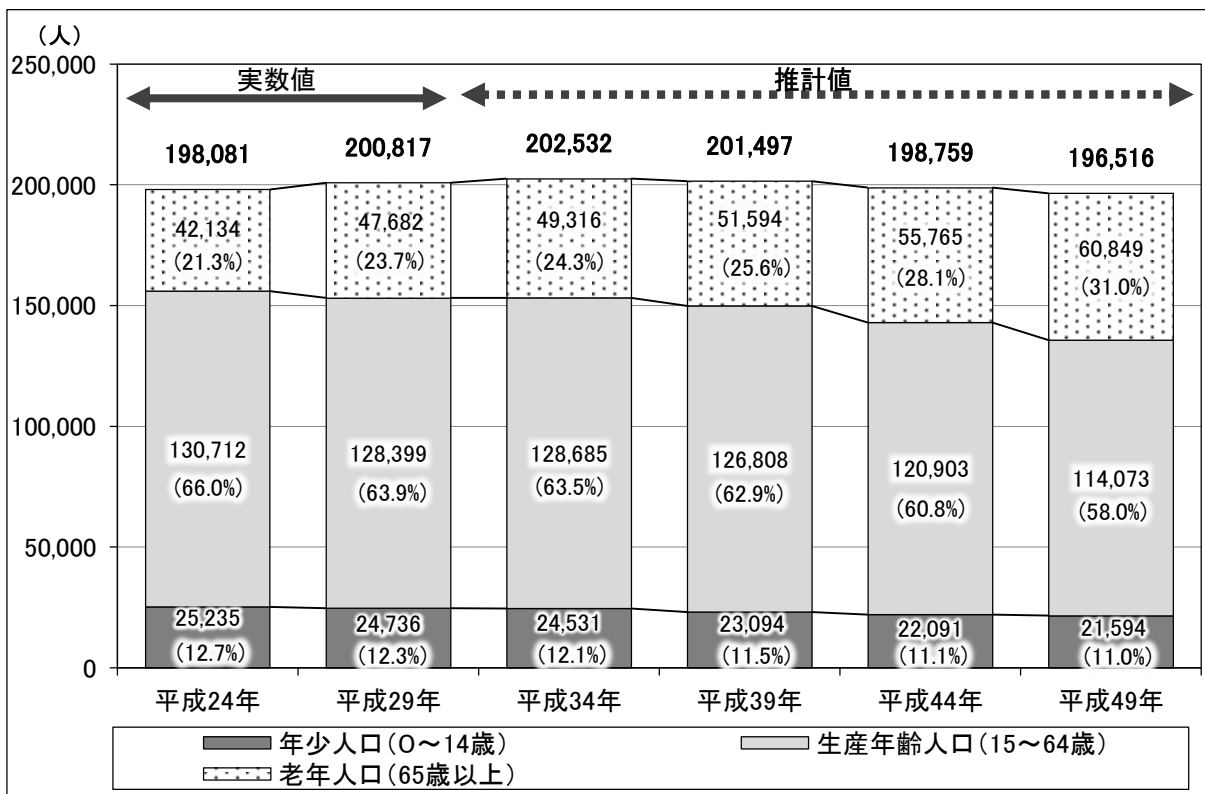
○年齢3区分別に見ると、年少人口は、平成29(2017)年には24,736人と総人口の12.3%を占めているが、平成39(2027)年には23,094人(構成比11.5%)、平成49(2037)年には21,594人(同11.0%)に減少すると見込まれ、総人口に占める割合は、平成29年に比べ1.3ポイント減となっています。

○生産年齢人口は、平成29年には128,399人と総人口の63.9%を占めているが、平成39年には126,808人(同62.9%)、平成49年には114,073人(同58.0%)に減少すると見込まれ、総人口に占める割合は、平成29年に比べ5.9ポイント減となっています。

○老年人口は、平成29年には47,682人と総人口の23.7%であるが、平成39年には51,594人(同25.6%)、平成49年には60,849人(同31.0%)に増加すると見込まれ、総人口に占める割合は、平成29年に比べ7.3ポイント増となっています。

図表2-4-2 年齢3区分別人口の推計結果

出典：西東京市「人口推計調査結果報告書」(平成29(2017)年11月)



(3) 人口ピラミッド

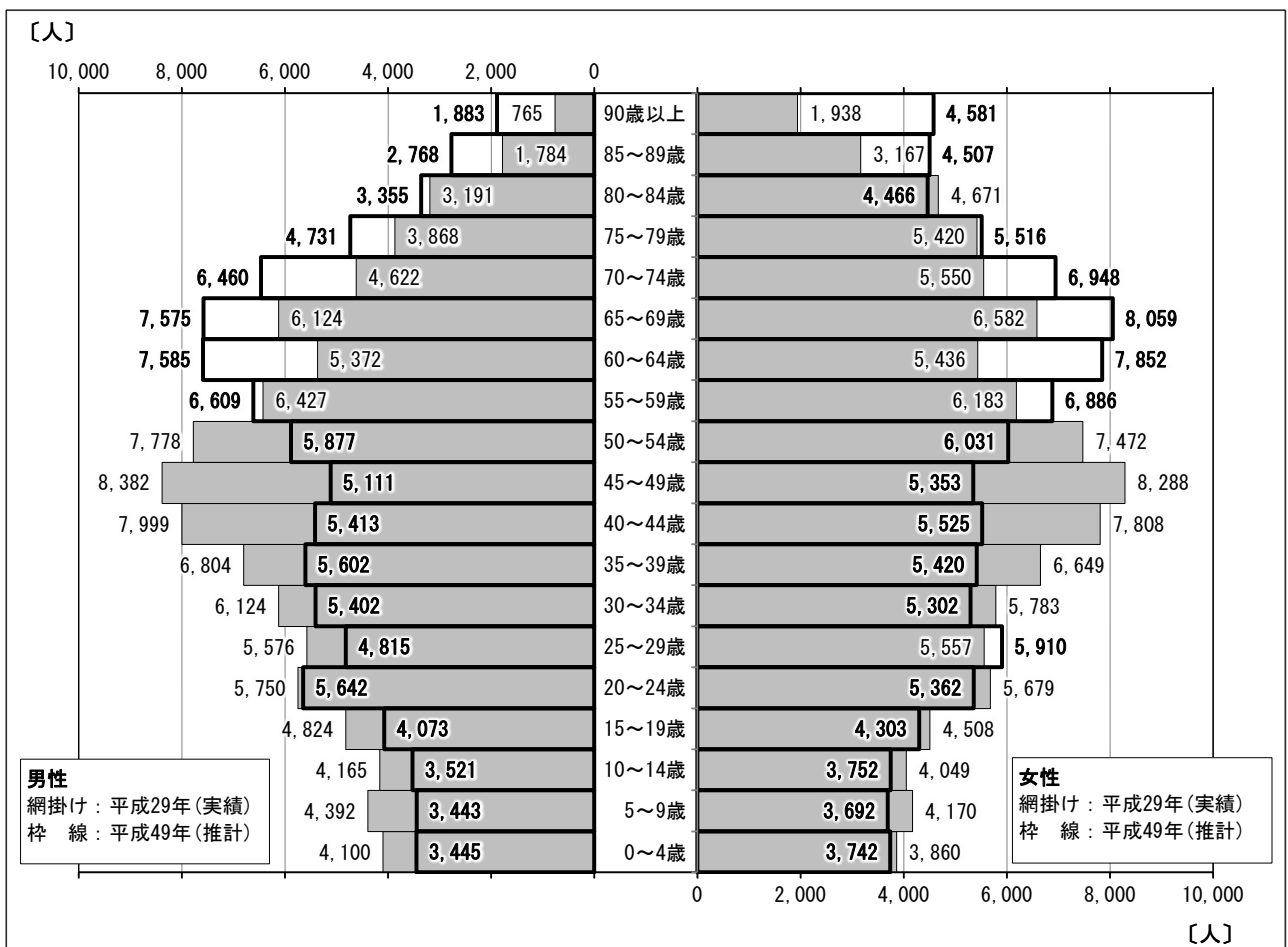
○男女別の5歳階級別人口は、最も多い階級（ボリュームゾーン）では、男女とも平成29（2017）年の40歳代から、平成49（2037）年には60歳代になると見込まれます。

○男性では、5～9歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、女性では40～44歳、45～49歳が20%以上減少する一方、男性では、85～89歳、90歳以上、女性では90歳以上が50%以上増加することが見込まれます。

○54歳以下の階級では、女性の25～29歳のみ増加することが見込まれます。

図表2-4-3 西東京市の人口ピラミッド

出典：西東京市「人口推計調査結果報告書」（平成29（2017）年11月）



5 土地利用

(1) 利用区分別の土地利用

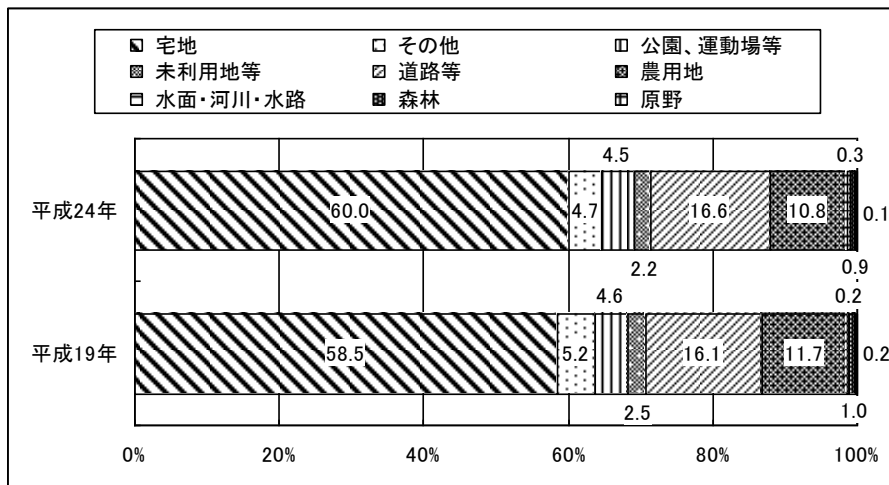
—農用地は平成19年の186.2haから平成24年の171.8haと7.7%（14.4ha）減少—

○平成24（2012）年における利用区分別の土地面積の構成比は、宅地が60.0%（面積954.3ha）で最も多く、次いで道路等の16.6%（263.3ha）、農用地の10.8%（171.8ha）の順であり、上位1～3位までの合計が市域全体の87.3%（1,389.4ha）を占めています。

○利用区分別の土地面積を平成19（2007）年と比較

すると、宅地が931.0haから2.5%（23.3ha）増加、道路等が256.0haから2.9%（7.3ha）増加している一方、都心部近郊に位置しながら緑豊かな本市ならではの風致を醸し出している主要な要素の1つである農用地が186.2haから7.7%（14.4ha）減少しています。

図表2-5-1 利用区分別の土地面積の構成比
出典：東京都都市整備局都市づくり政策部「東京の土地利用」



図表2-5-2 利用区分別の土地面積及び構成比
出典：東京都都市整備局都市づくり政策部「東京の土地利用」

	平成19年		平成24年			
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	対平成19年比	
					増減面積(%)	増減率(%)
宅地	931.0	58.5	954.3	60.0	23.3	2.5
その他	82.9	5.2	74.7	4.7	▲ 8.2	▲ 9.9
公園、運動場等	73.4	4.6	70.9	4.5	▲ 2.5	▲ 3.4
未利用地等	39.0	2.5	35.6	2.2	▲ 3.4	▲ 8.7
道路等	256.0	16.1	263.3	16.6	7.3	2.9
農用地	186.2	11.7	171.8	10.8	▲ 14.4	▲ 7.7
水面・河川・水路	3.8	0.2	4.5	0.3	0.7	18.4
森林	16.2	1.0	13.7	0.9	▲ 2.5	▲ 15.4
原野	2.4	0.2	2.2	0.1	▲ 0.2	▲ 8.3
合計	1,590.8	100.0	1,590.9	100.0	—	—

(2) 都市計画の状況

— 第一種低層住居専用地域が 54.0%、第一種中高層住居専用地域が 22.1%で、
両者の合計が市域全体の 76.1%を占める—

○平成 27 (2015) 年 3 月 31 日現在、市全域が既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域である「市街化区域」に指定されています。

○市街地の大枠を定め、それぞれの目的に応じて建築することができる建物の種類と規模が決められている用途地域の構成比では、第一種低層住居専用地域²が 54.0% (面積 856.5ha) で最も多く、第一種中高層住居専用地域³が 22.1% (349.9ha) でこれに次いでおり、両者の合計が市域全体の 76.1% (1,206.4ha) を占めています。

○住居系、商業系及び工業系用途地域の指定状況を多摩地域 25 市と比較すると、構成比の高い順に本市の住居系は 89.2% で 12 番目、商業系は 6.2% で 7 番目、工業系は 4.6% で 21 番目となっています。

○市街化区域内にある農地等が有する緑地機能に着目し、公害又は災害の防止や農業と調和した都市環境づくりに役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした生産緑地地区について、平成 27 (2015) 年 3 月 31 日、本市では 124.8ha、301 地区が指定されています。生産緑地地区の市街化区域面積に対する比率は 7.9% であり、多摩地域 26 市の中では高い方から 9 番目となっています。

図表 2-5-3 用途地域等の指定状況
出典：国土交通省「平成 27 年都市計画現況調査 (平成 27 年 3 月 31 日現在)」

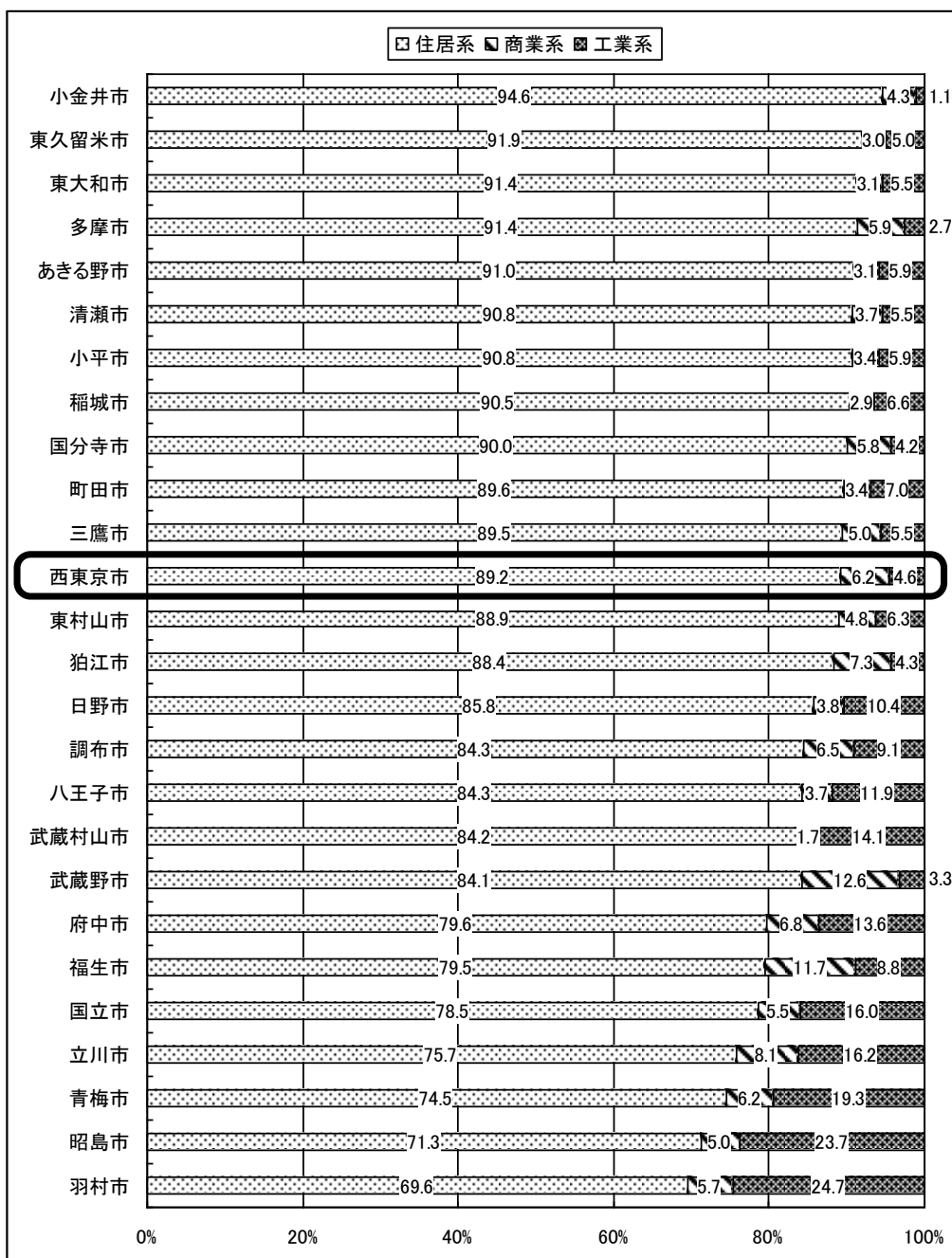
		面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域		1,585	100.0
区域区分	市街化区域	1,585	100.0
	市街化調整区域	—	—
地域地区	第一種低層住居専用地域	856.5	54.0
	第二種低層住居専用地域	6.1	0.4
	第一種中高層住居専用地域	349.9	22.1
	第二種中高層住居専用地域	63.5	4.0
	第一種住居地域	59.4	3.7
	第二種住居地域	10.6	0.7
	準住居地域	68.4	4.3
	住居系用途地域	1,414	89.2
	近隣商業地域	71.4	4.5
	商業地域	26.6	1.7
	商業系用途地域	98	6.2
	準工業地域	50.7	3.2
	工業地域	21.9	1.4
工業専用地域	—	—	
工業系用途地域	72.6	4.6	

² 低層住宅の良好な環境を守るための地域であり、小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅、小・中学校等が建築できる。

³ 中高層住宅の良好な環境を守るための地域であり、病院や大学、延床面積 500 m²までの一定の店舗等が建築できる。

図表 2-5-4 用途地域の指定状況の都市間比較
(住居系構成比の高位順)

出典：国土交通省「平成 27 年都市計画現況調査（平成 27 年 3 月 31 日現在）」



図表 2-5-5 生産緑地地区の指定状況の都市間比較
(対市街化区域面積比率の高位順)

出典：国土交通省「平成 27 年都市計画現況調査（平成 27 年 3 月 31 日現在）」

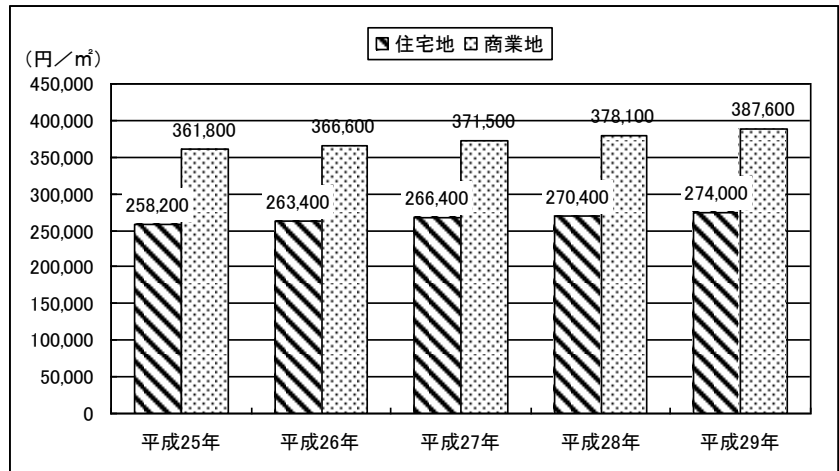
順位	市名	市街化 区域面積 (ha)	生産緑地		
			決定面積 (ha)	地区数 (地区)	対市街化 区域面積比 (%)
1	清瀬市	1,019	177.3	265	17.4
2	東久留米市	1,280	148.8	310	11.6
3	国分寺市	1,148	129.7	251	11.3
4	立川市	2,083	210.2	384	10.1
5	三鷹市	1,650	143.5	307	8.7
6	小平市	2,046	174.4	380	8.5
7	武蔵村山市	1,171	98.8	346	8.4
8	東村山市	1,696	136.2	339	8.0
9	西東京市	1,585	124.8	301	7.9
10	稲城市	1,581	114.7	467	7.3
11	青梅市	2,183	137.3	727	6.3
12	調布市	2,048	126.9	432	6.2
13	あきる野市	1,190	71.1	400	6.0
14	国立市	792	46.7	147	5.9
15	小金井市	1,133	65.1	222	5.7
16	狛江市	582	33.2	140	5.7
17	日野市	2,244	118.7	454	5.3
18	東大和市	989	46.6	208	4.7
19	町田市	5,482	236.9	1,088	4.3
20	羽村市	814	32.8	176	4.0
21	府中市	2,725	101.7	466	3.7
22	昭島市	1,440	49.1	221	3.4
23	八王子市	7,968	244.9	1,091	3.1
24	武蔵野市	1,073	27.8	84	2.6
25	多摩市	2,019	28.5	146	1.4
26	福生市	663	6.8	52	1.0
	市部合計	48,604	2,832.5	9,404	5.8

(3) 地価

—平成 29 年 1 月 1 日現在、多摩地域 26 市の中で、
住宅地平均価格は 9 番目、商業地平均価格は 14 番目に高い—

- 平成 26 (2014) 年以降、本市の住宅地平均価格⁴は、4 年連続で対前年比プラスの傾向が続いており、平成 25 (2013) 年の 258,200 円から平成 29 (2017) 年の 274,000 円と 15,800 円上昇しています。
- 商業地平均価格も同様の傾向をたどっており、平成 25 (2013) 年の 361,800 円から平成 29 (2017) 年の 387,600 円と 25,800 円上昇しています。

図表 2-5-6 住宅地・商業地平均価格の推移
出典：国土交通省「地価公示（各年 1 月 1 日現在）」



- 平成 29 (2017) 年 1 月 1 日現在、本市の住宅地平均価格は、多摩地域 26 市中 9 番目と比較的上位に位置している一方、商業地平均価格は 14 番目の中位に位置しています。

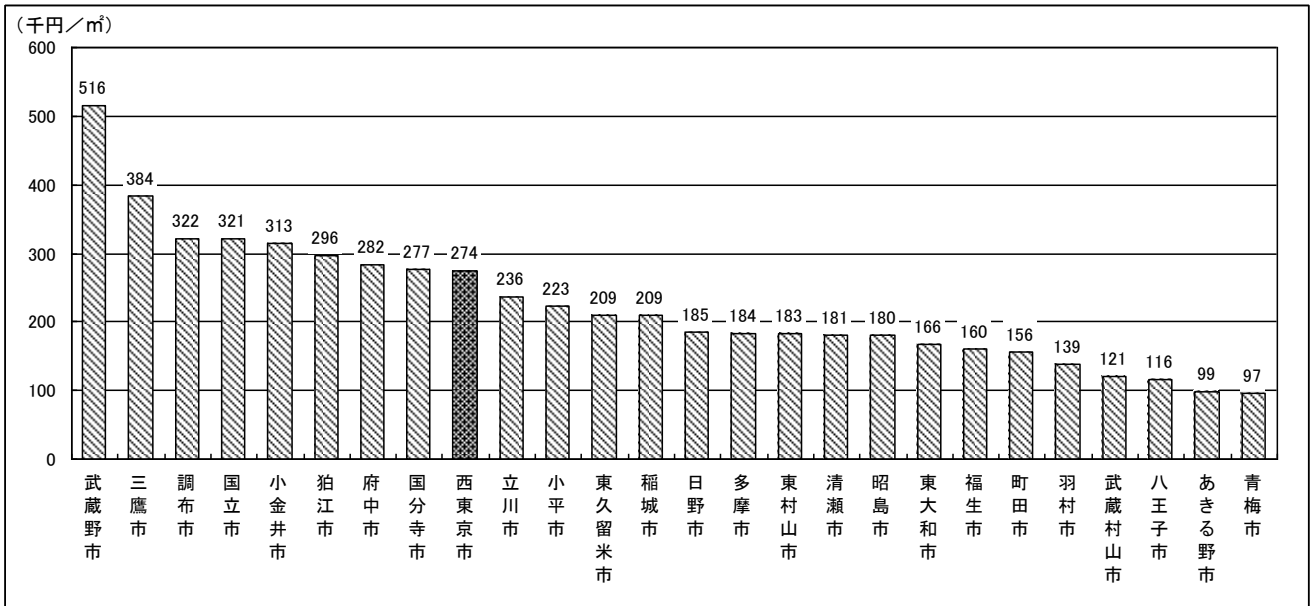
図表 2-5-7 住宅地・商業地の平均価格・変動率⁵の推移
出典：国土交通省「地価公示（各年 1 月 1 日現在）」

	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)	平均価格 (円/㎡)	平均変動率 (%)
住宅地	258,200	0.0	263,400	1.7	266,400	1.1	270,400	1.4	274,000	1.3
商業地	361,800	0.0	366,600	1.3	371,500	1.3	378,100	1.6	387,600	2.1

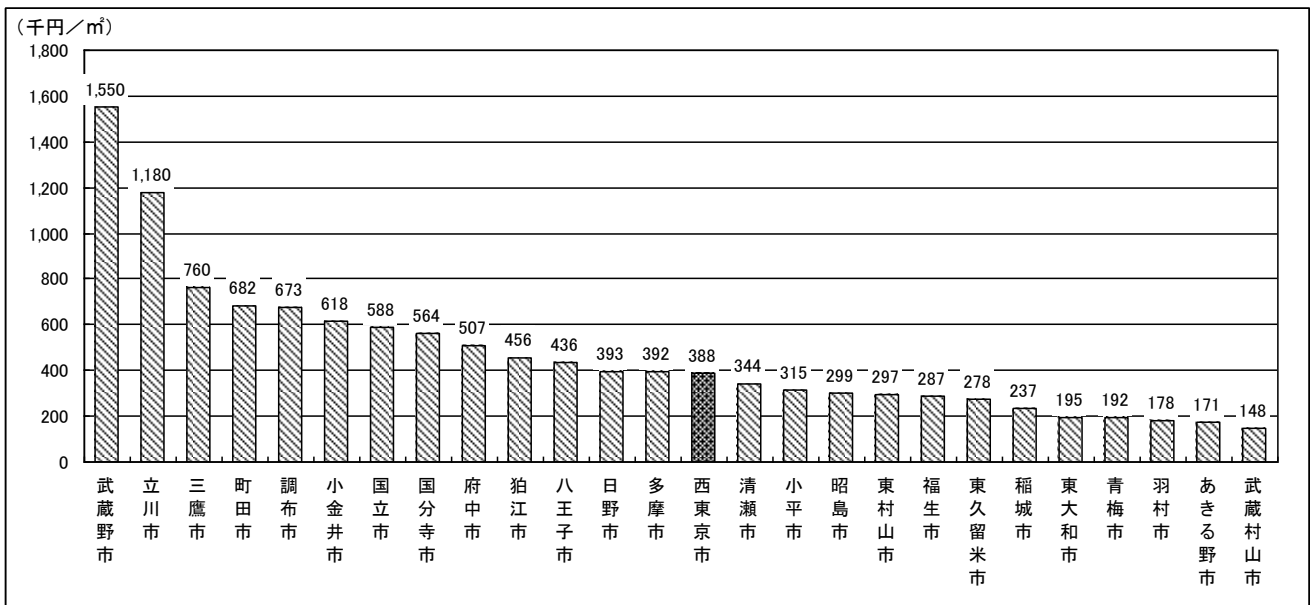
⁴ 標準地ごとの 1㎡当たりの価格の合計を当該標準地数で除して求めたもの。

⁵ 「平均価格」は、標準地ごとの 1㎡当たりの価格の合計を当該標準地数で除して求めたもの。また、「平均変動率」は、継続標準地ごとの価格の対前年変動率の合計を当該標準地数で除して求めたもの。

図表 2-5-8 住宅地平均価格の都市間比較
 出典：国土交通省「地価公示（平成 29 年 1 月 1 日現在）」



図表 2-5-9 商業地平均価格の都市間比較
 出典：国土交通省「地価公示（平成 29 年 1 月 1 日現在）」



(4) 住宅

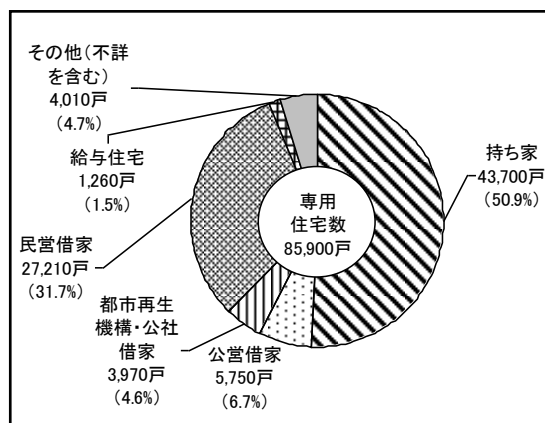
①所有関係別の専用住宅数⁶

—専用住宅のうち、持ち家比率は50.9%で多摩地域26市中12番目、
借家比率は多摩地域26市中15番目といずれも中位に位置—

○平成25(2013)年10月1日現在の本市の専用住宅数を所有関係別にみると、総数85,900戸⁷のうち、持ち家は43,700戸で全体の50.9%、借家は38,190戸で44.5%、また、借家のうち、民営は27,210戸で全体の31.7%を占めています。

○所有関係別の構成比を多摩地域25市と比較すると、高い順に持ち家は12番目、借家は15番目、さらに借家の内訳をみると、公営と都市再生機構・公社の合計が12番目、民営が15番目といずれも中位に位置しているのが特徴的といえます。

図表2-5-10 所有関係別の専用住宅数
出典：総務省「平成25年住宅・土地統計調査
(10月1日現在)」

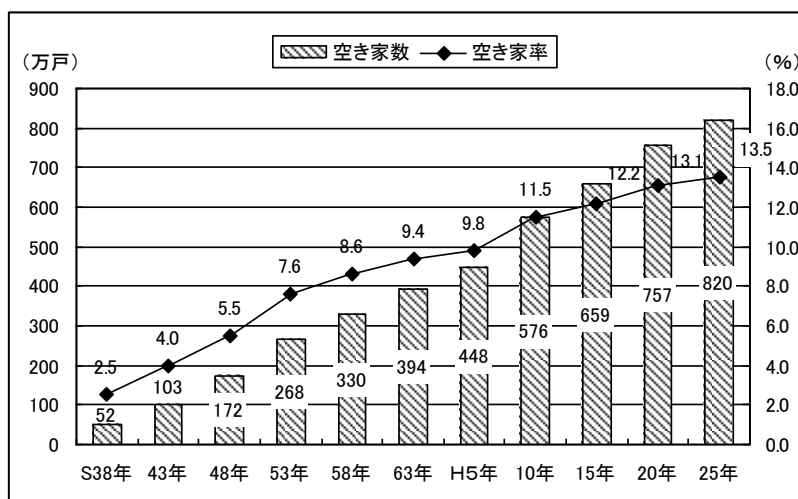


②空き家

—総住宅数に占める空き家率は9.3%で、多摩地域26市中4番目に低い—

○総務省の住宅・土地統計調査によると、空き家は昭和40年代から一貫して増加し、平成25(2013)年には全国の合計で820万戸、5年前に比べ8.3%(63万戸)増加しています。この結果、総住宅数に占める空き家の割合(空き家率)も、昭和38(1963)年の2.5%から一貫して上昇を続け、平成25(2013)年は13.5%で過去最高に上っています。

図表2-5-11 全国の総住宅数、空き家数及び空き家率の推移
出典：総務省「平成25年住宅・土地統計調査」



⁶ 「専用住宅」とは、居住の目的だけで建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、店舗や作業場等を併用している住宅は含まない。

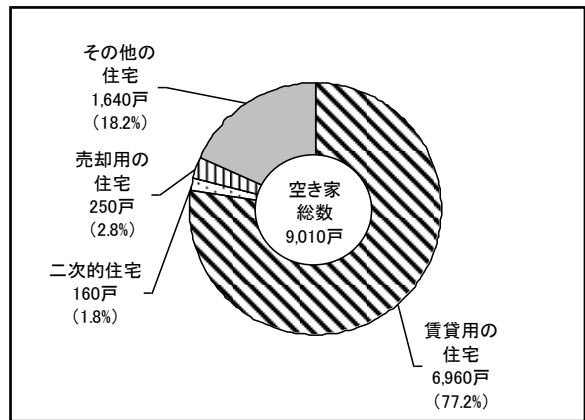
⁷ 住宅・土地統計調査は、標本調査による推定結果であるため、1の位を四捨五入して10の位を有効数字としているので、個々の数値を積み上げた値と総数は必ずしも一致しない。

○平成 25 (2013) 年 10 月 1 日、本市の空き家数 (全体) は 9,010 戸、空き家率は 9.3%であり、空き家率は多摩地域 26 市の中では低いから 4 番目となっています。

○空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が 6,960 戸で全体の 77.2%を占め、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅等の「その他の住宅」が 1,640 戸 (構成比 18.2%) でこれに次いでいます。

○一時居住用や販売用等を除いた「その他の住宅」を対象とした空き家率は 1.70%であり、多摩地域 26 市の中では低い方から 10 番目となっています。

図表 2-5-12 空き家の種類別戸数
出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査 (10 月 1 日現在)」



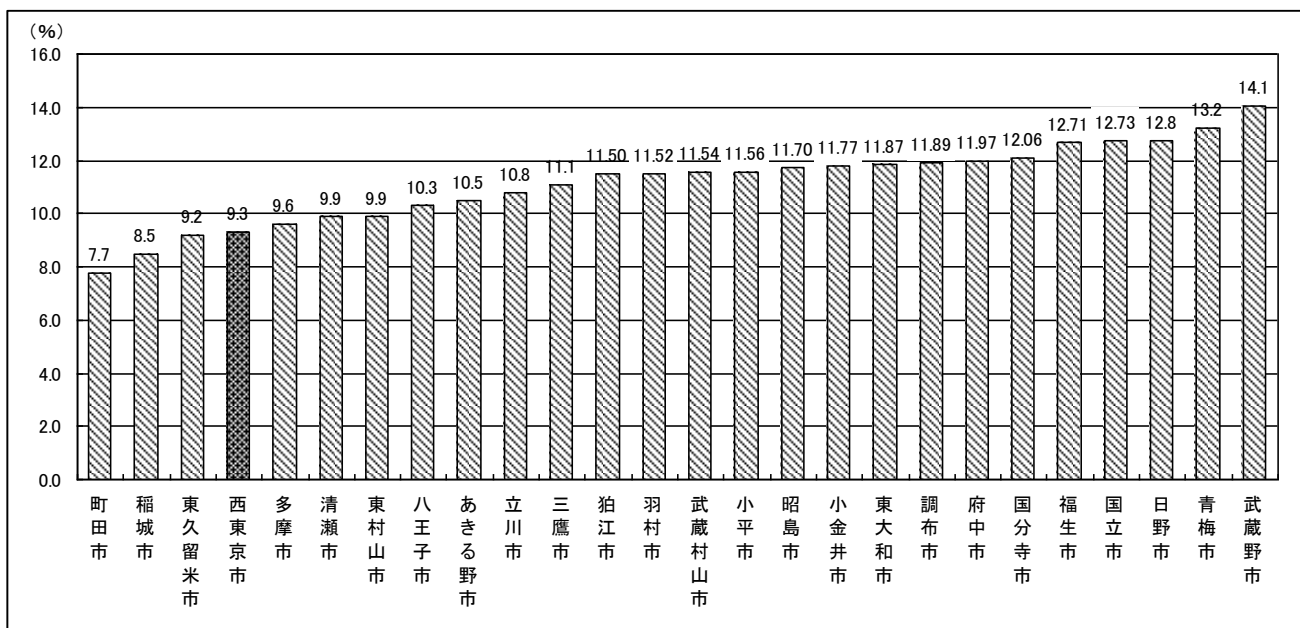
図表 2-5-13 空き家及び空き家率の都市間比較
(平成 25 年の空き家率の低位順)

出典：総務省「住宅・土地統計調査 (各年 10 月 1 日現在)」

順位	市名	総住宅数 (戸)			全体						順位	市名	その他の住宅 平成25年	
		平成20年	平成25年	増減率 (%)	空き家 (戸)			空き家率 (%)					空き家 (戸)	空き家率 (%)
					平成20年	平成25年	増減率 (%)	平成20年	平成25年	増減 (ポイント)				
1	町田市	187,500	224,120	19.5	16,120	17,360	7.7	8.6	7.7	▲ 0.9	1	東久留米市	110	0.2
2	稲城市	34,170	39,080	14.4	2,760	3,320	20.3	8.1	8.5	0.4	2	多摩市	490	0.7
3	東久留米市	54,280	54,770	0.9	5,810	5,040	▲ 13.3	10.7	9.2	▲ 1.5	3	町田市	2,440	1.09
4	西東京市	92,270	96,700	4.8	8,590	9,010	4.9	9.3	9.3	0.01	4	稲城市	440	1.13
5	多摩市	71,780	73,860	2.9	5,370	7,080	31.8	7.5	9.6	2.1	5	府中市	1,600	1.2
6	清瀬市	34,630	36,660	5.9	3,330	3,620	8.7	9.6	9.87	0.3	6	狛江市	600	1.3
7	東村山市	68,970	71,910	4.3	7,150	7,110	▲ 0.6	10.4	9.89	▲ 0.5	7	羽村市	370	1.4
8	八王子市	260,340	281,300	8.1	27,960	28,980	3.6	10.7	10.3	▲ 0.4	8	調布市	1,830	1.5
9	あきる野市	30,810	33,570	9.0	3,220	3,520	9.3	10.5	10.5	0.03	9	東大和市	650	1.66
10	立川市	85,970	83,760	▲ 2.6	8,780	9,010	2.6	10.2	10.8	0.5	10	西東京市	1,640	1.70
11	三鷹市	96,100	97,820	1.8	11,920	10,860	▲ 8.9	12.4	11.1	▲ 1.3	11	日野市	1,550	1.72
12	狛江市	42,890	44,620	4.0	4,160	5,130	23.3	9.7	11.50	1.8	12	三鷹市	1,720	1.76
13	羽村市	25,390	26,730	5.3	2,800	3,080	10.0	11.0	11.52	0.5	13	国分寺市	1,250	1.78
14	武蔵村山市	32,000	30,160	▲ 5.8	3,900	3,480	▲ 10.8	12.2	11.54	▲ 0.6	14	立川市	1,550	1.85
15	小平市	86,760	93,650	7.9	10,070	10,830	7.5	11.6	11.6	▲ 0.04	15	小金井市	1,250	1.93
16	昭島市	51,170	54,080	5.7	4,820	6,330	31.3	9.4	11.7	2.3	16	清瀬市	720	2.0
17	小金井市	58,750	64,630	10.0	5,820	7,610	30.8	9.9	11.8	1.9	17	八王子市	5,850	2.1
18	東大和市	35,920	39,160	9.0	3,840	4,650	21.1	10.7	11.87	1.2	18	国立市	920	2.2
19	調布市	115,750	123,790	6.9	12,010	14,720	22.6	10.4	11.89	1.5	19	青梅市	1,300	2.26
20	府中市	120,450	129,130	7.2	13,190	15,460	17.2	11.0	12.0	1.0	20	小平市	2,150	2.30
21	国分寺市	63,700	70,060	10.0	6,080	8,450	39.0	9.5	12.1	2.5	21	福生市	700	2.35
22	福生市	30,540	29,820	▲ 2.4	4,400	3,790	▲ 13.9	14.4	12.71	▲ 1.7	22	武蔵野市	1,990	2.40
23	国立市	38,850	41,650	7.2	4,950	5,300	7.1	12.7	12.73	▲ 0.02	23	東村山市	1,760	2.45
24	日野市	87,720	90,340	3.0	10,170	11,520	13.3	11.6	12.8	1.2	24	武蔵村山市	800	2.7
25	青梅市	58,570	57,500	▲ 1.8	6,160	7,610	23.5	10.5	13.2	2.7	25	昭島市	1,490	2.8
26	武蔵野市	76,380	82,930	8.6	6,820	11,670	71.1	8.9	14.1	5.1	26	あきる野市	1,120	3.3
	市部合計	1,941,660	2,071,800	6.7	200,200	224,540	12.2	10.3	10.8	0.5		市部合計	36,290	1.8

図表 2-5-14 空き家率の都市間比較

出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月 1 日現在）」



図表 2-5-15 「その他の住宅」の空き家率の都市間比較

出典：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査（10 月 1 日現在）」

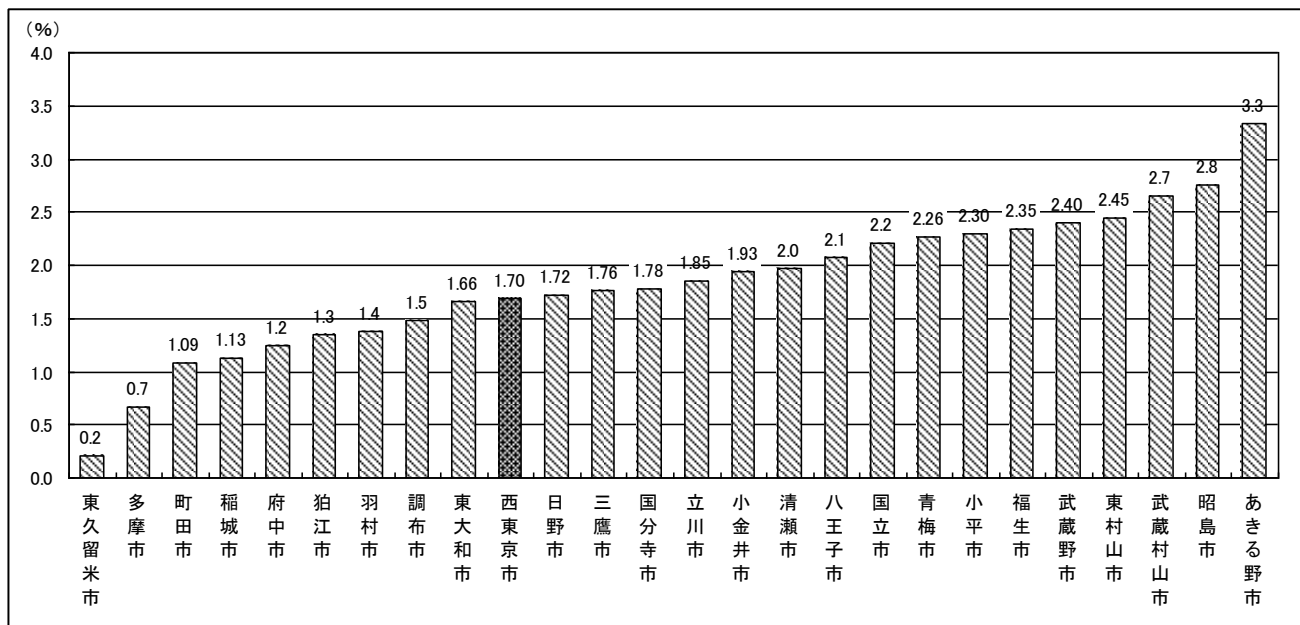
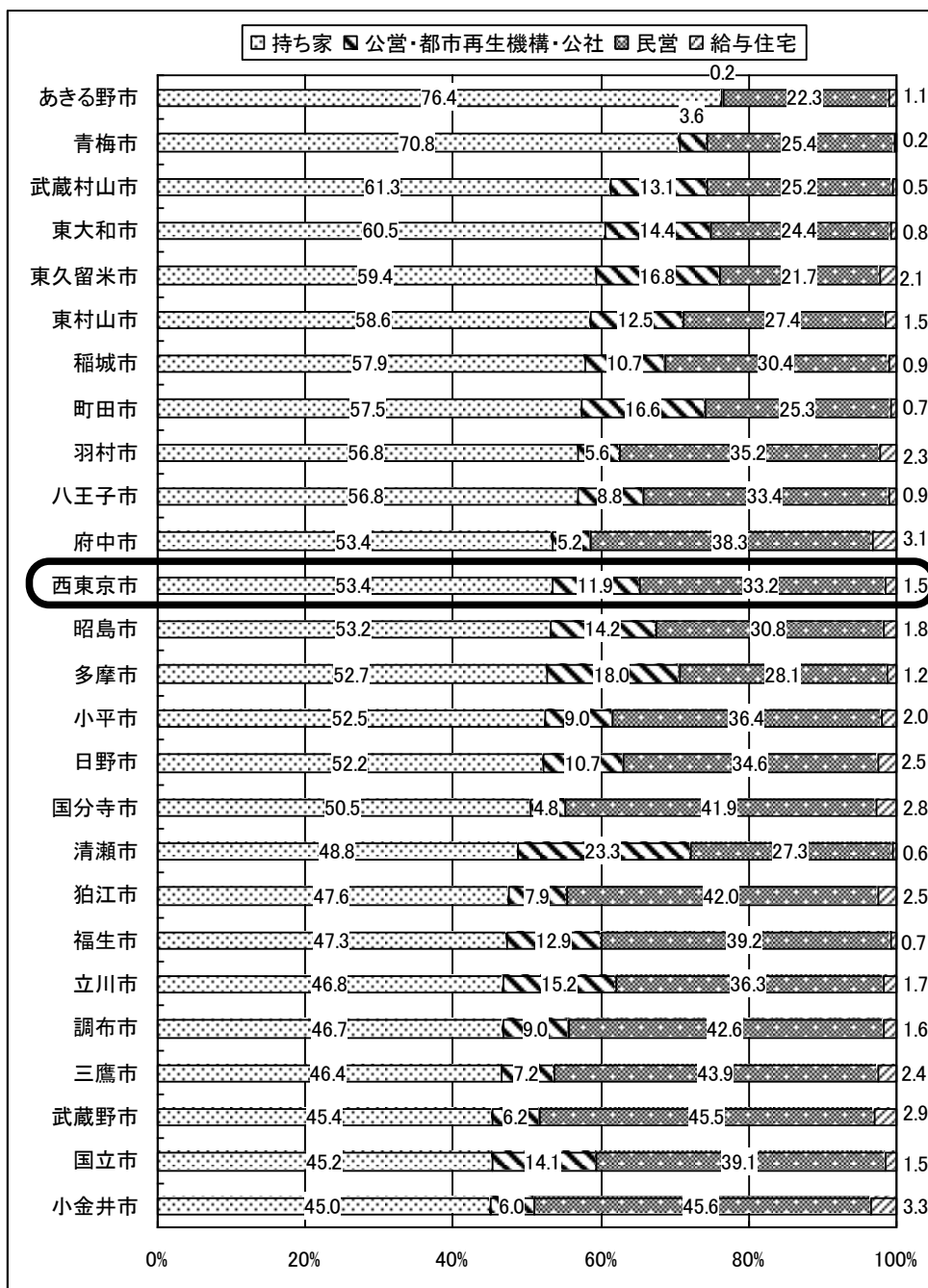


図2-5-16 所有関係別専用住宅比率の都市間比較（持ち家比率の高位順）

出典：総務省「平成25年住宅・土地統計調査（10月1日現在）」



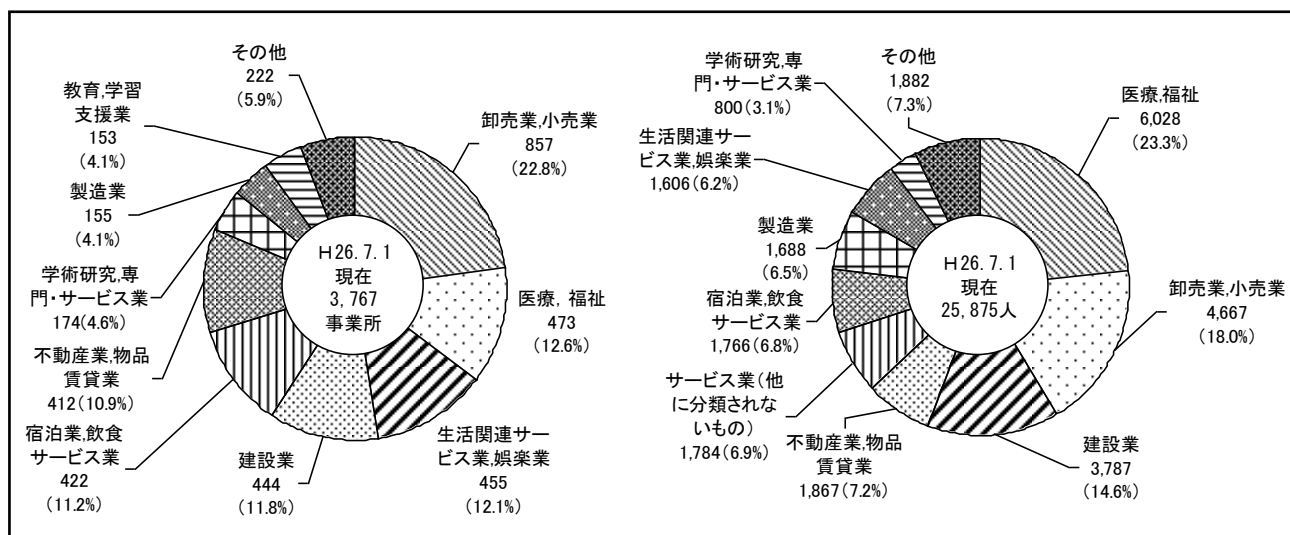
6 産業構造

一事業所数は「卸売業、小売業」、従業者数は「医療、福祉」の占める割合が最も高い一

○総務省の「経済センサス基礎調査」によると、平成26（2014）年7月1日現在、市内の事業所数は3,767事業所、従業者数は25,875人となっています。これを産業大分類別にみると、事業所数では「卸売業、小売業」が857事業所（構成比22.8%）で最も多く、次いで「医療、福祉」の473事業所（12.6%）、「生活関連サービス業、娯楽業⁸」の455事業所（12.1%）の順であり、上位3業種で全体の47.5%を占めています。

○従業者数では「医療、福祉」が6,028人（構成比23.3%）で最も多く、次いで「卸売業、小売業」の4,667人（18.0%）、「建設業」の3,787人（14.6%）の順であり、これらの合計が全体の55.9%を占めています。

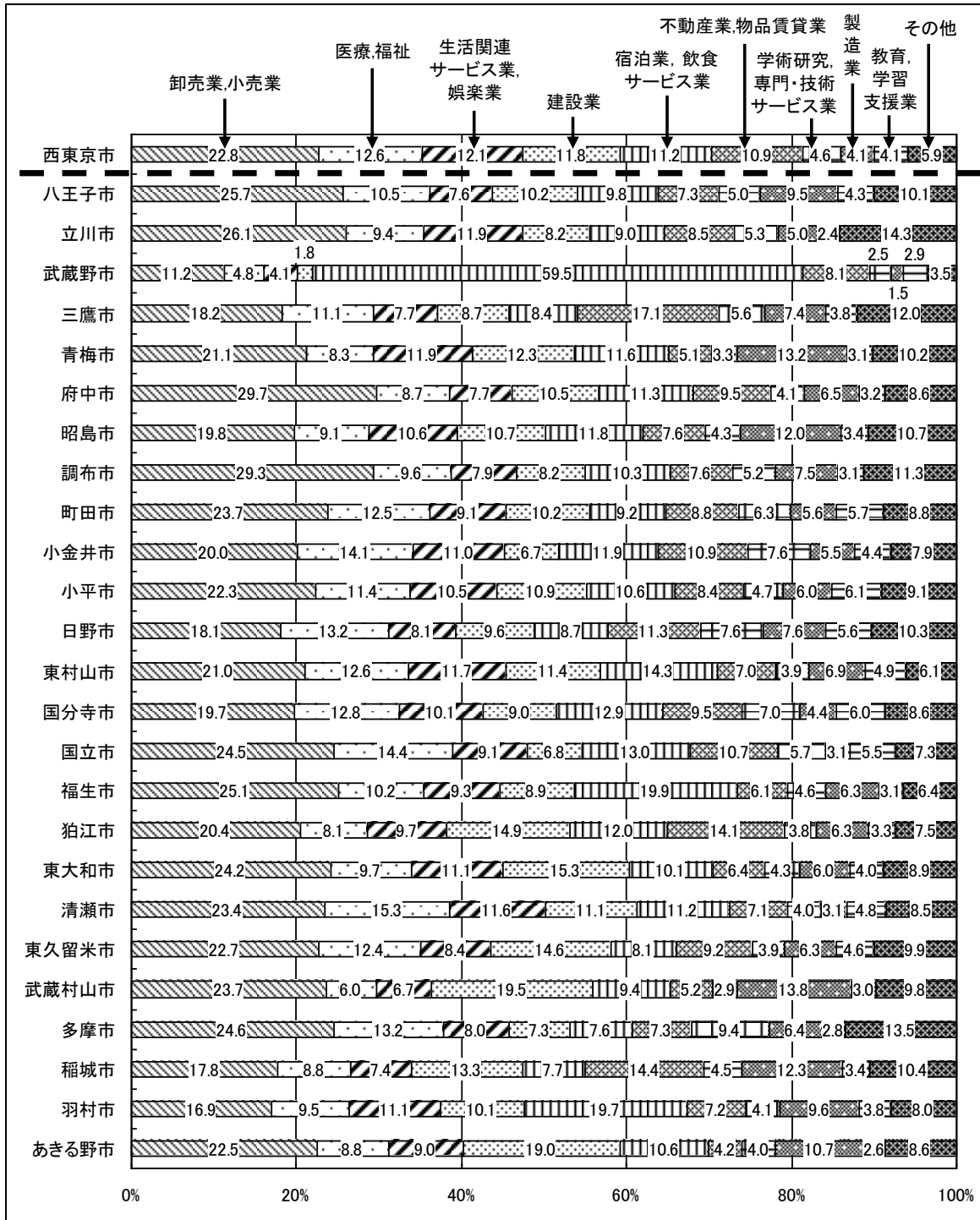
図表2-6-1 産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成
出典：総務省「経済センサス基礎調査（平成26年7月1日現在）」



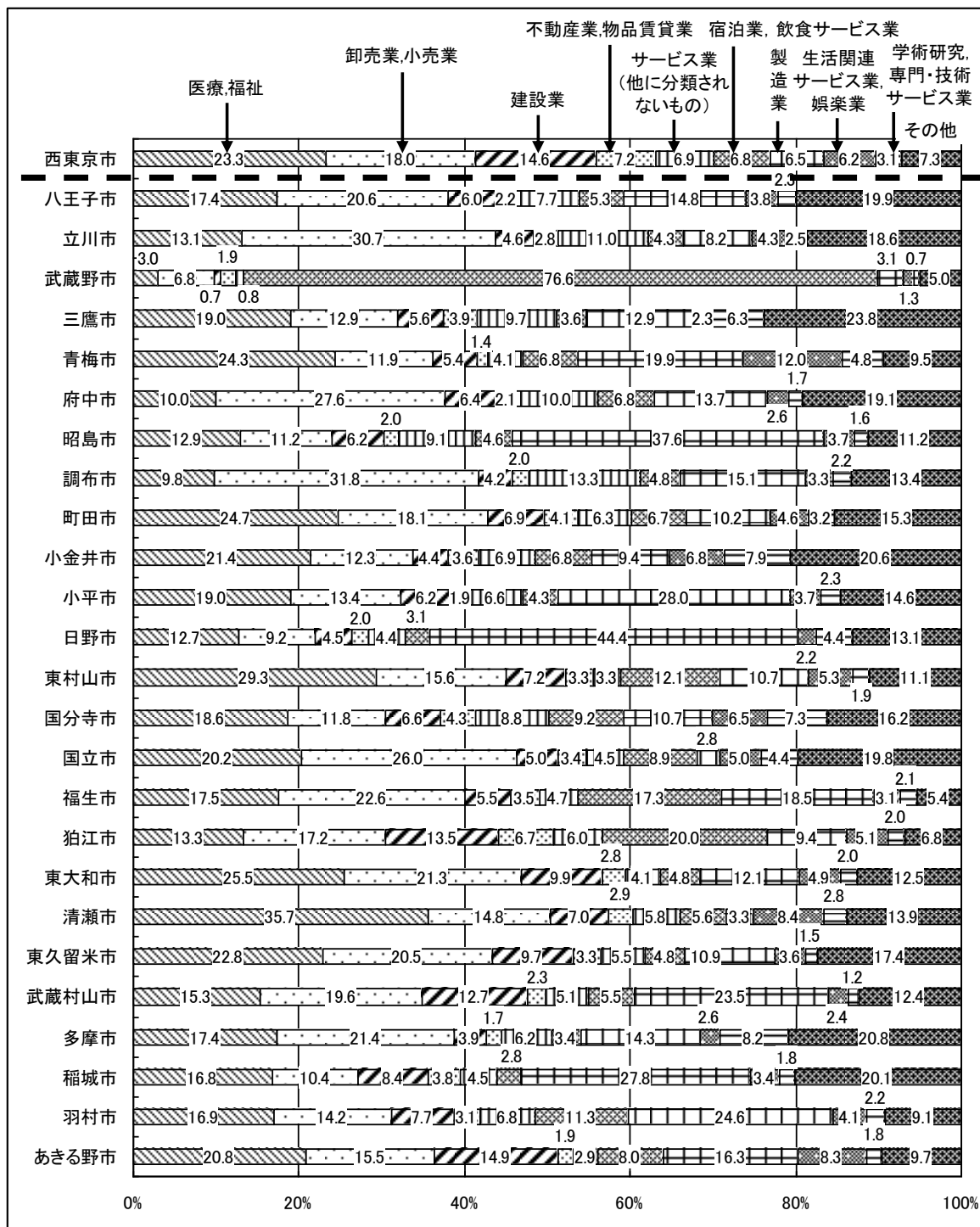
○産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成比を多摩地域25市と比較すると、事業所数では「生活関連サービス業、娯楽業」が最も高く、また、従業者数では「不動産業、物品賃貸業」が最も高いほか、「建設業」があきる野市に次いで2番目に高くなっています。

⁸ 例えば洗濯業や理容業など、主に個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所。

図表 2-6-2 産業大分類別の事業所構成比の都市間比較
 出典：総務省「経済センサス基礎調査（平成 26 年 7 月 1 日現在）」



図表 2-6-3 産業大分類別の従業者構成比の都市間比較
 出典：総務省「経済センサス基礎調査（平成 26 年 7 月 1 日現在）」

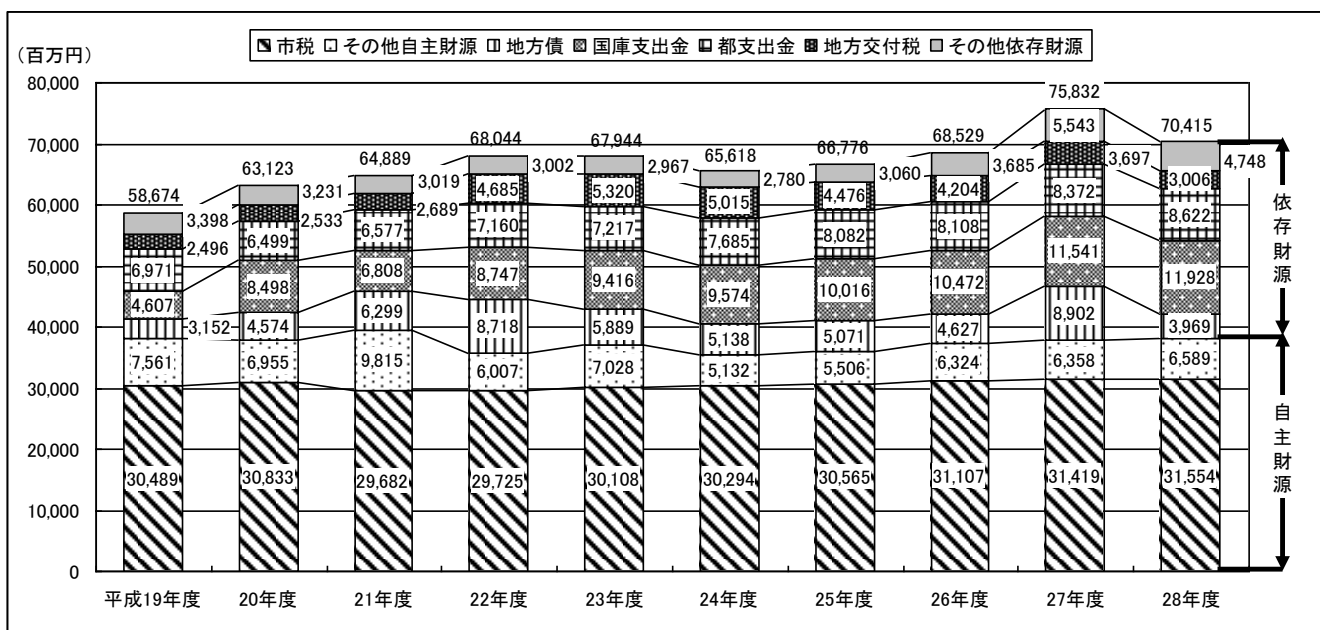


(1) 歳入

—歳入の根幹をなす市税のうち、個人市民税は平成 24 年度以降、微増傾向で推移—

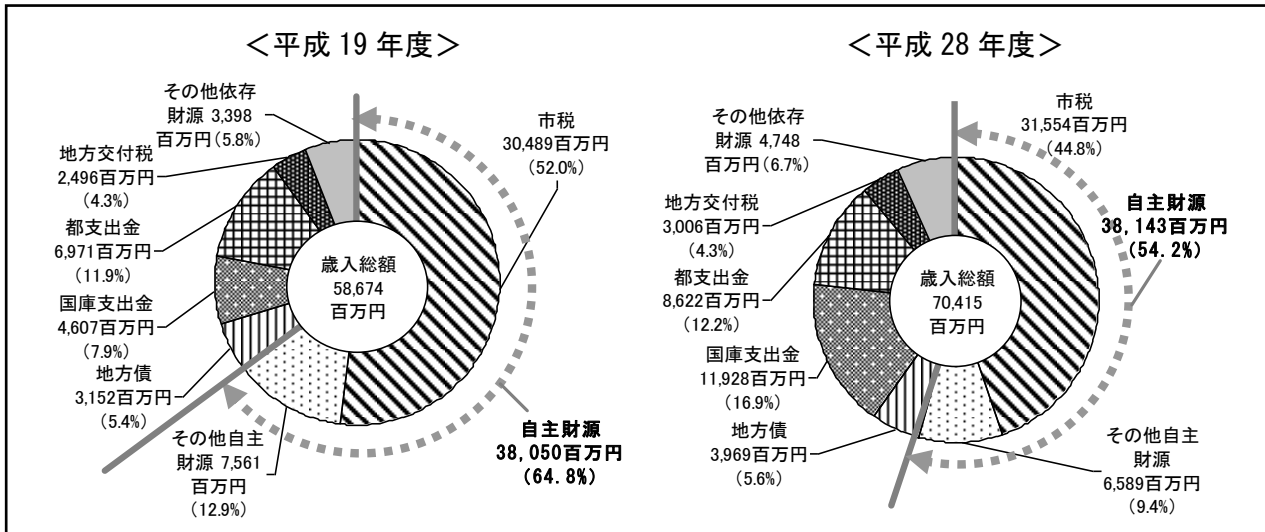
- 平成 19 (2007) 年度以降、普通会計の歳入決算総額は、概ね増加傾向で推移しており、平成 28 (2016) 年度は 704 億 1,500 万円、平成 19 (2007) 年度の 586 億 7,400 万円と比べて約 1.2 倍 (117 億 4,100 万円) に増加しています。
- その内訳をみると、市税等の自主財源は、平成 24 (2012) 年度に過去 10 年間で最も低い 354 億 2,600 万円に減少したものの、その後は増加傾向に転じ、平成 28 (2016) 年度では 381 億 4,300 万円に回復しています。一方、依存財源は、国庫支出金の増額等により、平成 27 (2015) 年度に過去 10 年間で最も高い 380 億 5,500 万円と、前年度の 310 億 9,800 万円と比べ約 1.2 倍 (69 億 5,700 万円増) に大きく増加しているのが目立つ状況にあります。
- 歳入決算総額に対する自主財源比率は、平成 19 (2007) 年度の 64.8%から平成 28 (2016) 年度の 54.2%と 10.6 ポイント低下する一方、依存財源比率は 35.2%から 45.8%に上昇しています。平成 27 (2015) 年度の自主財源比率は、多摩地域 26 市の中で高い方から 19 番目と比較的下位に位置しています。

図表 2-7-1 普通会計による歳入決算額の推移
出典：財政課「普通会計決算カード」

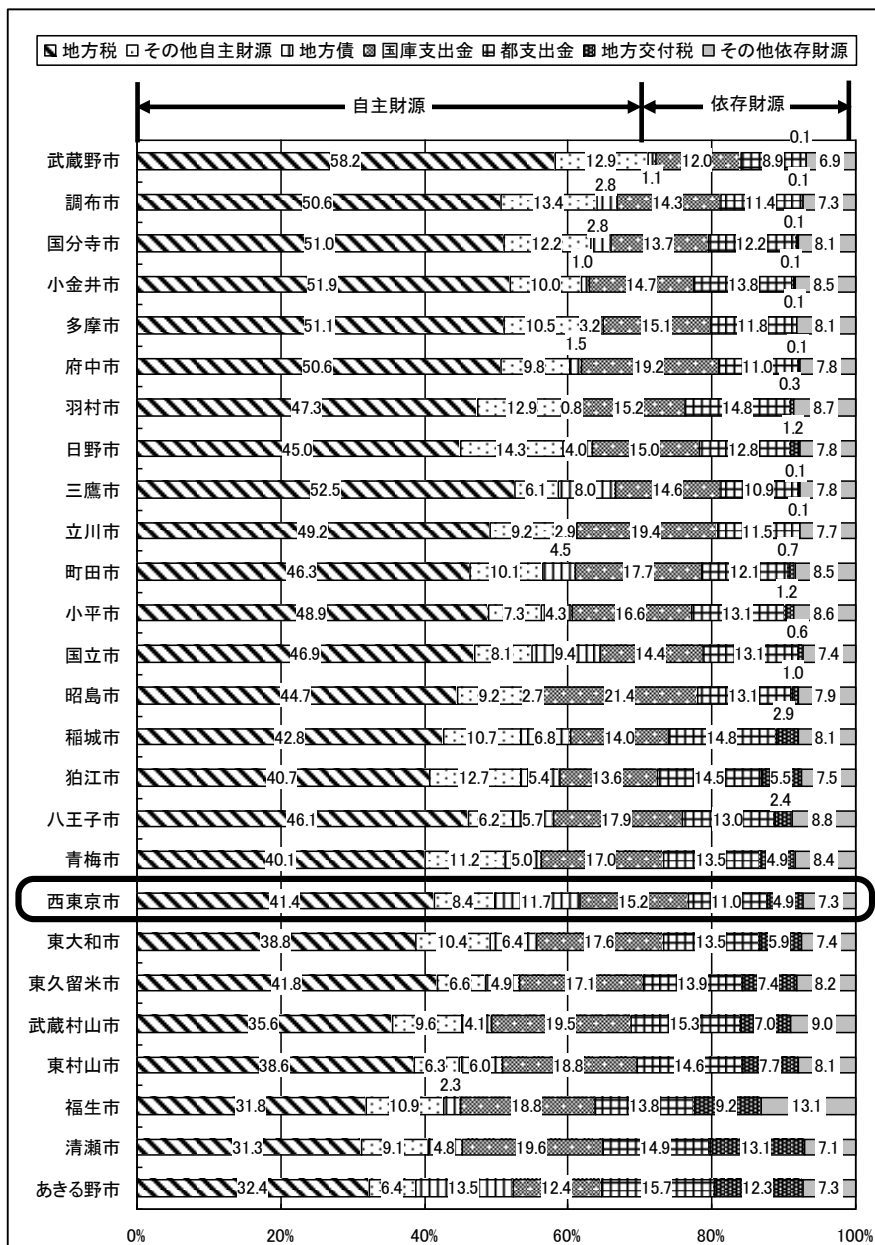


図表 2-7-2 普通会計による歳入決算総額の構成

出典：財政課「普通会計決算カード」



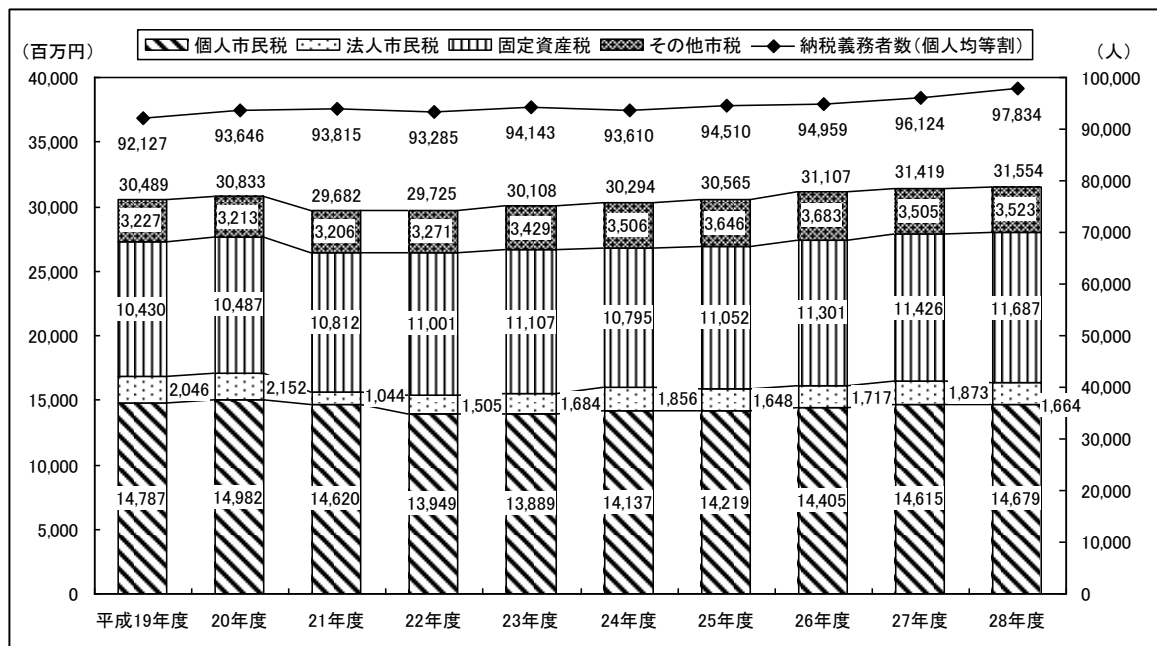
図表 2-7-3 自主財源比率の都市間比較 (比率の高位順)
出典：東京都総務局行政部「市町村決算状況調査結果 (平成 27 年度)」



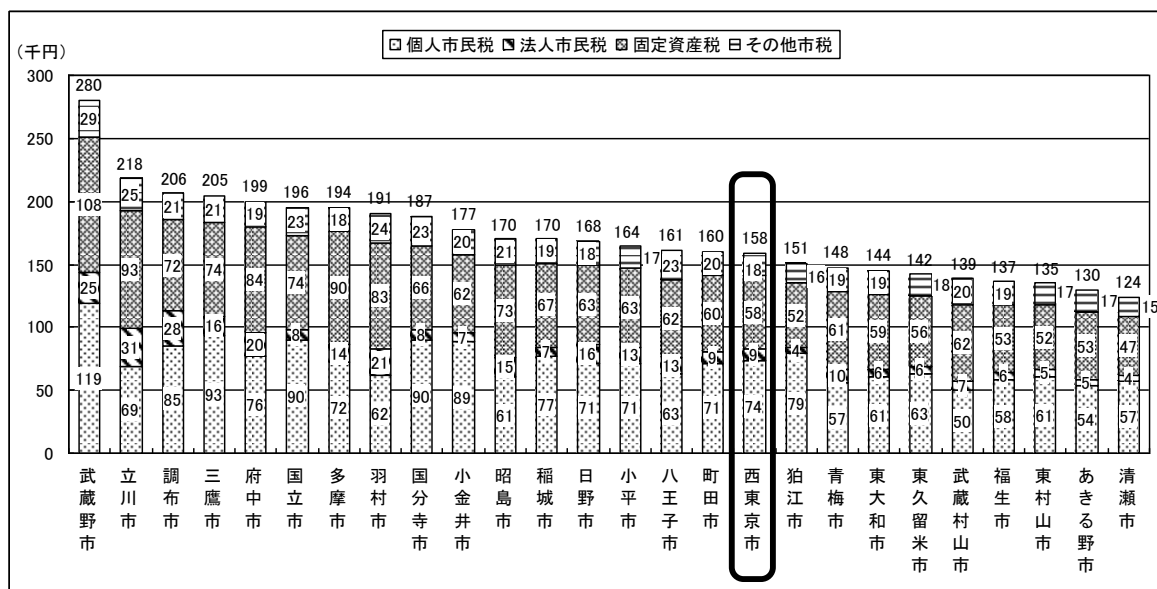
○歳入全体の約5割を占め、財政の根幹をなしている市税は、平成19(2007)年度以降、増減を繰り返しながら緩やかな増加傾向で推移しており、平成28(2016)年度では315億5,400万円、平成19(2007)年度の304億8,900万円と比べて3.5%(10億6,500万円)増加しています。

○平成27(2015)年度の普通会計決算に基づく市税を、平成27(2015)年1月1日現在の人口で除して算出した人口1人当たりの市税収入は15万8,000円であり、多摩地域26市の中では高い方から17番目の水準となっています。

図表2-7-4 市税及び納税義務者数(個人均等割)の推移
出典：財政課「普通会計決算カード」



図表2-7-5 市民1人当たりの市税収入の都市間比較
出典：市税収入は東京都総務局行政部「市町村決算状況調査結果(平成27年度)」、人口は東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(平成27年1月1日)」



(2) 歳出

— 扶助費は一貫して対前年度比プラスで推移し、

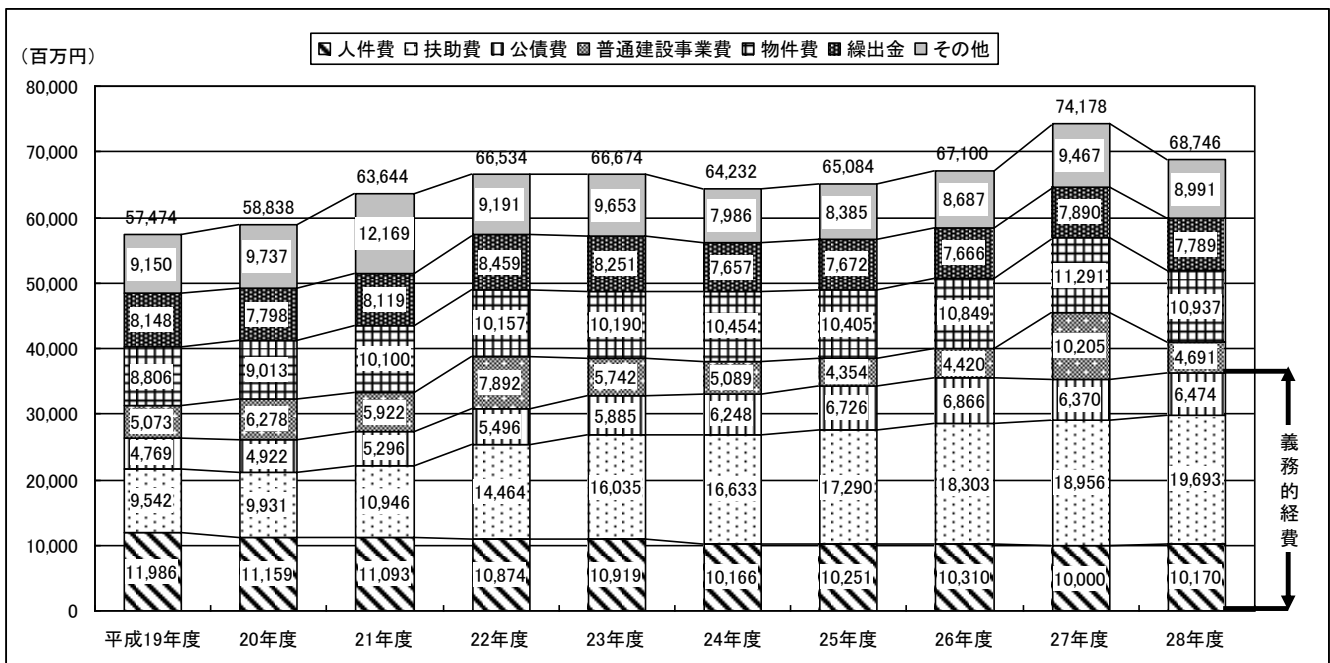
平成 28 年度は対平成 19 年度比で約 2.1 倍（101 億 5,100 万円増）に増加—

○平成 19（2007）年度以降、普通会計の歳出決算総額は、歳入と同様に概ね増加傾向で推移しており、平成 28（2016）年度は 687 億 4,600 万円、平成 19（2007）年度の 574 億 7,400 万円と比べて約 1.2 倍（112 億 7,200 万円）に増加しています。

○その内訳を性質別にみると、支出が義務付けられ任意に節約できない経費であり、人件費⁹、扶助費¹⁰及び公債費¹¹からなる義務的経費が、障害者自立支援給付費や生活保護費等の扶助費の増加によって、平成 19（2007）年度の 262 億 9,600 万円から平成 28（2016）年度の 363 億 3,800 万円と約 1.4 倍（100 億 4,200 万円増）に増加しているのが目立ちます。

図表 2-7-6 普通会計による歳出決算額の推移

出典：財政課「普通会計決算カード」



○平成 19（2007）年度と平成 28（2016）年度の歳出決算総額の構成比を比較すると、義務的経費の占める割合は 45.8%から 52.9%の 7.1 ポイント増、その中でも扶助費が 16.6%から 28.6%と 12 ポイント増、金額ベースでは 95 億 4,200 万円から 196 億 9,300 万円と約 2.1 倍（101 億 5,100 万円増）に大きく増加しています。平成 27（2015）年度の義務的経費比率を、多摩地域 25 市と比較すると、本市は低い方から 12 番目の中位に位置しています。

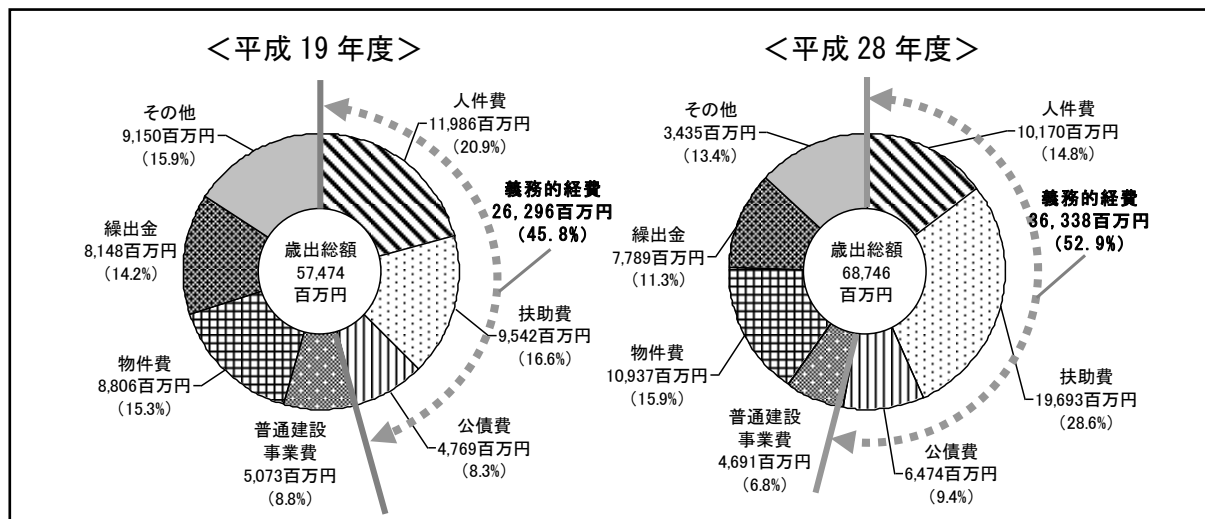
○少子・高齢化の進展に伴い、今後さらに扶助費が増加し、義務的経費を押し上げることによって、老朽化した既存の公共施設の機能を適正に確保するために必要な投資的経費の減少を招くなど、財政余力の低下に拍車がかかることが大いに懸念されます。

⁹ 職員の給料・諸手当、特別職及び議員への報酬、委員会委員等への報酬など。

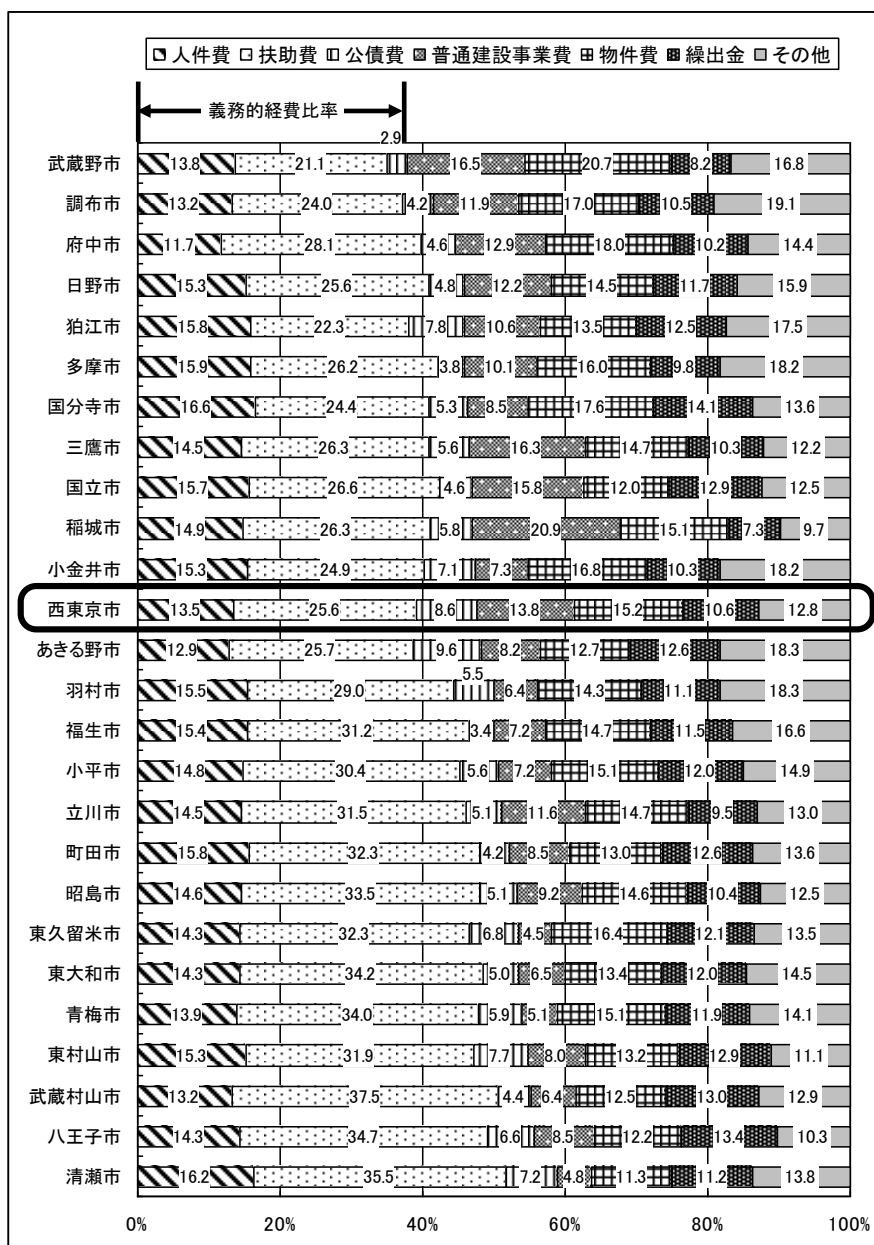
¹⁰ 社会保障制度の一環として地方自治体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方自治体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

¹¹ 地方自治体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

図表 2-7-7 普通会計による歳出決算総額の構成
出典：財政課「普通会計決算カード」



図表 II-7-8 義務的経費比率の都市間比較 (比率の低位順)
出典：東京都総務局行政部「市町村決算状況調査結果 (平成 27 年度)」



(3) 主要財政指標

一 経常収支比率は90%台の高止まりの傾向が続いており、財政構造の硬直化が進行一

○人件費や扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費に充当された毎年度経常的に収入される一般財源の割合であり、この値が低いほど財政構造の弾力性が高いとされている経常収支比率は、平成23(2011)年度以降、90%台の高止まりの傾向が続き、平成28(2016)年度では95.8%となっています。

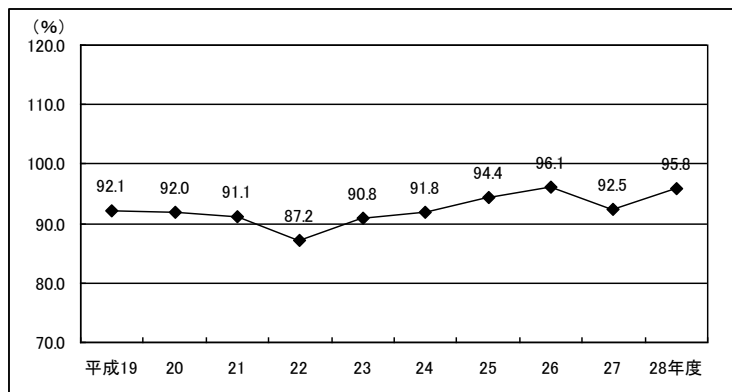
○平成27(2015)年度の経常収支比率を、多摩地域25市と比較すると、本市は高い方から5番目の低水準となっています。

○財政基盤の強弱を判断する指標であり、標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度自力で調達できるのかを示す財政力指数は、平成24(2012)年度に過去10年間で最も低い0.870に低下したものの、その後は上昇傾向に転じ、平成28(2016)年度では0.898となっています。

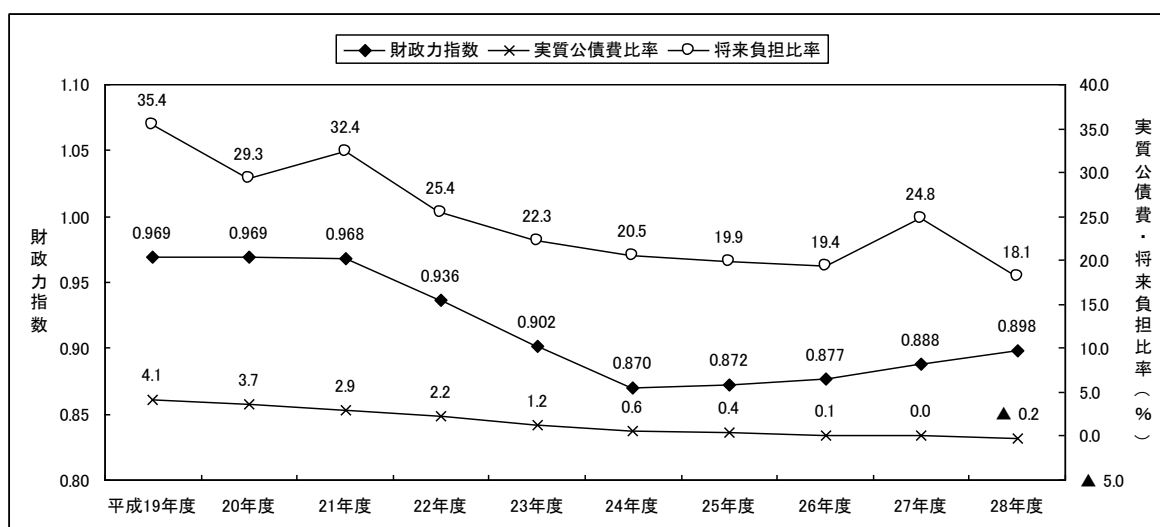
○地方債の償還や一時借入金利子等の合計額の標準財政規模^{1 2}に対する比率であり、地方自治体の財政負担の適正度を示す指標として、起債に協議を要する自治体と許可を要する自治体の判定¹⁰に用いられる実質公債費比率は、平成20(2008)年度以降、一貫して対前年度マイナスの改善傾向で推移しています。

○将来負担する必要がある実質的な負債額が、当該自治体の財政の大きさに占める割合を示し、将来的に財政が圧迫される可能性がどの程度高いのかを表す将来負担比率は、平成22(2010)年度以降、概ね一貫して改善傾向で推移しており、平成28(2016)年度は18.1%と過去10年間で最も低くなっています。

図表2-7-9 経常収支比率の推移
出典：財政課「普通会計決算カード」



図表2-7-10 財政力指数・実質公債費比率・将来負担比率の推移
出典：財政課「普通会計決算カード」



^{1 2} 地方自治体が標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、地方税や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などを合計したもの。

¹⁰ 実質公債費比率が18%以上となった場合には、起債にあたって国の許可が必要となる。

図表 2-7-11 主要財政指標の都市間比較

出典：東京都総務局行政部「市町村決算状況調査結果（平成 27 年度）」

順位	市名	財政力指数	順位	市名	経常収支比率 (%)	順位	市名	実質公債費比率 (%)	順位	市名	将来負担比率 (%)
1	武蔵野市	1.434	1	武蔵野市	80.8	1	東大和市	▲ 2.3	1	八王子市	—
2	調布市	1.199	2	府中市	81.3	2	国立市	▲ 2.0		立川市	—
3	府中市	1.144	3	八王子市	84.0	3	町田市	▲ 1.7		武蔵野市	—
4	立川市	1.098		三鷹市	84.0	3	福生市	▲ 1.7		青梅市	—
5	多摩市	1.086	5	調布市	85.0	5	武蔵野市	▲ 0.8		府中市	—
6	三鷹市	1.082	6	福生市	86.2	5	国分寺市	▲ 0.8		昭島市	—
7	小金井市	1.005	7	稲城市	87.1	7	武蔵村山市	▲ 0.6		調布市	—
8	国分寺市	0.991	8	多摩市	87.8	8	八王子市	▲ 0.5		町田市	—
9	国立市	0.986	9	立川市	87.9	8	日野市	▲ 0.5		小平市	—
10	羽村市	0.985	10	狛江市	88.8	10	多摩市	▲ 0.2		国分寺市	—
11	町田市	0.975	11	東村山市	88.9	11	西東京市	0.0	国立市	—	
12	小平市	0.966	12	町田市	90.3	12	昭島市	0.9	福生市	—	
13	昭島市	0.963		国立市	90.3	13	羽村市	1.0	東大和市	—	
14	日野市	0.959	14	清瀬市	90.5	14	小平市	1.1	武蔵村山市	—	
15	八王子市	0.941	15	小金井市	90.8	15	東久留米市	1.6	多摩市	—	
16	稲城市	0.924		東大和市	90.8	15	稲城市	1.6	羽村市	—	
17	西東京市	0.888	17	国分寺市	90.9	17	青梅市	1.7	17	東久留米市	3.8
18	青梅市	0.874	18	小平市	91.8	18	調布市	1.8	18	日野市	8.2
19	狛江市	0.865		日野市	91.8	19	立川市	2.0	19	東村山市	16.2
20	東大和市	0.849	20	武蔵村山市	92.0	20	小金井市	3.1	20	稲城市	19.7
21	東久留米市	0.818	21	東久留米市	92.2	21	府中市	3.2	21	三鷹市	21.7
22	東村山市	0.811	22	西東京市	92.5	22	三鷹市	3.9	22	西東京市	24.8
23	武蔵村山市	0.810	23	昭島市	93.0	22	狛江市	3.9	23	小金井市	25.6
24	福生市	0.762	24	あきる野市	93.7	24	清瀬市	4.4	24	狛江市	28.4
25	あきる野市	0.716	25	青梅市	96.7	25	東村山市	5.2	25	清瀬市	29.4
26	清瀬市	0.666	26	羽村市	96.7	26	あきる野市	7.3	26	あきる野市	61.8
市部平均		0.954	市部計		95.1	市部平均		1.7	市部平均		—

(4) 職員数

—人口1万人当たりの一般行政職の職員数は、多摩地域26市中3番目に少ない—

○本市では、これまで4次にわたり、行政内部の固定的な経常経費の削減を主たる目的とした「定員適正化計画」を策定し、継続的に人件費の抑制に取り組んでいます。

○平成28(2016)年4月1日現在の職員数は1,004人であり、平成19(2007)年4月1日現在の1,134人と比べ11.5%(130人)減少しています。

○この結果、歳出決算総額に対する人件費の割合は、平成19(2007)年度の20.4%から概ね一貫して減少傾向で推移しており、平成28(2016)年度

では14.8%、対平成19(2007)年度比で5.6ポイント低下しています。

○平成28(2016)年4月1日現在の一般行政職の職員数と、平成28(2016)年1月1日現在の住民基本台帳人口から算出した人口1万人当たりの職員数は31.9人であり、多摩地域26市中では少ないから3番目という状況にあります。

図2-7-12 職員数等の推移

出典：東京都総務局行政部「東京都区市町村年報」
注) 職員数は各年4月1日現在、歳出決算額に対する人件費の割合は年度ベース。

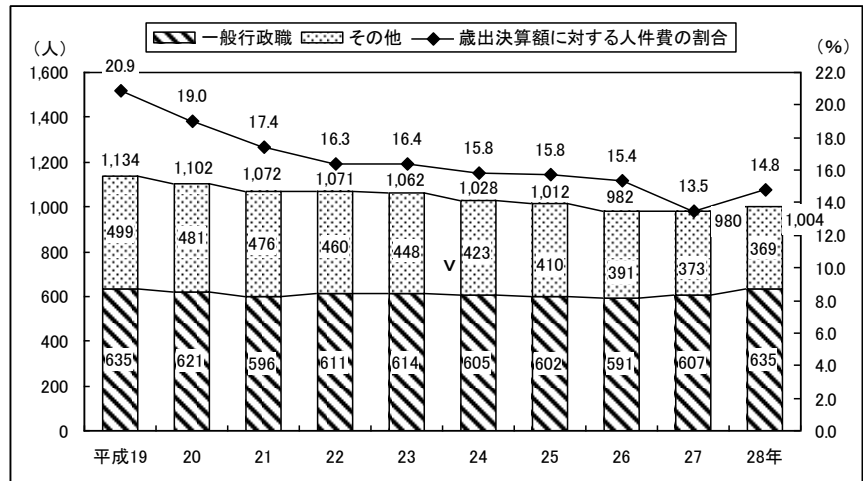


図2-7-13 人口1万人当たりの一般行政職員数の都市間比較(1/2)

出典：職員数は東京都総務局行政部「東京都区市町村年報(平成28年4月1日現在)」、人口は同「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(平成28年1月1日現在)」

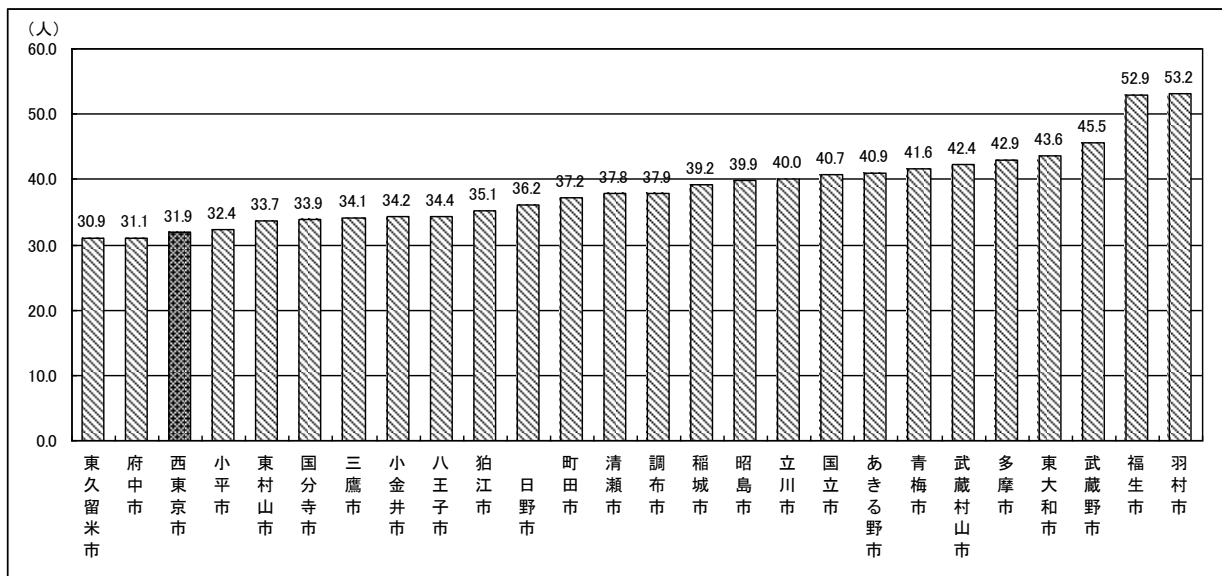


図 2-7-13 人口 1 万人当たりの一般行政職員数の都市間比較 (2 / 2)
 出典：職員数は東京都総務局行政部「東京都区市町村年報 (平成 28 年 4 月 1 日現在)」、人口は
 同「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 (平成 28 年 1 月 1 日現在)」

順位	市名	H28.4.1現在 一般行政職 職員数 (人)	平均経験 年数		H28.1.1現在 住民基本 台帳人口 (人)	人口1万人 当たりの 職員数 (人)
			年	月		
1	東久留米市	362	17年	0月	117,128	30.9
2	府中市	798	15年	9月	256,748	31.1
3	西東京市	635	19年	2月	198,974	31.9
4	小平市	611	16年	4月	188,609	32.4
5	東村山市	508	17年	10月	150,858	33.7
6	国分寺市	407	19年	1月	119,940	33.9
7	三鷹市	623	19年	2月	182,897	34.1
8	小金井市	404	15年	8月	117,978	34.2
9	八王子市	1,937	19年	9月	562,795	34.4
10	狛江市	281	16年	2月	80,008	35.1
11	日野市	661	21年	1月	182,765	36.2
12	町田市	1,587	17年	11月	426,937	37.2
13	清瀬市	281	18年	3月	74,403	37.8
14	調布市	859	17年	9月	226,413	37.9
15	稲城市	343	16年	8月	87,461	39.2
16	昭島市	451	21年	6月	112,897	39.9
17	立川市	720	19年	4月	179,796	40.0
18	国立市	305	18年	0月	74,971	40.7
19	あきる野市	333	19年	10月	81,483	40.9
20	青梅市	569	21年	5月	136,750	41.6
21	武蔵村山市	306	20年	5月	72,243	42.4
22	多摩市	635	21年	8月	147,849	42.9
23	東大和市	375	17年	9月	86,101	43.6
24	武蔵野市	652	18年	3月	143,262	45.5
25	福生市	310	16年	11月	58,613	52.9
26	羽村市	300	20年	11月	56,355	53.2
	市部平均	587	18年	6月	158,624	38.6

(5) 公共施設

一既存施設の大規模改修や建替えに必要な費用は、年平均約 37.4 億円に上る見込み一

○現在、全国的に昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長期に集中的に建設された学校や集会施設等の公共施設の老朽化が一斉に進行し、今後、既存施設の機能を適正に確保するための大規模改修や建替えのために必要な費用が大幅に不足すると見込まれています。

○本市の公共施設は、昭和 40 年代から 50 年代（1965～1984 年頃）の急激な人口増加にあわせ小・中学校を中心に整備が進められ、この頃に整備された施設の多くが、今後数年以内に大規模改修や建替えといった更新の時期を迎える見込みです。

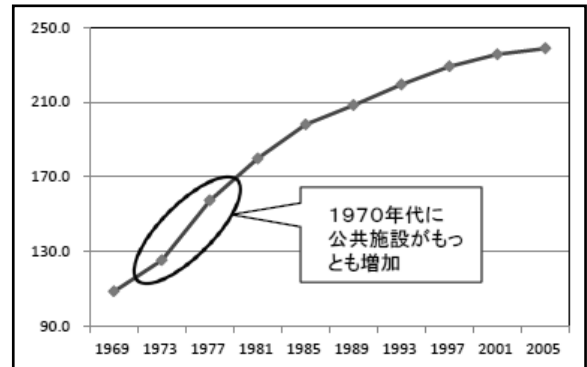
○加えて、平成 13（2001）～22（2010）年度までの新市建設計画¹³の期間中には、合併特例債等を活用し、さらに多くの公共施設が整備されています。

○今後も引き続き、既存の保有総量を維持し、現在と同規模で全ての施設を更新した場合に係る経費は、公共施設等総合管理計画¹⁴の計画期間である平成 28（2016）～45（2033）年度までの 18 年間の総額で約 673 億円、年平均で約 37.4 億円に上り、1 年当たり約 17.4 億円の財源不足が生じると予測されています。

○少子・高齢化の進展に伴う扶助費の増加等により、今後ますます既存施設の機能を適正に確保するための更新に充当可能な財源が減少していくと予測される中、施設を介した行政サービスの将来的な需給動向を踏まえながら、既存施設のあり方を抜本的に見直し、施設総量の削減に取り組むことは、本市においても極めて重要な政策課題の 1 つとなっています。

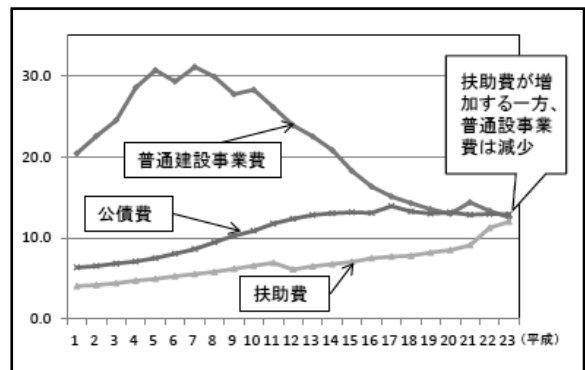
図表 2-7-14 市町村保有の主な公共施設の延床面積の推移（k㎡）

出典：総務省「公共施設状況調査」



図表 2-7-15 普通建設事業費等の推移(兆円)

出典：総務省「地方財政状況調査」



¹³ 「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づき、合併後の新市の将来の姿を示すとともに、まちづくりの基本的な方針となる計画。

¹⁴ 道路や下水道等のインフラ施設を含め、公共施設等の老朽化対策に計画的に取り組むとともに、財政負担の軽減・平準化を図り、将来を見据えた適切な公共施設等のあり方を検討していくための基本的な方針を示すもの。

図 2-7-16 既存公共施設の築年別・施設種別の延床面積
 出典：企画政策課「西東京市公共施設等総合管理計画（平成 27 年 12 月）」

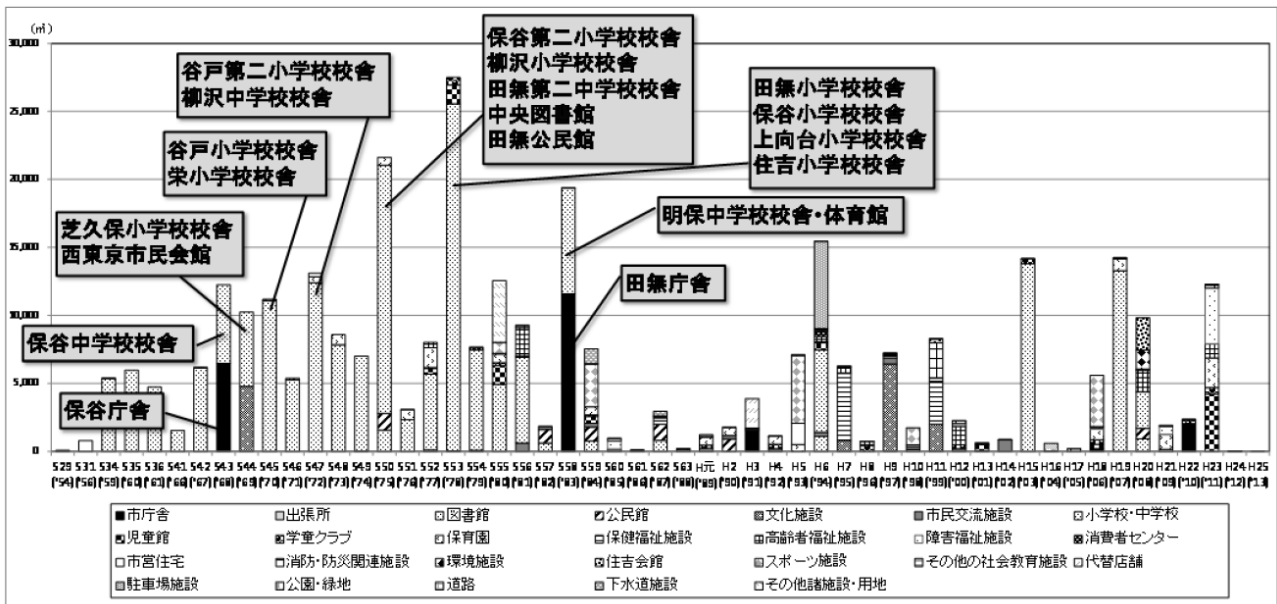
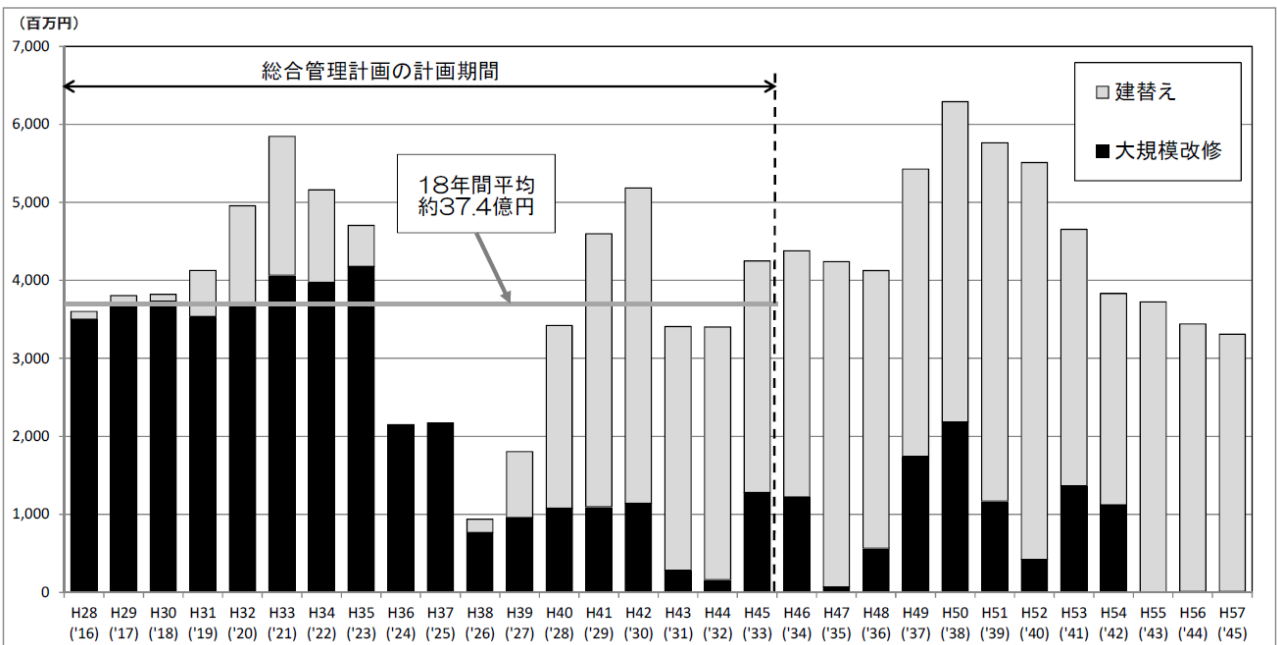


図 2-7-17 既存公共施設の更新費用の推計結果
 出典：企画政策課「西東京市公共施設等総合管理計画（平成 27 年 12 月）」



第3章 分野別の国・東京と及び本市の現状

1 地域コミュニティ

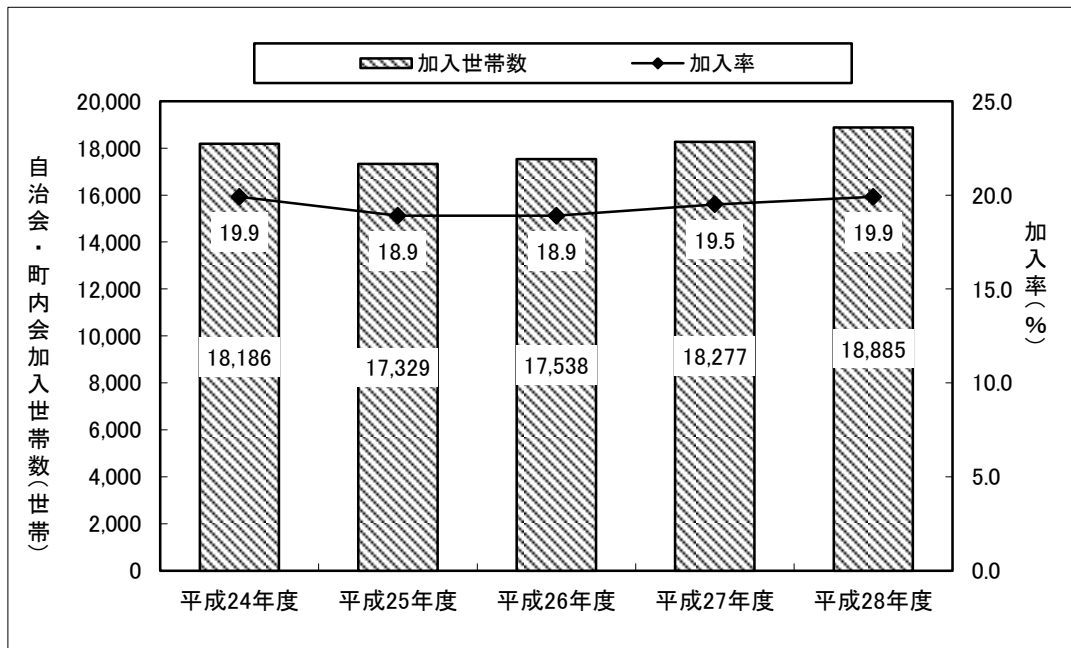
(1) コミュニティ・市民活動

①本市の動向を示すデータ

図3-1-1 自治会・町内会加入世帯数及び加入率の推移

出典：協働コミュニティ課資料

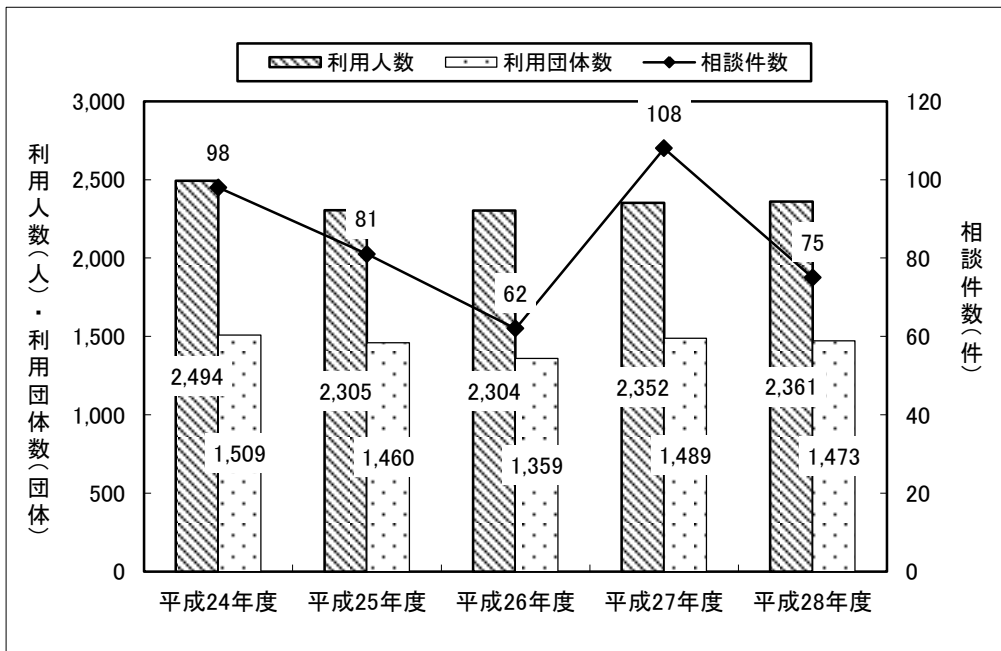
総人口及び総世帯数は市民課資料（各年1月1日時点）



	自治会・町内会数		加入世帯数		加入率		総世帯数 (世帯)	総人口 (人)	平均世帯 人員(人/ 世帯)
	実数(件)	増減率 (%)	実数(世 帯)	増減率 (%)	実数(%)	増減(ポイ ント)			
平成25年度	232	—	18,186	—	19.9	—	91,253	197,805	2.17
平成26年度	226	▲ 2.6	17,329	▲ 4.7	18.9	▲ 5.0	91,690	197,546	2.15
平成27年度	225	▲ 0.4	17,538	1.2	18.9	0.0	92,610	198,267	2.14
平成28年度	225	0.0	18,277	4.2	19.5	3.2	93,493	198,974	2.13
平成28年度	223	▲ 0.9	18,885	3.3	19.9	2.1	94,692	199,790	2.11

図3-1-2 市民協働推進センター「ゆめこらぼ」利用状況の推移

出典：協働コミュニティ課資料



	利用者数		利用団体数		相談件数	
	実数(人)	増減率(%)	実数(団体)	増減率(%)	実数(件)	増減率(%)
平成24年度	2,494	—	1,509	—	98	—
平成25年度	2,305	▲ 7.6	1,460	▲ 3.2	81	▲ 17.3
平成26年度	2,304	▲ 0.0	1,359	▲ 6.9	62	▲ 23.5
平成27年度	2,352	2.1	1,489	9.6	108	74.2
平成28年度	2,361	0.4	1,473	▲ 1.1	75	▲ 30.6

図3-1-3 企業・団体・NPOなどとの協働事業数の推移

出典：協働コミュニティ課資料

(2) 多文化共生・平和

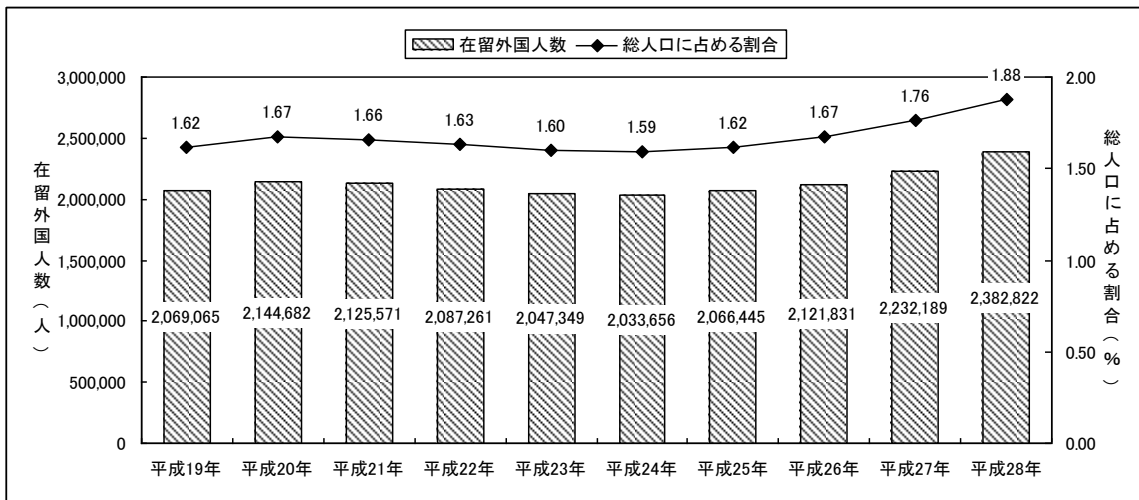
①国の動向

<主要な統計指標の推移等>

○法務省の「平成 29 年版出入国管理」によると、平成 28 (2016) 年 12 月 31 日現在、在留外国人数は 238 万 2,822 人であり、前年と比べて 15 万 633 人 (6.7%) 増加しています。

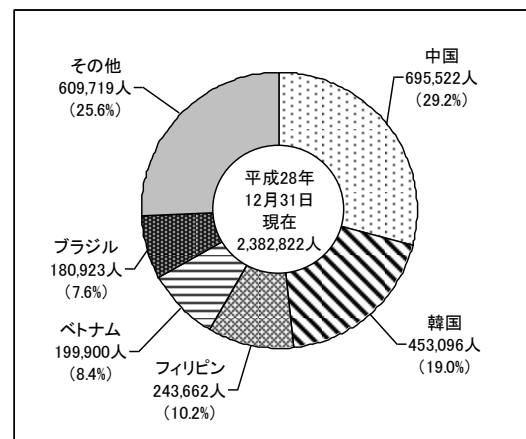
○平成 28 (2016) 年 12 月 31 日現在、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口 1 億 2,693 万人 (平成 28 (2016) 年 10 月 1 日現在人口推計 (総務省統計局)) に対し 1.88% であり、前年と比べて 0.12 ポイント上昇しています。

図 3-1-4 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移
出典：法務省「平成 29 年版出入国管理 (各年 12 月 31 日現在)」



○平成 28 (2016) 年 12 月 31 日現在における在留外国人数について、上位 5 位を国別にみると、中国が 69 万 5,522 人で全体の 29.0% を占め、以下、韓国の 45 万 3,096 人 (構成比 19.0%)、フィリピンの 24 万 3,662 人 (10.2%)、ベトナム 19 万 9,990 人 (8.4%)、ブラジル 18 万 923 人 (7.6%) の順となっています。

図表 3-1-5 在留外国人数の内訳 (H28 年 12 月 31 日現在)
出典：法務省「平成 29 年版出入国管理」



②本市の動向を示すデータ

図3-1-6 外国人人口及び外国人人口比率の推移

出典：市民課資料（各年1月1日）

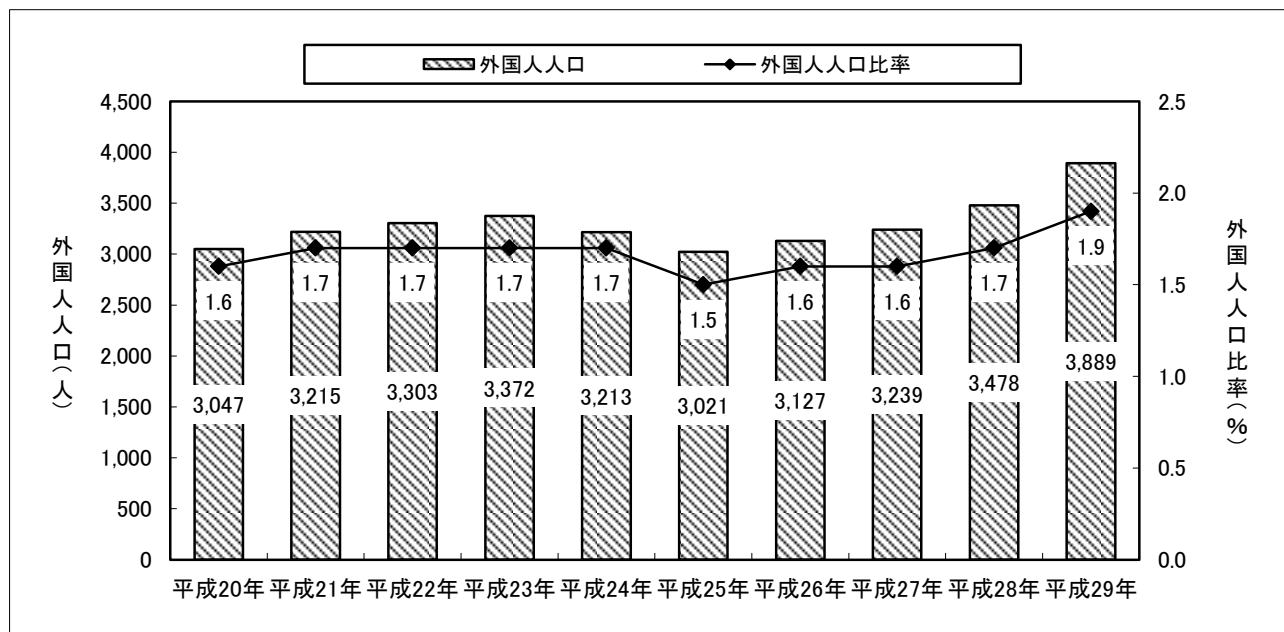


図3-1-7 国籍別外国人人口（各年上位10か国）

出典：市民課資料（各年1月1日）

順位	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	国籍	実数(人)	国籍	実数(人)	国籍	実数(人)	国籍	実数(人)	国籍	実数(人)
1	中国	1,337	中国	1,379	中国	1,454	中国	1,509	中国	1,736
2	韓国・朝鮮	830	韓国・朝鮮	810	韓国・朝鮮	808	韓国・朝鮮	866	韓国・朝鮮	869
3	フィリピン	245	フィリピン	253	フィリピン	263	フィリピン	261	フィリピン	283
4	米国	86	米国	95	米国	105	米国	120	ベトナム	179
5	タイ	59	タイ	60	ベトナム	61	ベトナム	117	米国	122
6	英国	42	ベトナム	53	インドネシア	51	インドネシア	64	インドネシア	69
7	インド	41	インドネシア	45	タイ	51	タイ	54	タイ	59
8	フランス	30	英国	38	英国	37	英国	52	ネパール	56
9	ベトナム	23	インド	33	ネパール	35	インド	45	英国	50
その他		328		361		374		390		466
合計		3,021		3,127		3,239		3,478		3,889

図3-1-8 外国人人口比率の多摩26市間比較（平成29年1月1日現在）

出典：東京都人口統計課資料

順位	市名	外国人人口 (人)	外国人人口比 率(%)	総人口(人)
1	福生市	3,359	5.7	58,554
2	小平市	4,561	2.4	189,885
3	昭島市	2,467	2.2	112,789
4	羽村市	1,233	2.2	56,244
5	立川市	3,859	2.1	181,554
6	八王子市	11,113	2.0	563,228
7	武蔵野市	2,817	2.0	143,964
8	小金井市	2,379	2.0	119,359
9	国立市	1,509	2.0	75,452
10	武蔵村山市	1,427	2.0	72,238
11	西東京市	3,889	1.9	199,790
12	三鷹市	3,376	1.8	185,101
13	府中市	4,676	1.8	258,000
14	調布市	4,037	1.8	229,886
15	東村山市	2,524	1.7	150,739
16	国分寺市	1,910	1.6	120,656
17	東久留米市	1,822	1.6	116,867
18	多摩市	2,402	1.6	148,293
19	日野市	2,805	1.5	183,589
20	清瀬市	1,136	1.5	74,510
21	狛江市	1,168	1.4	80,807
22	町田市	5,505	1.3	428,572
23	東大和市	1,090	1.3	85,945
24	稲城市	1,183	1.3	89,089
25	青梅市	1,646	1.2	135,986
26	あきる野市	740	0.9	81,403
市部合計		74,633	1.8	4,142,500
区部合計		410,650	4.4	9,302,962
東京都全体		486,346	3.6	13,530,053

図3-1-9 平和事業の参加者数の推移

出典：協働コミュニティ課「事務報告書」

	参加者数		事業別参加者数内訳(人)					
	実数(人)	増減率(%)	西東京市 平和の日 事業	非核・平和 パネル展	広島平和 の旅	夏休み平 和映画会	ピース ウォーク	非核・平和 学習会
平成24年度	746	—	470	98	8	135	26	9
平成25年度	892	19.6	495	99	8	250	—	40
平成26年度	916	2.7	420	154	4	250	21	67
平成27年度	1,644	79.5	450	740	6	350	28	70
平成28年度	1,571	▲4.4	500	520	8	470	17	56

(3) 男女共同参画

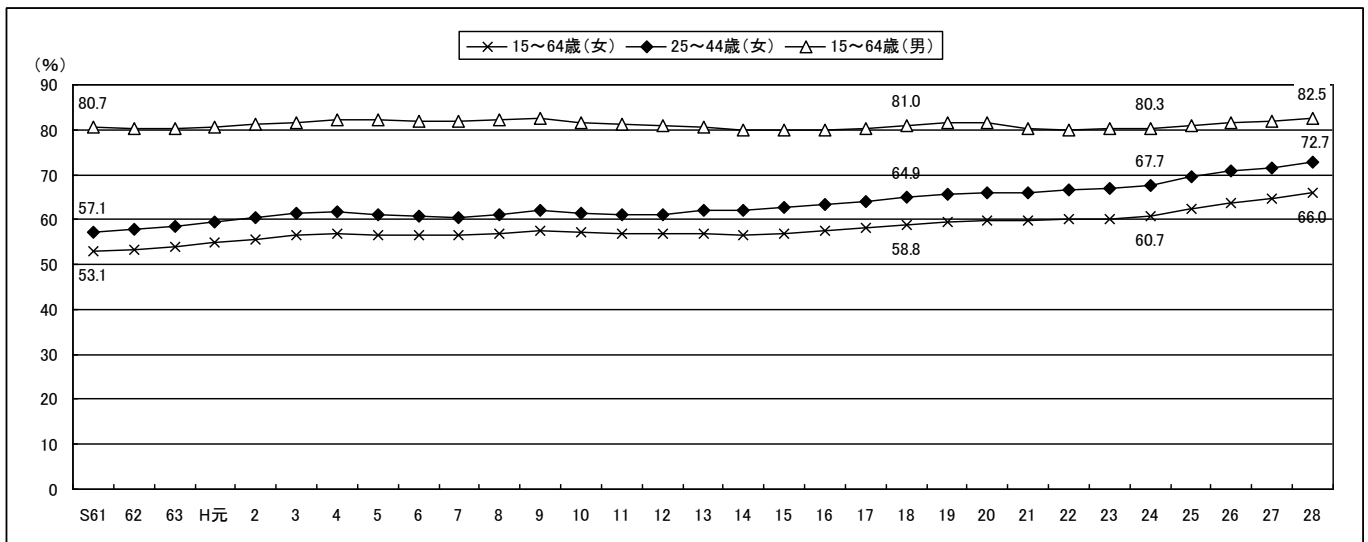
① 国の動向

①-1 主要な統計指標の推移等

○内閣府の「男女共同参画白書 平成 29 年版」によると、15～64 歳の生産年齢人口における女性の就業率は、男女雇用機会均等法が施行された昭和 61（1986）年は 53.1%でしたが、平成 28（2016）年は 66.0%と、この 30 年間に約 13%ポイント上昇しています。特に、平成 18（2006）年～28（2016）では 7.2 ポイントの上昇、平成 24（2012）年～28（2016）年では 5.3 ポイントの上昇と、この数年間の上昇幅が著しい傾向にあります。

○子育て期にあたる 25～44 歳の女性の就業率は、昭和 61（1986）年に 57.1%、平成 28（2016）年に 72.7%と、この 30 年間に 15.6 ポイント上昇しています。30 年間の上昇幅（15.6 ポイント）の半分の 7.8 ポイントは平成 18（2006）年～28（2016）年までの最近 10 年間の上昇によるもの、また、15.6 ポイントの 3 割程度にあたる 5.0 ポイントは、平成 24（2012）年～28（2016）年までの上昇によるものです。

図表 3-1-10 就業率の推移
出典：内閣府「男女共同参画白書 平成 29 年版」



①-2 近年の主要な制度改正等

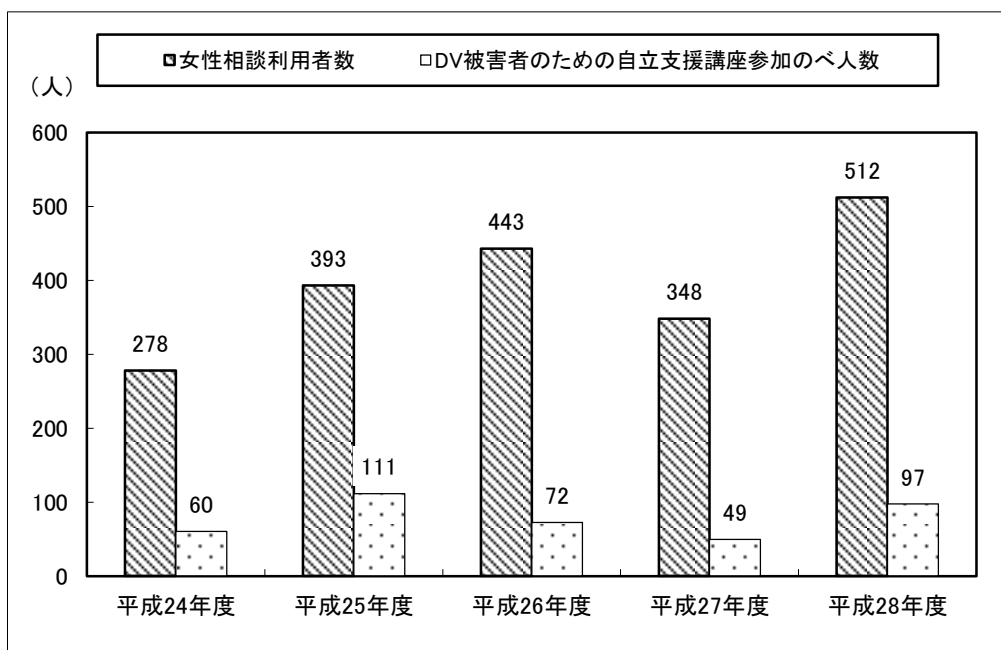
◆女性活躍推進法：平成 28（2016）年 4 月施行

○本法律の施行により、国や地方自治体、301 人以上の労働者を常時雇用する事業主は、女性の活躍推進に向けた「事業主行動計画」の策定・公表等が義務付けられました。この行動計画の策定にあたって、各事業主は先ず自らの事業における女性の活躍についての現状把握や課題分析を行った上で、その結果を勘案し、女性の活躍推進に向けた数値目標や取組を計画の中に盛り込むこととされています。

②本市の動向を示すデータ

図表 3-1-11 女性相談等の利用人数の推移

出典：協働コミュニティ課「事務報告書」



2 子育て・教育

(1) 子育て支援

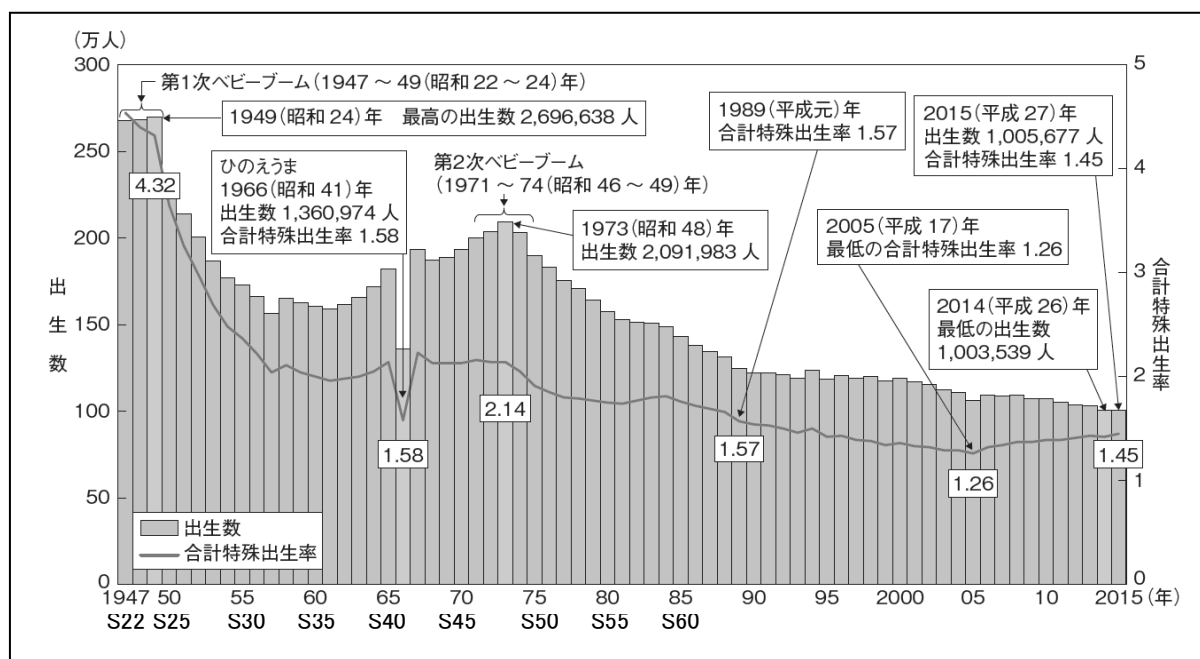
①国の動向

①-1 主要な統計指標の推移等

○我が国の年間の出生数は、昭和 50 (1975) 年に 200 万人を割り込んだ後、毎年減少し続けました。平成 3 (1991) 年以降は、増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向が続いており、平成 27 (2015) 年の出生数は 100 万 5,677 人、前年の 100 万 3,539 人と比べ 2,138 人 (0.2%) 増加¹⁵しています。

○一方、第 1 次ベビーブーム期には 4.3 を超えていた合計特殊出生率¹⁶は、昭和 50 (1975) 年に 2.0 を下回り、平成元 (1989) 年にはそれまで最低であった昭和 41 (1966) 年 (丙午) を下回る 1.57 を記録、さらに平成 17 (2005) 年には過去最低の 1.26 まで落ち込んでいます。しかし、近年は微増傾向が続いており、平成 27 (2015) 年は 1.45 で前年を 0.03 ポイント上回っています。

図表 3-2-1 出生数及び合計特殊出生率の推移
出典：厚生労働省「人口動態統計」



○厚生労働省が平成 29 (2017) 年 9 月 1 日に公表した「保育所等関連状況取りまとめ」によると、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在、全国で保育所等を利用する児童の数は 254 万 6,669 人に上り、前年と比べて 88,062 人 (3.6%) 増加しています。

¹⁵ 厚生労働省の「平成 28 (2016) 年人口動態統計の年間推計」によると、平成 28 (2016) 年の出生数は、98 万 1,000 人と推計されている。

¹⁶ 15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当。

○一方、待機児童数は 26,081 人、前年と比べて 2,528 人（10.7%）増加しており、このうち 0～2 歳の低年齢児が 23,114 人で全体の 88.6%を占めています。また、待機児童がいる市区町村数は 420（全市区町村の 24.1%）に上り、前年と比べて 34（8.8%）増加しています。

図表 3-2-2 年齢区分別の利用児童数・待機児童数
出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（4月1日現在）」

	利用児童					待機児童				
	①平成29年		②平成28年		差引(①-②) 実数(人)	③平成29年		④平成28年		差引(③-④) 実数(人)
	実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)		実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)	
低年齢児(0～2歳)	1,031,486	40.5	975,056	39.7	56,430	23,114	88.6	20,446	86.8	2,668
うち0歳児	146,972	5.8	137,107	5.6	9,865	4,402	16.9	3,688	15.7	714
うち1・2歳児	884,514	34.7	837,949	34.1	46,565	18,712	71.7	16,758	71.2	1,954
3歳以上児	1,515,183	59.5	1,483,551	60.3	31,632	2,967	11.4	3,107	13.2	▲140
合計	2,546,669	100.0	2,458,607	100.0	88,062	26,081	100.0	23,553	100.0	2,528

○平成 29（2017）年 4 月 1 日現在、待機児童数が 50 人以上いる市区町村数は 128、このうちの上位 50 市区町村の中で、本市は 45 番目に待機児童数が多い状況にあります。

図表 3-2-3 待機児童数 50 人以上の市区町村（上位 50 位まで）
出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（H29 年 4 月 1 日現在）」

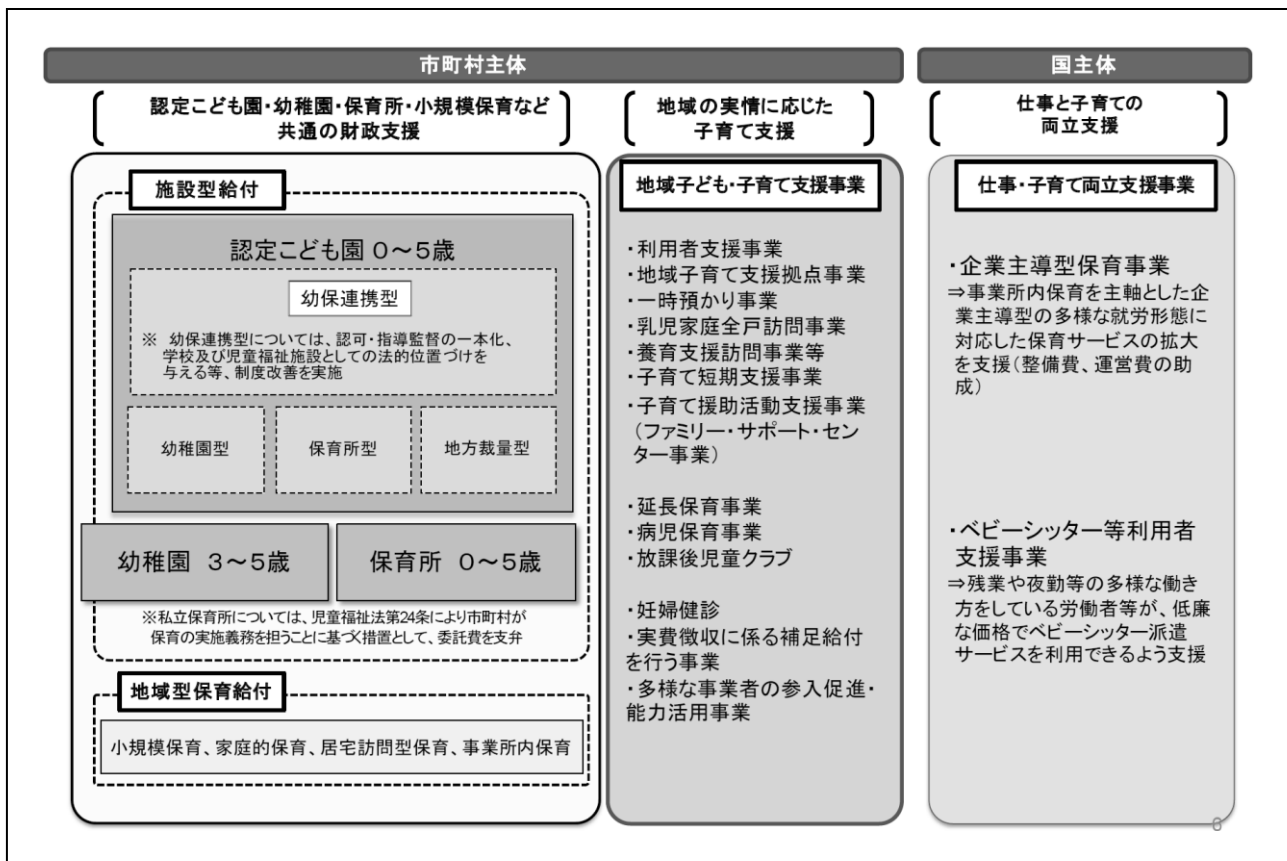
順位	都道府県	市区町村	待機児童数 (人)	対前年増減 (人)	順位	都道府県	市区町村	待機児童数 (人)	対前年増減 (人)
1	東京都	世田谷区	861	▲337	26	東京都	板橋区	231	▲145
2	岡山県	岡山市	849	120	27	東京都	町田市	229	47
3	東京都	目黒区	617	318	28	東京都	台東区	227	▲13
4	千葉県	市川市	576	62	29	福岡県	大野城市	227	136
5	東京都	大田区	572	343	30	香川県	高松市	224	▲97
6	兵庫県	明石市	547	252	31	福島県	福島市	223	98
7	大分県	大分市	463	113	32	東京都	品川区	219	41
8	沖縄県	沖縄市	440	80	33	沖縄県	那覇市	200	▲359
9	東京都	江戸川区	420	23	34	岡山県	倉敷市	186	75
10	東京都	府中市	383	87	35	東京都	荒川区	181	17
11	東京都	中野区	375	118	36	福岡県	筑紫野市	177	82
12	東京都	足立区	374	68	37	静岡県	浜松市	168	▲46
13	千葉県	習志野市	338	268	38	千葉県	浦安市	165	86
14	沖縄県	うるま市	333	202	39	東京都	港区	164	100
15	大阪府	大阪市	325	52	40	奈良県	奈良市	163	78
16	東京都	中央区	324	61	41	東京都	小金井市	156	2
17	兵庫県	西宮市	323	140	42	沖縄県	南風原町	150	▲38
18	東京都	江東区	322	45	43	東京都	墨田区	148	14
19	東京都	調布市	312	23	44	神奈川県	藤沢市	148	93
20	東京都	三鷹市	270	6	45	東京都	西東京市	146	▲8
21	東京都	渋谷区	266	▲49	46	東京都	立川市	145	▲53
22	東京都	日野市	252	69	47	京都府	京田辺市	140	140
	鹿児島県	鹿児島市	252	101	48	沖縄県	宜野湾市	140	▲32
24	沖縄県	浦添市	236	5	49	兵庫県	宝塚市	128	94
25	宮城県	仙台市	232	19	50	兵庫県	姫路市	126	80

①-2 近年の主要な制度改正等

◆子ども・子育て支援新制度：平成 27（2015）年 4 月より本格施行

- 国では、平成 24（2012）年 8 月に公布した「子ども・子育て関連 3 法¹⁷」に基づき、平成 27（2015）年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」を本格施行し、住民に最も身近な市区町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握する中で、認幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとしています。
- 具体的には、「①認定こども園¹⁸、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）」、「②小規模保育等への給付（地域型保育給付）」、「③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」を図るとしています。また、これらの取組の実施主体は、市区町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付事業を計画的に実施していくとしています。

図表 3-2-4 子ども・子育て支援新制度の概要
出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について（H29 年 6 月）」



¹⁷ 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれている。

¹⁸ 就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設のこと。

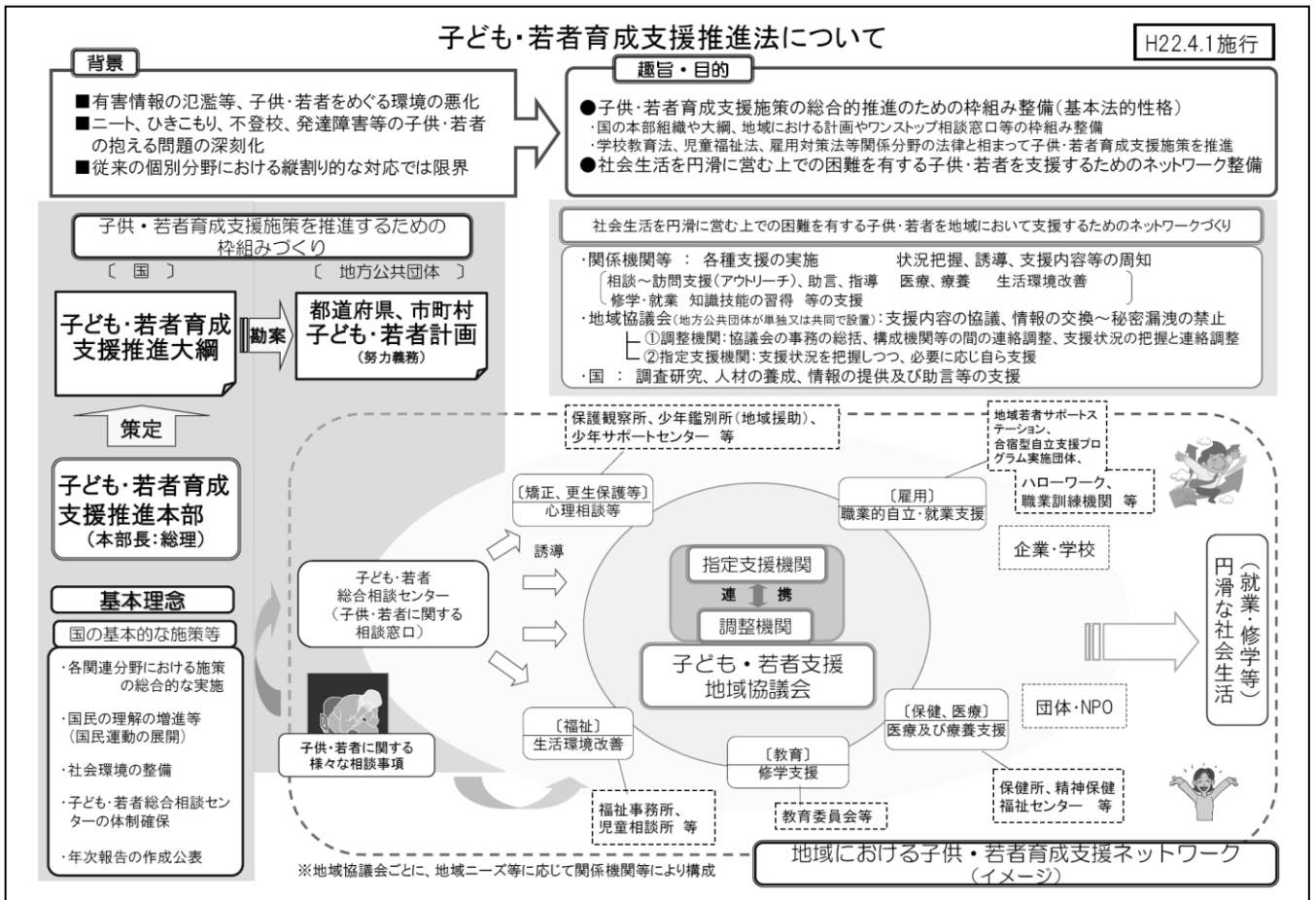
- 1 子ども・若者育成推進法：平成 22（2010）年 4 月施行
- 2 子供・若者育成支援推進大綱：平成 28（2016）年 2 月策定

①-1 子ども・若者育成推進法

○平成 22（2010）年 4 月、当時ニートやひきこもりに代表される若者の自立を巡る問題の深刻化など、子どもや若者を巡る状況は厳しい状態が続いたため、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成推進法」が施行されています。

○これにより、各自治体では、本法の基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関して国及び他の自治体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することなどが規定されました。

図表 3-2-5 子ども・若者育成支援推進法の概要
出典：内閣府「平成 29 年版 子供・若者白書」



①-2 子供・若者育成推進大綱

○平成28(2016)年2月、「①全ての子供・若者の健やかな育成」「②困難を有する子供・若者やその家族の支援」「③子供・若者の成長のための社会環境の整備」「④子供・若者の成長を支える担い手の養成」「⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針とした「子供・若者育成推進大綱」が策定されました。

○本大綱では、子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方自治体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題であることなどがうたわれています。

図表3-2-6 子供・若者育成推進大綱の概要(1/2)

出典：内閣府「平成29年版 子供・若者白書」

第1 はじめに

○全ての**子供・若者**が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、**社会的に自立した個人として健やかに成長**するとともに、多様な他者と協働しながら**明るい未来を切り拓く**ことが求められている。

○子供・若者の育成支援は、**家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等**が各々の役割を果たすとともに、**相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題**である。なお、一人一人の**子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮**する必要がある。

○全ての**子供・若者**が健やかに成長し、**全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかり**で目指す。

現状と課題

【**家 庭**】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
 ・**貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要**
 ・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、**個々の状況を踏まえた対応**が必要

【**地 域 社 会**】・地域におけるつながりの希薄化の懸念
 ・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える**共助の取組の促進**が必要

【**情報通信環境**】・常に化する情報通信環境は、子供・若者の成長に**正負の影響**をもたらす
 ・**違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応**が必要

【**雇 用**】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てる**キャリア教育、就業能力開発の機会**の充実が重要
 ・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の**正社員転換・待遇改善**等による**若者の雇用安定化と所得向上**が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの



【**課題の複合性、複雑性**】困難を抱えている**子供・若者**について、**子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校**等の問題は相互に影響し合い、**複合性・複雑性**を有していることが顕在化。

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての**子供・若者**の**健やかな育成**

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. **困難を有する子供・若者**や**その家族**の**支援**

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の**貧困対策、児童虐待防止対策**の強化

3. **子供・若者**の**成長のための社会環境**の**整備**

- ・地域等で実施される各種の**体験・交流活動**の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた**情報通信技術の適切な利用**

4. **子供・若者**の**成長を支える担い手**の**養成**

- ・官公民連携による地域における**共助機能**の充実
- ・総合的な知見を有する**コーディネーター**の養成

5. **創造的な未来**を切り拓く**子供・若者**の**応援**

- ・**グローバル人材、科学技術人材**の育成
- ・**情報通信技術**の進化に**適応し、活用**できる人材の育成
- ・**地域づくり**で活躍する**若者の応援**

図表3-2-6 子供・若者育成推進大綱の概要（2/2）

出典：内閣府「平成29年版 子供・若者白書」

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・ 放課後子ども総合プランの推進
 - ・ 社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・ 安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・ 留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・ 先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
 - ・ 情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・ 地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・ 「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・ 国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・ 世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・ 内閣総理大臣表彰の創設

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

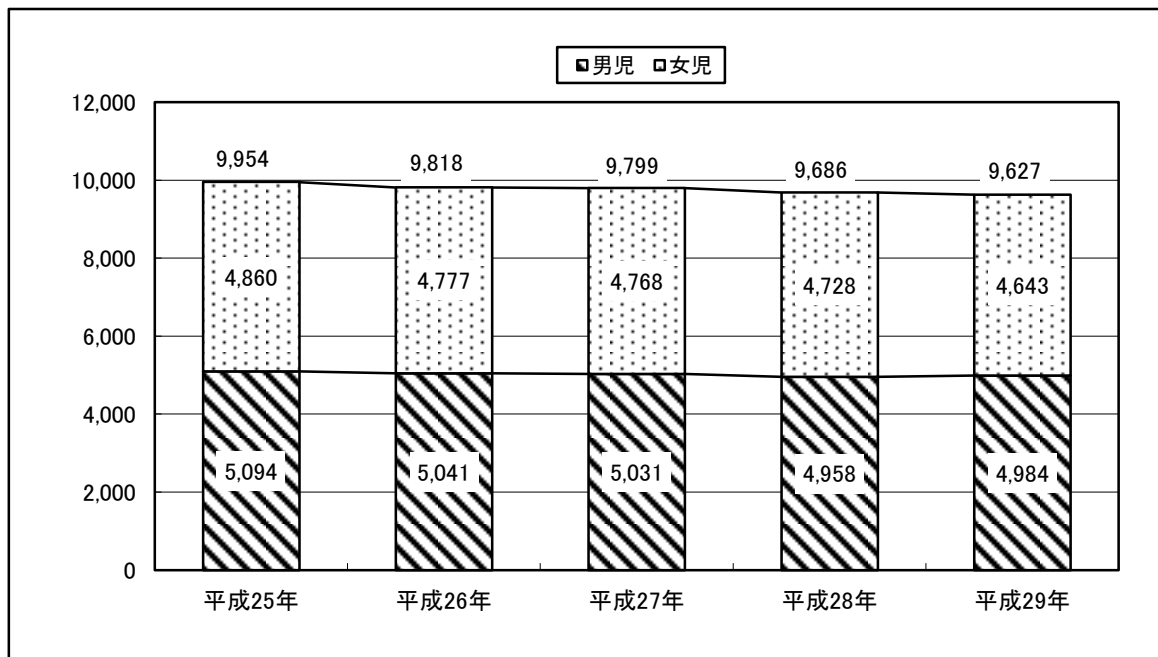
- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・ 子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・ 総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・ 教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

第4 施策の推進体制等

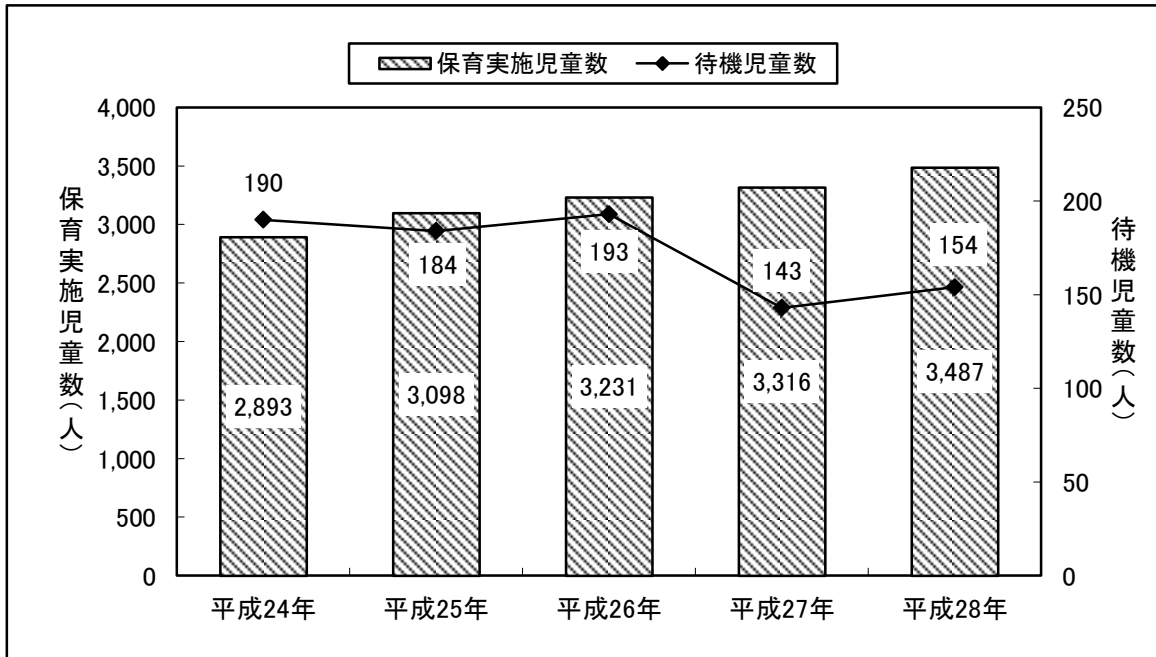
- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・ 地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

②本市の動向を示すデータ

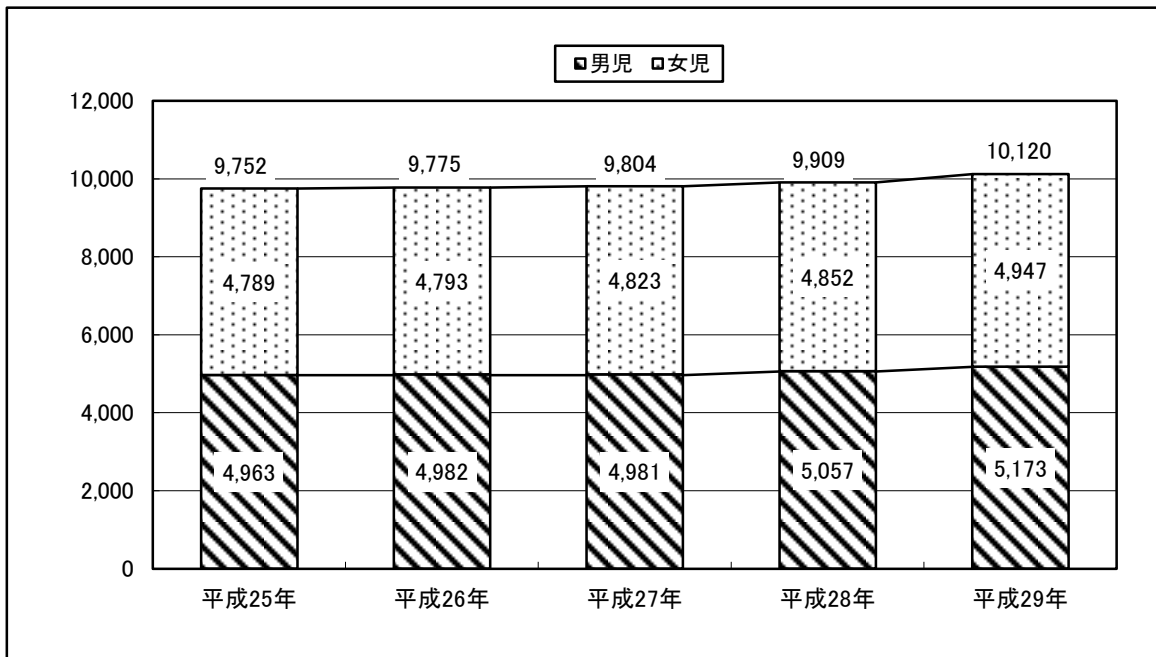
図表3-2-7 0～5歳児人口の推移
出典：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）



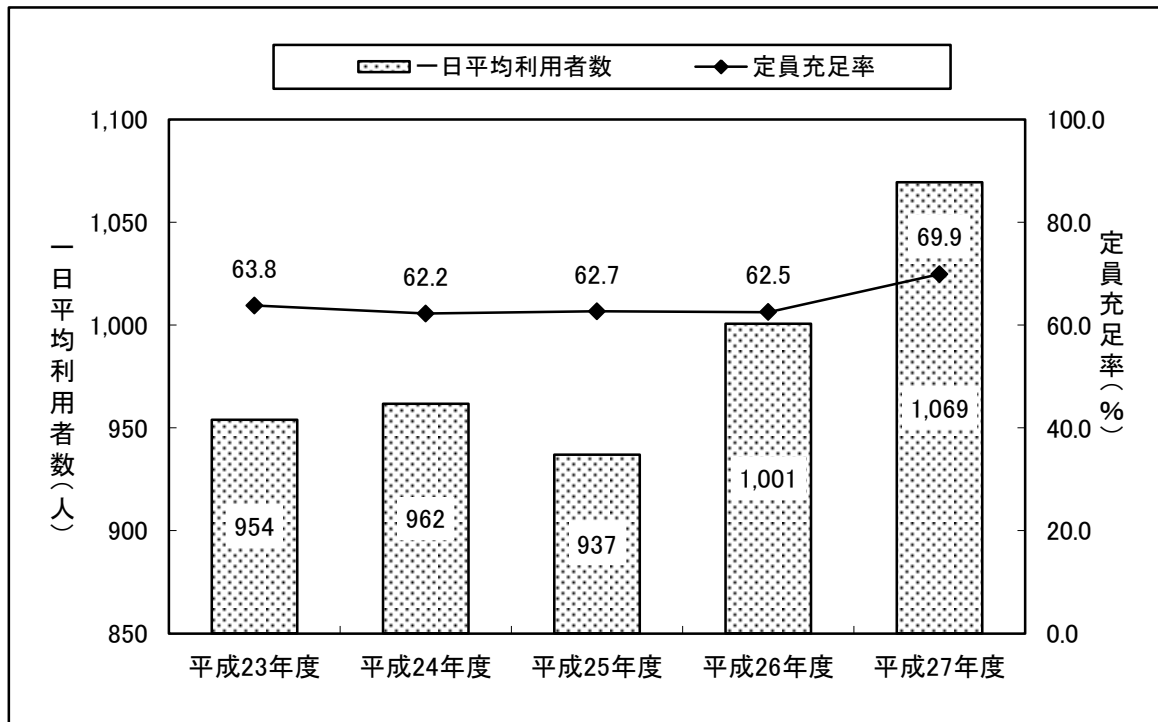
図表 3-2-8 保育サービス（認証・認可）利用児童数及び待機児童数の推移
 出典：東京市町村自治調査会「多摩データブック」（平成 24～28 年度版）



図表 3-2-9 6～11 歳児人口の推移
 出典：住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）



図表 3-2-10 学童クラブの一日平均利用者数及び定員充足率の推移
出典：西東京市統計書



(2) 義務教育

①国の動向

<近年の主要な制度改正等>

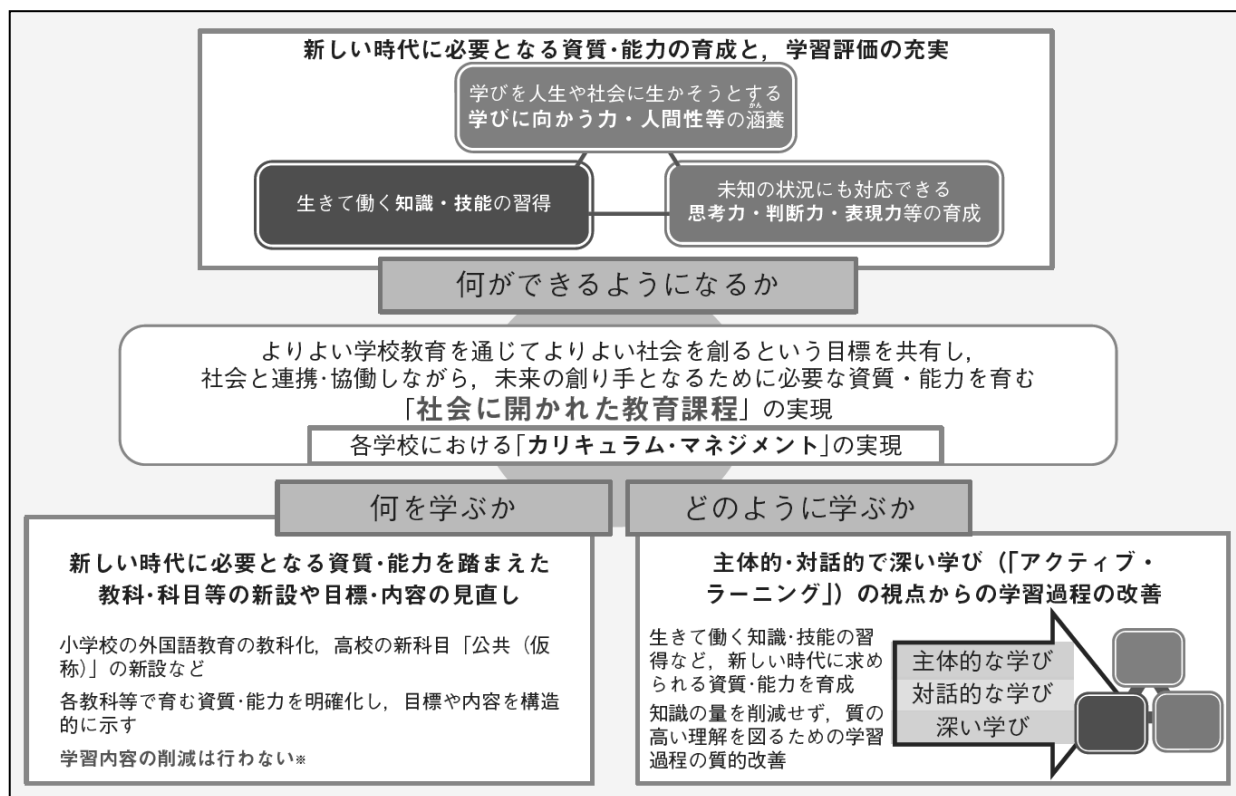
- 1 新学習指導要領：平成 29（2017）年 3 月公示
- 2 学校教育法等の一部を改正する法律：平成 28（2016）年 4 月施行
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律：平成 27（2015）年 4 月施行

①-1 新学習指導要領

- 学習指導要領は、子どもたちが全国のどこにいても一定水準の教育を受けることができるようにするため、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づき手定めるものであり、これまで概ね 10 年ごとに改訂されています。
- 平成 29（2017）年 3 月に公示された小・中学校の新学習指導要領（平成 32（2020）年度から順次実施）では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを旨とするとともに、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとしています。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況を踏まえた改善等を通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラムマネジメントの確立を目指しています。

図表 3-2-11 学習指導要領改訂の方向性

出典：文部科学省「平成 28 年度文部科学白書」



①-2 (小中一貫教育制度の導入に係る) 学校教育法等の一部を改正する法律

- 小中一貫教育とは、小・中学校が目指す子ども像を共有して9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものです。
- これまで運用されていた小中一貫教育の取組では、小・中学校が別々の組織として設置され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性の確保等に課題があったことから、国は「学校教育法等の一部を改正する法律」において、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校種を位置づけています。
- 併せて、政令において義務教育学校が就学指定の対象となる旨を規定し、省令・告示において一貫教育の軸となる新教科の創設や、学校段階間での指導内容の入れ替えなど、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例が認められる旨が規定されました。

図表3-2-12 小中一貫教育に関する制度の類型
出典：文部科学省「平成28年度文部科学白書」

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校	
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年, 中学校3年		
組織・運営	一人の校長, 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長, 教職員組織		
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け, 学校間の総合調整を担う校長を定め, 必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し, 一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から, 小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に, 適切な運営体制を整備すること	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程, 中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入れ替え・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準, 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準, 中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校, 中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内, 中学校はおおむね6km以内		

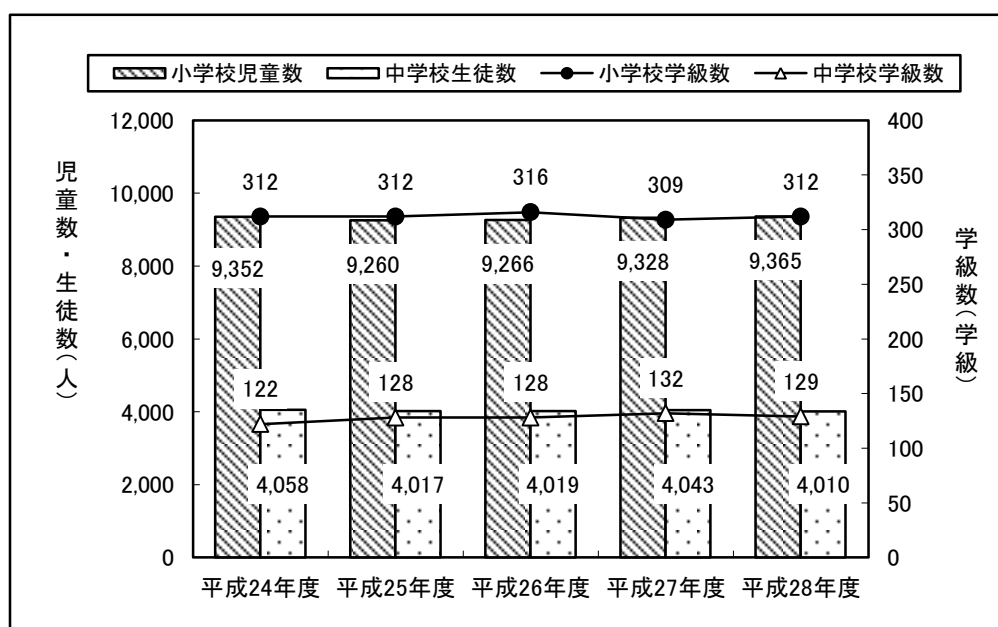
①-3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

○いじめによる自殺事件など、児童・生徒の生命や身体に係る重大かつ緊急の事態が生じたにも関わらず、教育委員会会議が速やかに招集されないなど、教育委員会による責任ある迅速で確かな対応がなされなかったことなどをきっかけとして、平成27(2015)年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

○本法律では、教育長と教育委員長を一本化した「新教育長の設置」、首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進するための「総合教育会議の設置」、地方自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた「大綱の策定」などが新たに盛り込まれています。

②本市の動向を示すデータ

図表3-2-13 児童・生徒数及び学級数の推移（各年5月1日現在）
出典：西東京市統計書



	小学校					中学校						
	学校数(校)	学級数(学級)	1学校当たり(学級)	児童数(人)	対前年増減率(%)	1学級当たり児童数(人)	学校数(校)	学級数(学級)	1学校当たり(学級)	生徒数(人)	対前年増減率(%)	1学級当たり生徒数(人)
平成24年	19	312	16	9,352	—	30	9	122	14	4,058	—	33
平成25年	19	312	16	9,260	▲ 1.0	30	9	128	14	4,017	▲ 1.0	31
平成26年	19	316	17	9,266	0.1	29	9	128	14	4,019	0.0	31
平成27年	18	309	17	9,328	0.7	30	9	132	15	4,043	0.6	31
平成28年	18	312	17	9,365	0.4	30	9	129	14	4,010	▲ 0.8	31

3 生涯学習・スポーツ等

(1) 生涯学習

①国の動向

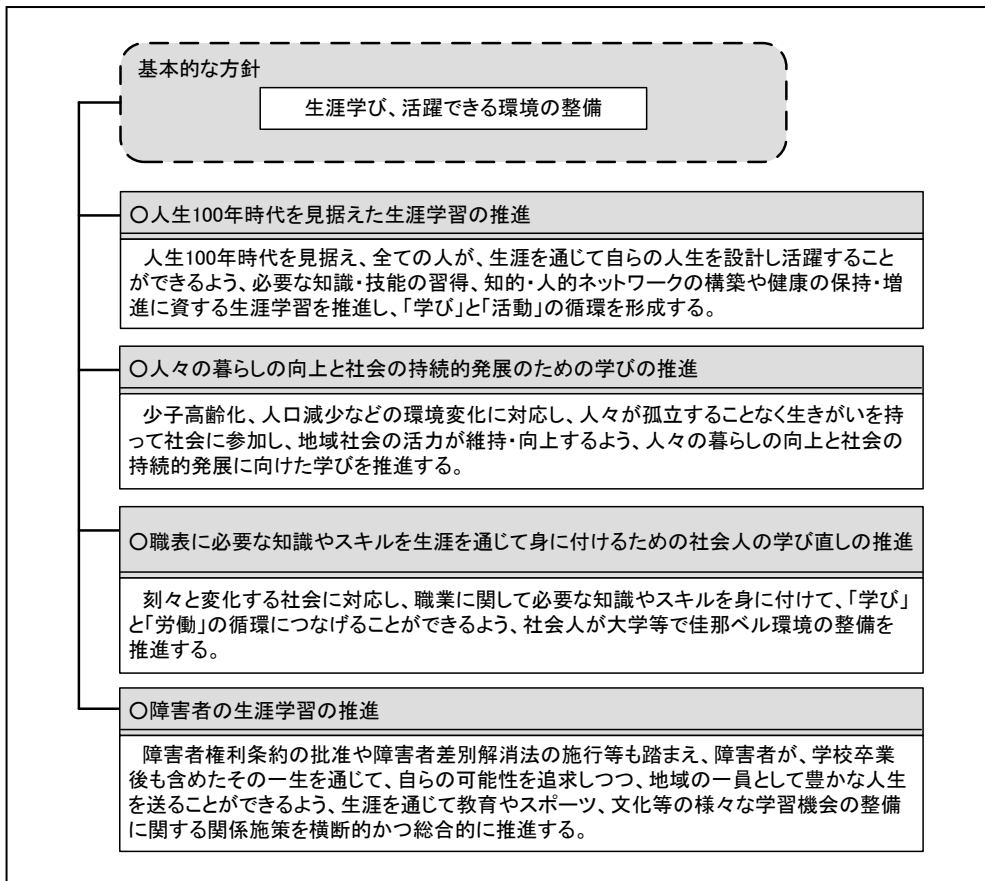
<近年の主要な制度改正等>

◆第3期教育振興計画：平成29（2017）年度中に策定

- 現在、国は、「第3期教育振興計画（計画期間：平成30（2018）～34（2022）年度）」の策定に向け、今後の教育政策の目標やそれを実現するために必要な施策群の検討を進めています。
- 平成29（2017）年9月に文部科学省が公表した、中央教育審議会教育振興基本計画部会において、現時点までの検討の状況をまとめた「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」によると、平成42（2030）年以降の社会を展望した中で、生涯学習に関わる今後5年間の教育政策の目標を次のように掲げています。

図表3-3-1 生涯学習に関わる今後5年間の教育政策の目標

出典：中央教育審議会教育振興基本計画部会「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（H29年9月）」



- 本資料では、今後、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測される中、人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のために活動することにつなげていくことの必要性が一層高まっていくとしています。

(2) 生涯スポーツ・レクリエーション

①国の動向

<近年の主要な制度改正等>

◆第2期スポーツ基本計画：平成29（2017）年3月策定

○国は、平成29（2017）年3月、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方自治体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となる、「第2期スポーツ基本計画（計画期間：平成29（2017）～33（2021）年度）」を策定しています。

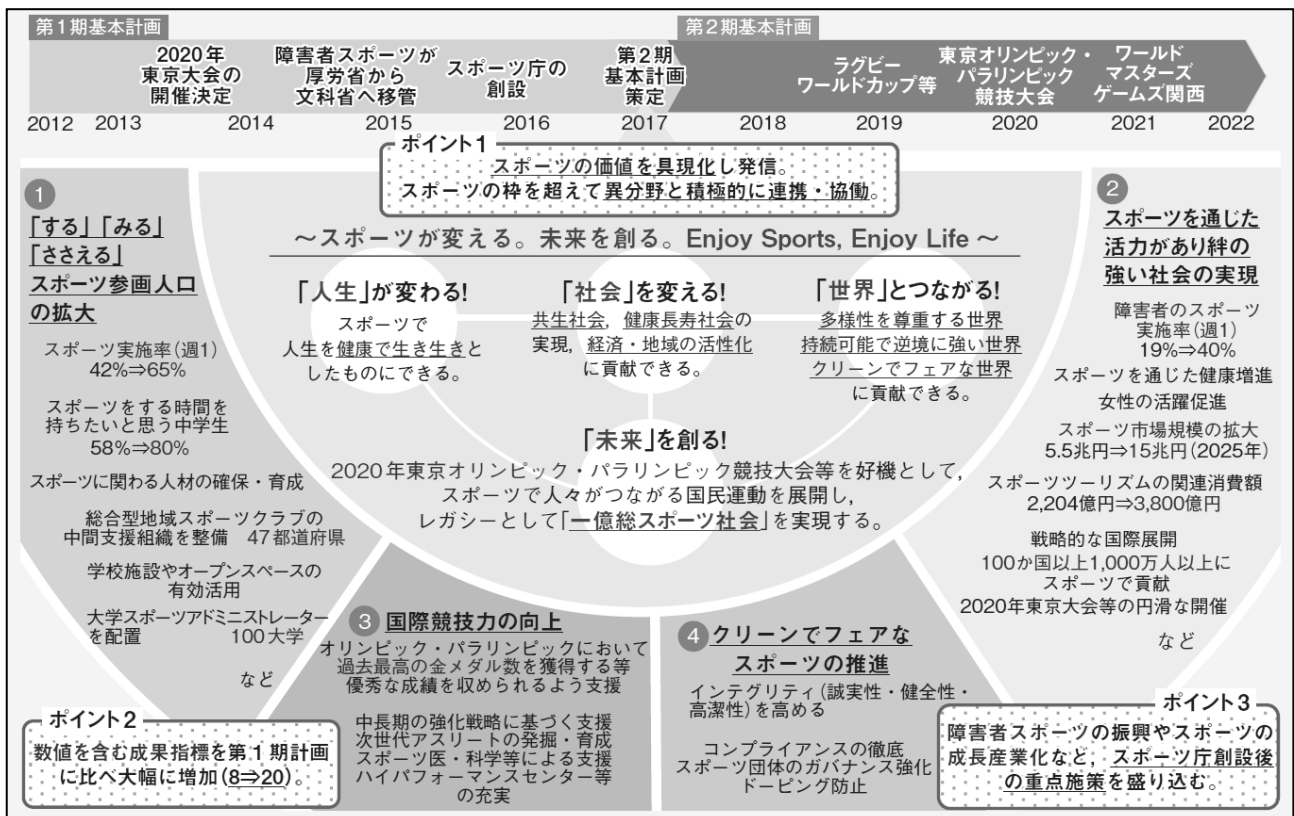
○本計画では、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、

- ・スポーツで「人生」が変わる！
- ・スポーツで「社会」を変える！
- ・スポーツで「世界」とつながる！
- ・スポーツで「未来」を創る！

の4つの方針を立て、それらの方針のもとに、今後5年間のスポーツに関する施策の柱として、以下の4つを打ち出しています。

- ①スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
- ②スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- ③国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
- ④クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

図表3-3-2 「第2期スポーツ基本計画」のポイント
出典：スポーツ庁資料



(3) 文化芸術・歴史

<近年の主要な制度改正等>

◆文化芸術の振興に関する基本的な方針：平成27（2015）年5月策定

- 国は、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術振興に関する施策を総合的に推進するため、概ね5年に1度「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定し、この基本方針に基づき、「文化芸術立国」を目指して文化芸術の振興に取り組んでいます。
- 平成27（2015）年5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」では、対象期間を平成32（2020）年度までの6年間とし、この期間を通じて我が国が目指す「文化芸術立国」の姿と、成果目標及び成果指標を初めて明示しています。

図表3-3-3 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」のポイント
出典：文化庁資料

<p><今回の改訂のポイント></p> <ul style="list-style-type: none">● 対象期間を、2020年度までのおおむね6年間（平成27年度～平成32年度）● 第3次方針策定時（平成23年2月）以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示（地方創生、2020年東京大会、東日本大震災等）● 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示												
<p>【我が国が目指す文化芸術立国の姿】</p> <ul style="list-style-type: none">✓ あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供✓ 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開✓ 被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信✓ 文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出												
<ul style="list-style-type: none">● 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示												
<p>【成果目標・成果指標】</p> <table><tr><td>日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合（2014年1月：50.5%→2020年に約6割へ）</td><td></td></tr><tr><td>地域の文化的環境に対して満足する国民の割合（2009年11月：52.1%→2020年に約6割へ）</td><td></td></tr><tr><td>寄付活動を行う国民の割合（2009年11月：9.1%→2020年に倍増へ）</td><td></td></tr><tr><td>鑑賞活動をする国民の割合（2009年11月：62.8%→2020年に約8割へ）</td><td></td></tr><tr><td>文化芸術活動をする国民の割合（2009年11月：23.7%→2020年に約4割へ）</td><td></td></tr><tr><td>訪日外国人旅行者数（2014年：1,341万4千人→2020年に2000万人へ）</td><td></td></tr></table>	日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合（2014年1月：50.5%→2020年に約6割へ）		地域の文化的環境に対して満足する国民の割合（2009年11月：52.1%→2020年に約6割へ）		寄付活動を行う国民の割合（2009年11月：9.1%→2020年に倍増へ）		鑑賞活動をする国民の割合（2009年11月：62.8%→2020年に約8割へ）		文化芸術活動をする国民の割合（2009年11月：23.7%→2020年に約4割へ）		訪日外国人旅行者数（2014年：1,341万4千人→2020年に2000万人へ）	
日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合（2014年1月：50.5%→2020年に約6割へ）												
地域の文化的環境に対して満足する国民の割合（2009年11月：52.1%→2020年に約6割へ）												
寄付活動を行う国民の割合（2009年11月：9.1%→2020年に倍増へ）												
鑑賞活動をする国民の割合（2009年11月：62.8%→2020年に約8割へ）												
文化芸術活動をする国民の割合（2009年11月：23.7%→2020年に約4割へ）												
訪日外国人旅行者数（2014年：1,341万4千人→2020年に2000万人へ）												

4 福祉

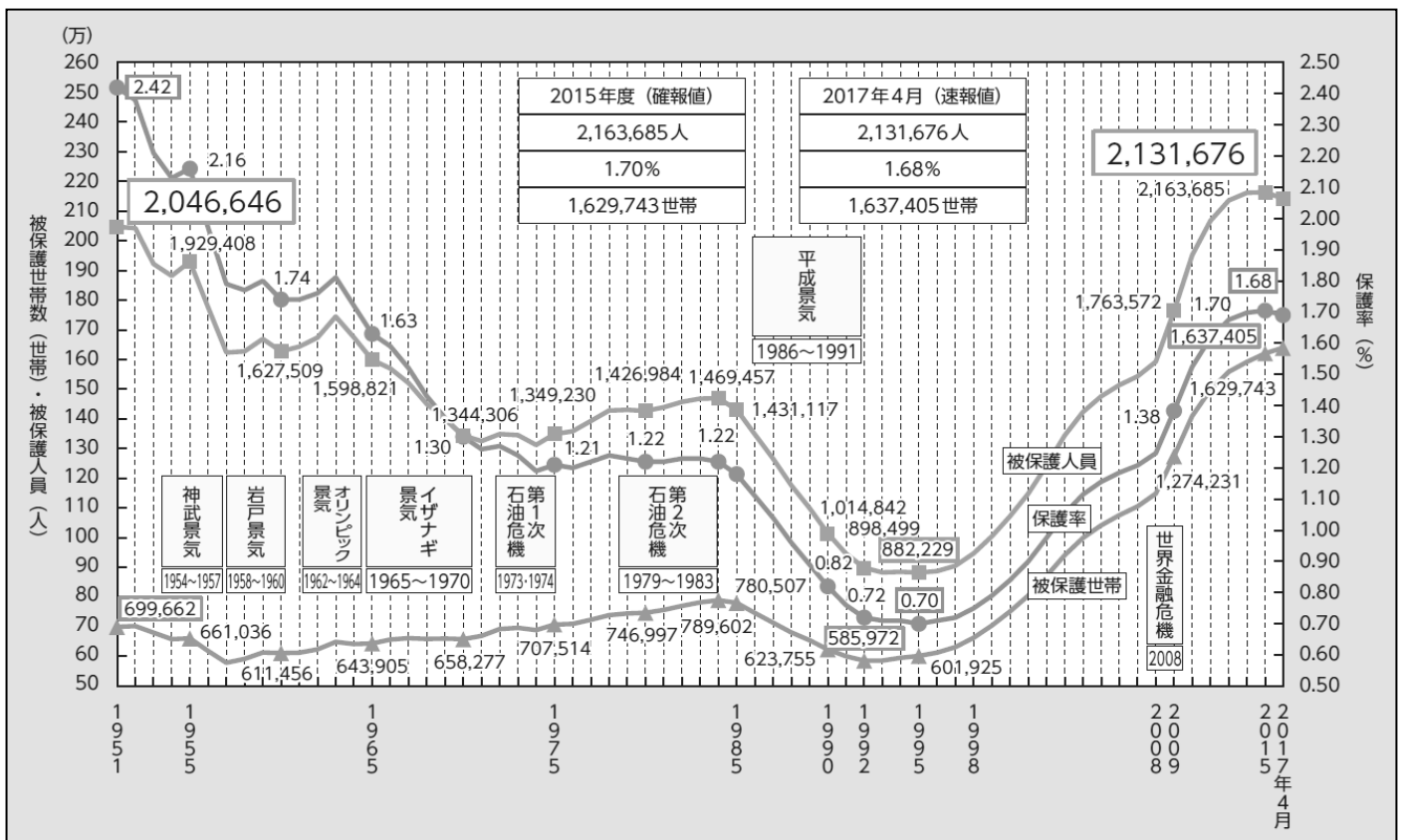
(1) 地域福祉

①国の動向

①-1 主要な統計指標の推移等

○厚生労働省の「平成29年版厚生労働白書」によると、生活保護¹⁹の受給者数（被保護者数）は、平成7（1995）年を境に増加に転じ、平成23（2011）年7月に現行制度下で過去最高を記録しましたが、その後は減少傾向に転じ、平成28（2016）年1月では約214.4万人となり、ピーク時から約3万人減少しています。

図表3-4-1 被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移
出典：厚生労働省「平成29年版厚生労働白書」

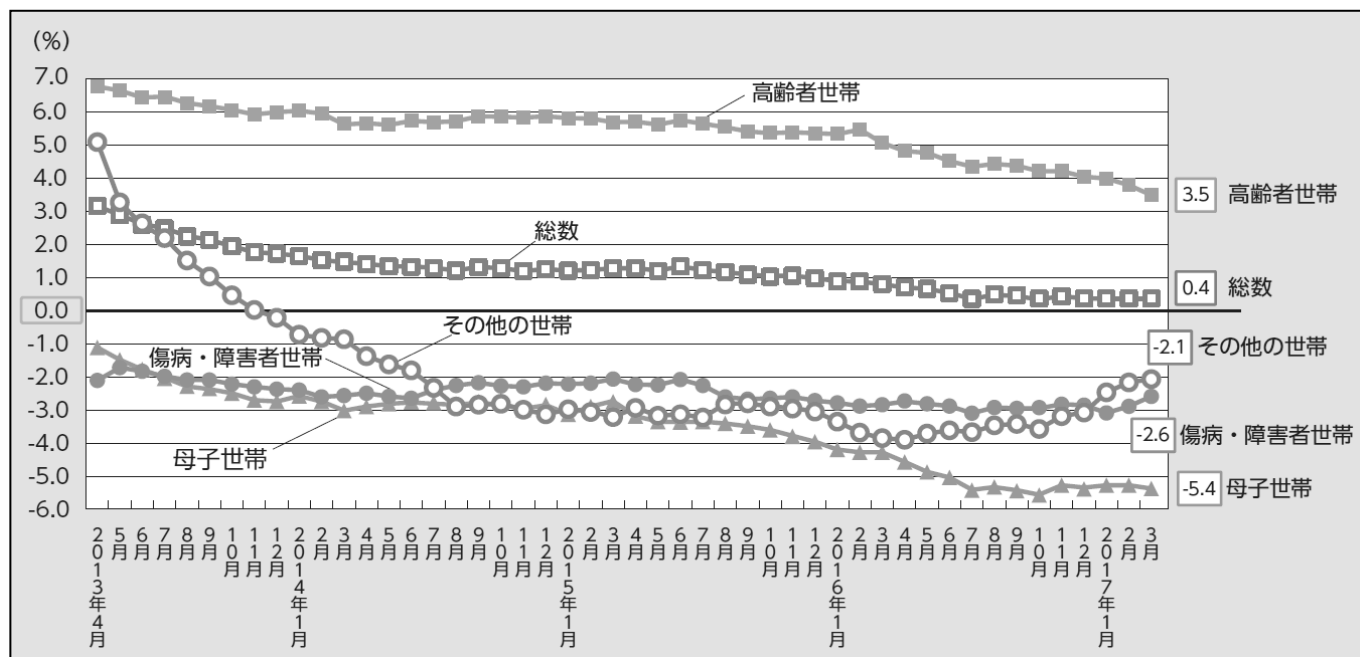


○また、世帯類型別に生活保護の受給世帯数（被保護世帯数）の推移をみると、高齢者世帯は社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加を背景に増加傾向にあるものの、高齢者世帯を除いた世帯数は、近年、減少傾向が続いています。

¹⁹ 利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であり、社会保障の最後のセーフティネットと言われている。

図表 3-4-2 世帯類型別の被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

出典：厚生労働省「平成 28 年版厚生労働白書」



①-2 近年の主要な制度改正等

◆生活困窮者自立支援法：平成 27（2015）年 4 月施行

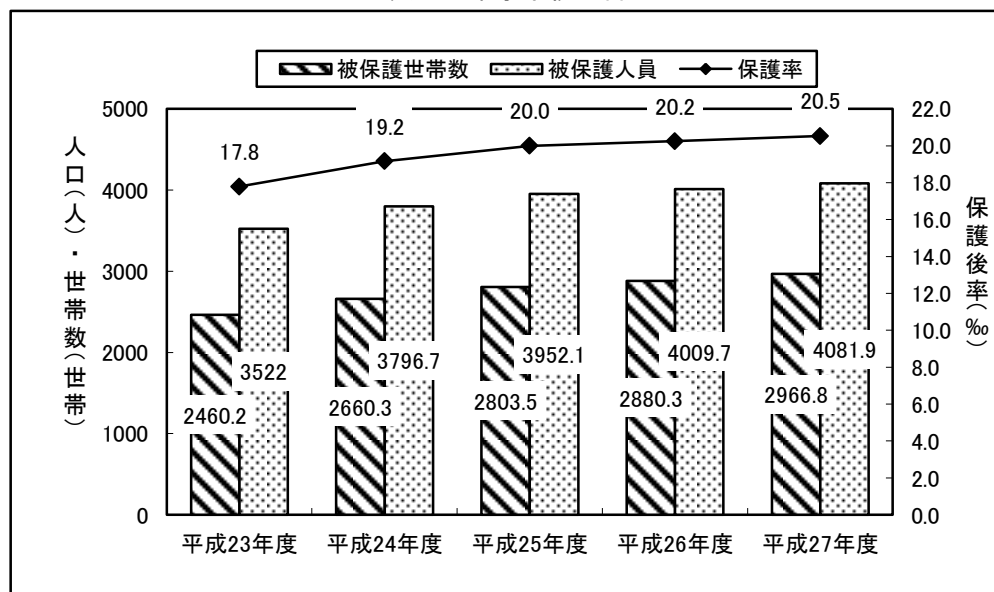
○平成 27（2015）年 4 月 1 日に「生活困窮者自立支援法」が施行され、福祉事務所を設置する地方自治体は、様々な課題を抱える生活困窮者に対し、以下の各種事業を実施するとともに、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげることが掲げられています。

<「生活困窮者自立支援制度」の概要>

- ①生活困窮者からの相談を受け、ニーズに応じた計画的・継続的な支援をコーディネートする「自立相談支援事業」
- ②離職により住居を失った者等に対し家賃相当額の給付を行う「住居確保給付金」
- ③生活リズムが崩れているなど、就労に向け準備が必要な者に集中的な支援を行う「就労準備支援事業」（任意事業）
- ④緊急的・一時的に衣食住を提供する「一時生活支援事業」（任意事業）
- ⑤家計の再建に向けた支援を行う「家計相談支援事業」（任意事業）
- ⑥生活困窮家庭の子どもに対する「学習支援事業」（任意事業）

②本市の動向を示すデータ

図表 3-4-3 被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移
出典：西東京市統計書



図表 3-4-4 生活保護費の推移
出典：西東京市統計書

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生活扶助	2,326,173	2,472,867	2,493,361	2,550,452	2,518,409
住宅扶助	1,272,880	1,384,027	1,450,402	1,495,498	1,523,835
教育扶助	32,704	39,292	37,856	37,712	37,554
介護扶助	105,615	126,131	140,723	152,320	145,940
医療扶助	2,270,938	2,542,806	2,718,795	2,647,102	2,760,142
出産扶助	131	424	16	287	11
生業扶助	22,527	26,615	24,588	26,150	25,204
葬祭扶助	15,578	10,867	16,859	16,638	11,687
保護施設事務費	24,526	24,596	25,631	27,428	28,925
総数	6,071,072	0	6,908,231	6,953,587	7,051,707

(2) 高齢者福祉

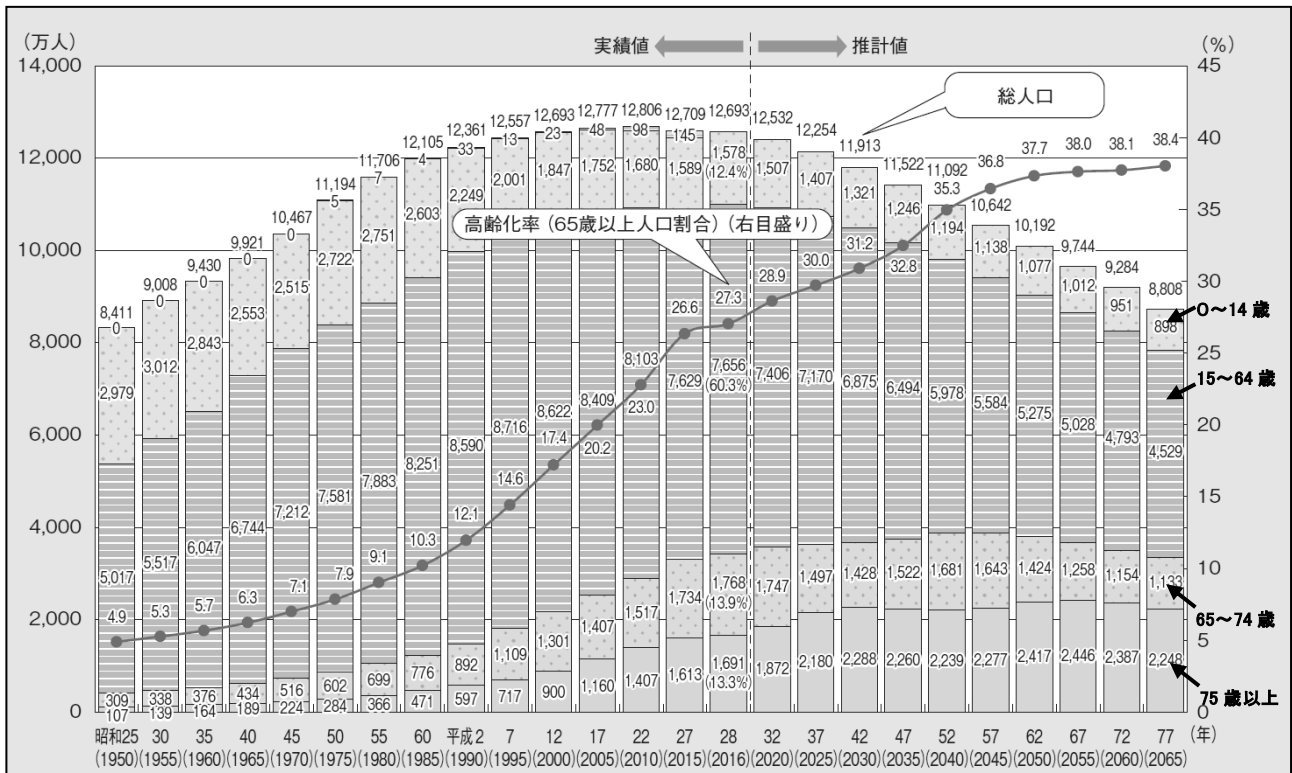
①国の動向

①-1 主要な統計指標の推移等

○内閣府の「平成 29 年版高齢社会白書」によると、65 歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が 65 歳以上となった平成 27 (2015) 年に 3,387 万人となった後、「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37 (2025) 年には 3,667 万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増え続け、平成 54 (2042) 年に 3,935 万人でピークを迎えた後、減少に転じると推計されています。

○総人口が減少する中で高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、平成 48 (2036) 年は 33.3%で 3 人に 1 人、平成 77 (2065) 年には 38.4%に達し、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。また、総人口に占める 75 歳以上人口の割合は、平成 77 (2065) 年には 25.5%となり、約 4 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者になると推計されています。

図表 3-4-5 高齢化の推移と将来推計
出典：内閣府「平成 29 年版高齢社会白書」



○介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人は、平成 26 (2014) 年度末で 591.8 万人、平成 15 (2003) 年度末の 370.4 万人と比べて約 1.6 倍 (221.4 万人増) に増加しています。

○65～74歳で要支援の認定を受けた人は1.4%、要介護の認定を受けた人は3.0%であるのに対し、75歳以上で要支援の認定を受けた人は9.0%、要介護の認定を受けた人は23.5%となっており、75歳以上になると要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇しているのが特徴的といえます。

図表3-4-6 要介護等認定状況（H26年度末）

出典：内閣府「平成29年版高齢社会白書」

	65～74歳		75歳以上		合計	
	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護
実数(千人)	245	508	1,432	3,733	1,677	4,241
被保険者に占める割合(%)	1.4	3.0	9.0	23.5	10.4	26.5

①-2 近年の主要な制度改正等

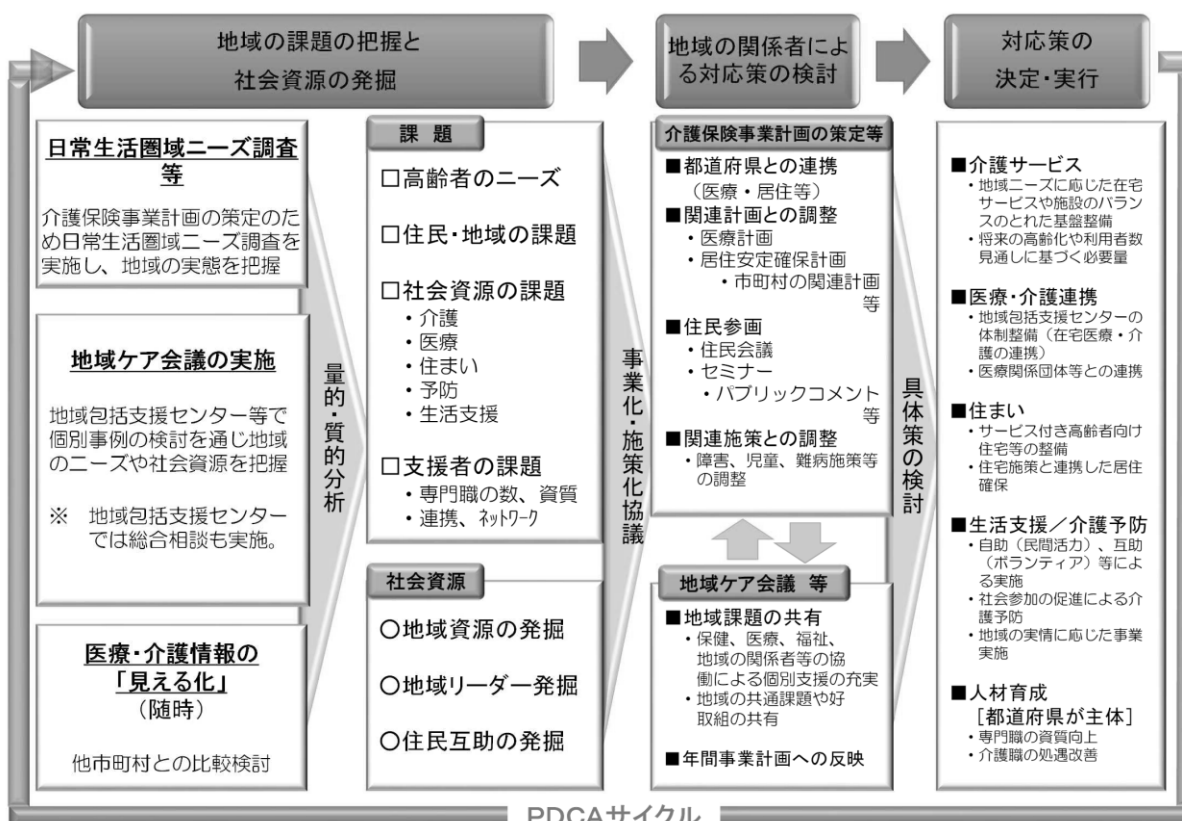
◆地域包括ケアシステムの構築：平成37（2025）年を目途

○今後、我が国では、「団塊の世代（約800万人）」が75歳以上となる平成37（2025）年以降は、医療や介護に対する需要がさらに増加すると見込まれています。このような状況下、国では、平成37（2025）年を目途に、重要な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしています。

○これにより、各自治体では、平成37（2025）年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

図表3-4-7 市町村における地域包括ケアシステムの構築プロセス

出典：厚生労働省資料



②本市の動向を示すデータ

図3-4-8 老年人口及び高齢化率の推移
出典：市民課「住民基本台帳人口」（各年10月1日）

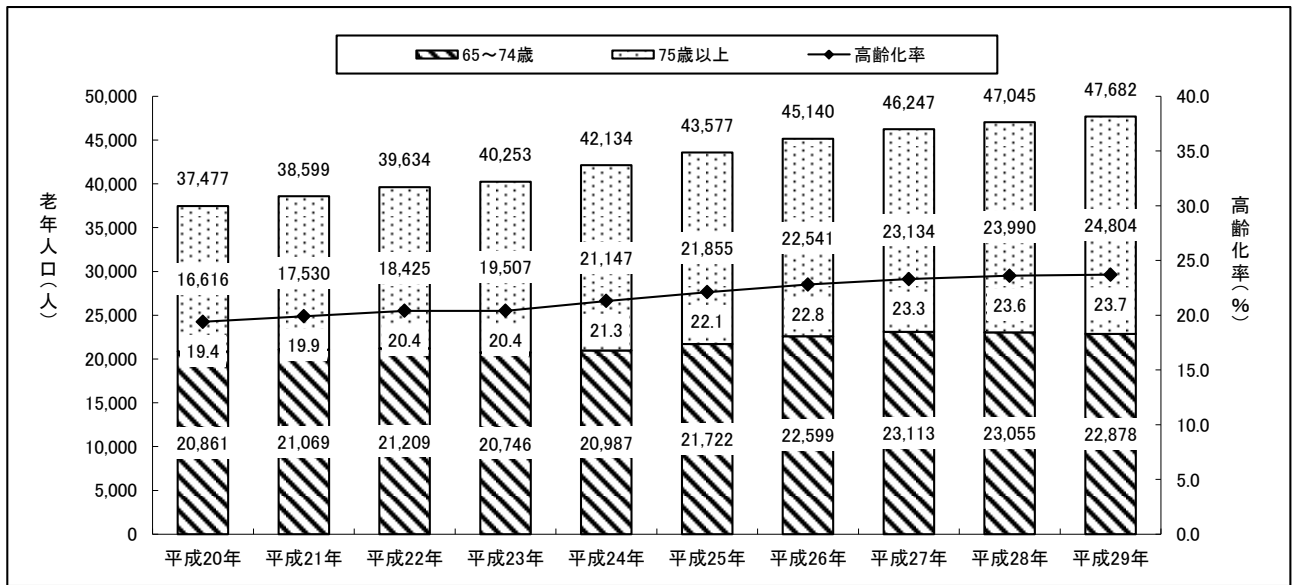


図3-4-9 高齢化率の多摩26市間比較（平成29年1月1日現在）
出典：東京都人口統計課資料

順位	市名	老年人口 (人)	高齢化率 (%)	総人口 (人)
1	あきる野市	23,127	28.4	81,403
2	青梅市	38,171	28.1	135,986
3	清瀬市	20,601	27.6	74,510
4	東久留米市	31,999	27.4	116,867
5	多摩市	40,101	27.0	148,293
6	東村山市	39,241	26.0	150,739
7	町田市	110,979	25.9	428,572
8	東大和市	22,222	25.9	85,945
9	八王子市	144,210	25.6	563,228
10	武蔵村山市	18,288	25.3	72,238
11	昭島市	28,322	25.1	112,789
12	福生市	14,507	24.8	58,554
13	羽村市	13,811	24.6	56,244
14	日野市	44,605	24.3	183,589
15	狛江市	19,449	24.1	80,807
16	立川市	43,222	23.8	181,554
17	西東京市	47,185	23.6	199,790
18	小平市	43,215	22.8	189,885
19	国立市	16,887	22.4	75,452
20	武蔵野市	31,691	22.0	143,964
21	国分寺市	26,399	21.9	120,656
22	三鷹市	39,777	21.5	185,101
23	調布市	49,112	21.4	229,886
24	府中市	54,835	21.3	258,000
25	小金井市	24,869	20.8	119,359
26	稲城市	18,307	20.5	89,089
市部合計		1,005,132	24.3	4,142,500
区部合計		2,012,271	21.6	9,302,962
東京都全体		3,044,881	22.5	13,530,053

図3-4-10 介護保険認定者数の推移

出典：高齢者支援課資料

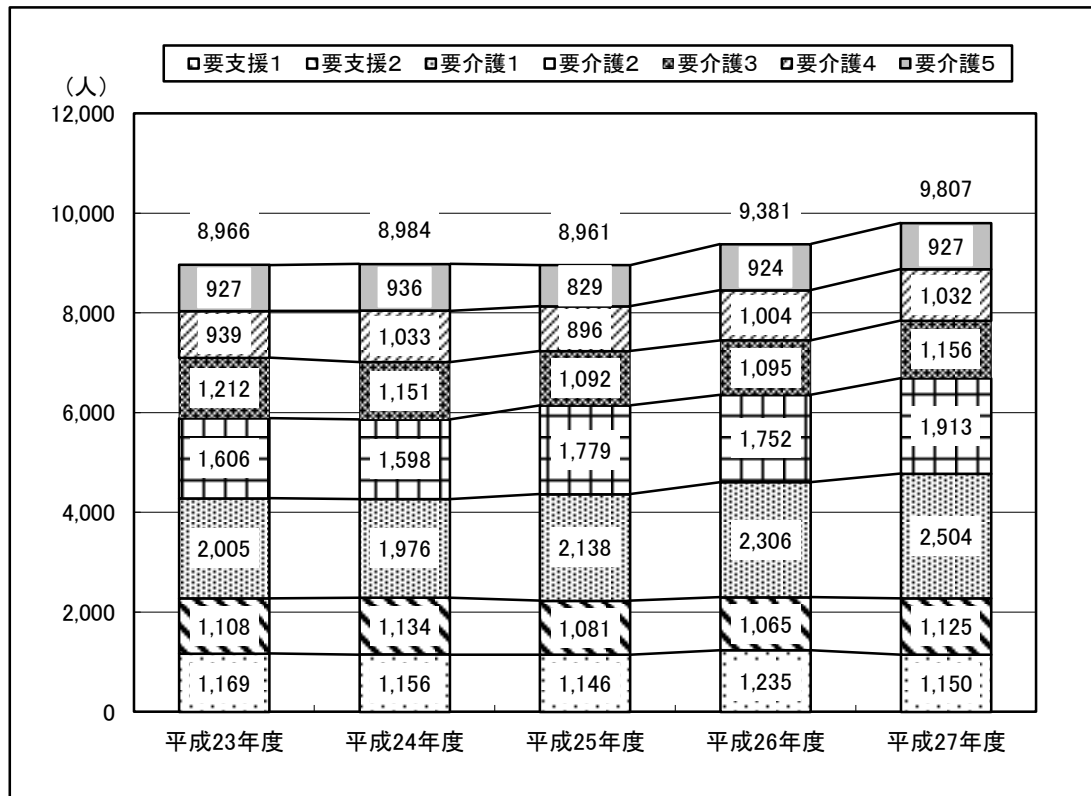
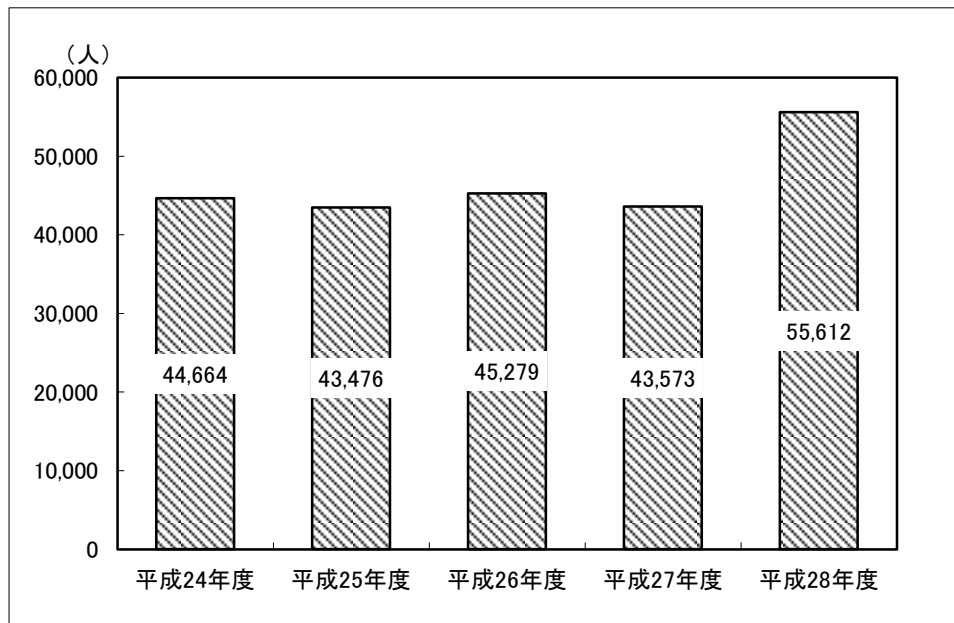


図3-4-11 高齢者生きがいきづくり事業への参加延べ人数の推移

出典：高齢者支援課資料



	参加延べ人数(人)	増減率(%)	実施回数(回)	事業別内訳					
				高齢者大学等		福祉会館各種教室等		老人福祉センター各種講座	
				参加延べ人数(人)	実施回数(回)	参加延べ人数(人)	実施回数(回)	参加延べ人数(人)	実施回数(回)
平成24年度	44,664	—	1359	2,574	35	32,381	914	9,709	410
平成25年度	43,476	▲ 2.7	1338	1,305	32	32,783	900	9,388	406
平成26年度	45,279	4.1	1334	2,185	33	33,364	906	9,730	395
平成27年度	43,573	▲ 3.8	1326	2,149	33	32,570	903	8,854	390
平成28年度	55,612	27.6	1897	2,232	33	42,354	1,386	11,026	478

(3) 障害者福祉

①国の動向

①-1 主要な統計指標の推移等

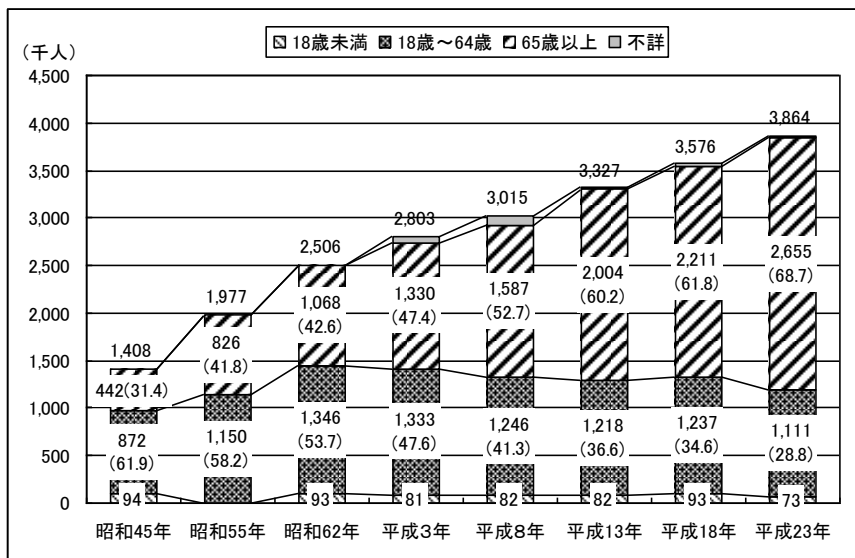
○内閣府の「平成 29 年版障害者白書」に基づき、平成 23（2011）年における在宅の身体障がい者 386.4 万人の年齢構成をみると、18 歳未満 7.3 万人（構成比 1.9%）、18 歳以上 65 歳未満 111.1 万人（28.8%）、65 歳以上 265.5 万人（68.7%）であり、70 歳以上に限った場合では 221.6 万人（57.3%）となっています。

○65 歳以上の占める割合は、平成 23（2011）年調査時点における我が国の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）23.3%に比べ約 3 倍、また、昭和 45（1970）年の 31.4%から約 2.2 倍に上昇しています。今後、高齢化の進展に伴って、身体に障がいをもつ高齢者の増加傾向に拍車がかかっていると考えられます。

図表 3-4-12 年齢階層別障がい者数の推移（身体障がい児・者（在宅））

注）昭和 55 年は身体障がい児（18 歳未満）に係る調査が行われていない。

出典：内閣府「平成 29 年版障害者白書」



①-2 近年の主要な制度改正等

- 1 障害者総合支援法の改正：平成 30（2018）年 4 月施行
- 2 発達障害者支援法の改正：平成 28（2016）年 8 月施行

①-2-1 障害者総合支援法の改正

○障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、平成 25（2013）年 4 月に障害者総合支援法が施行されました。その後、障がい者を取り巻く状況の変化を背景に、「障害者の望む地域生活への支援」、「障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱として、平成 28（2016）年 5 月に障害者総合支援法が改正されました。

○今回の法改正により、各自治体は、厚生労働大臣が定める障がい児通所・入所支援、障がい児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、「障害児福祉計画」を策定することなどが規定されました。

図表 3-4-13 改正された障害者総合支援法の概要
出典：内閣府「平成 29 年版障害者白書」

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居室を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

①-2-2 発達障害者支援法の改正

○平成 17 年(2005 年)4 月に発達障害者支援法が施行され、これまで関連する法制度がなく「制度の谷間」の中にあつた発達障がいのある子ども及び発達障がいのある人の支援についても法的な位置づけが明示されました。

○その後、例えば、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められていることを背景に、平成 28(2016)年 5 月に同法の改正が行われました。

○今回の法改正により、各自治体の責務として、発達障がい者及びその家族・関係者からの各種相談に対し、個々の発達障がい者の特性に配慮しつつ総合的に応じることができるよう、関係機関等との有機的連携のもとに、必要な相談体制を整備することが規定されました。

②本市の動向を示すデータ

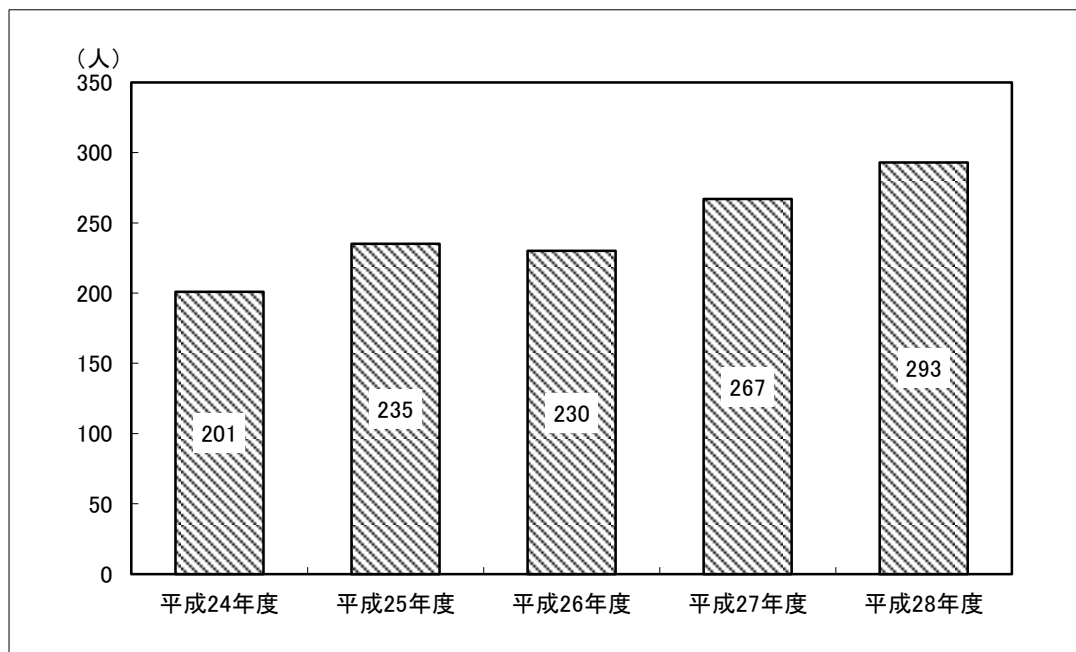
図3-4-14 障害者数の推移

出典：障害福祉課資料（各年3月31日）

	身体障害						知的障害				
	身体障害者手帳交付数(人)	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障がい	愛の手帳交付数(人)	1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
平成24年度	2,549	323	417	78	2,568	1,629	1,057	31	305	284	437
平成25年度	2,685	325	431	74	2,621	1,661	1,103	33	315	284	471
平成26年度	2,774	328	451	68	2,657	1,728	1,149	33	321	292	503
平成27年度	2,837	334	469	73	2,666	1,769	1,186	36	320	290	540
平成28年度	2,869	336	476	77	2,716	1,819	1,216	41	321	289	565
平成24→28年度増加率(%)	12.6	4.0	14.1	▲ 1.3	5.8	11.7	15.0	32.3	5.2	1.8	29.3

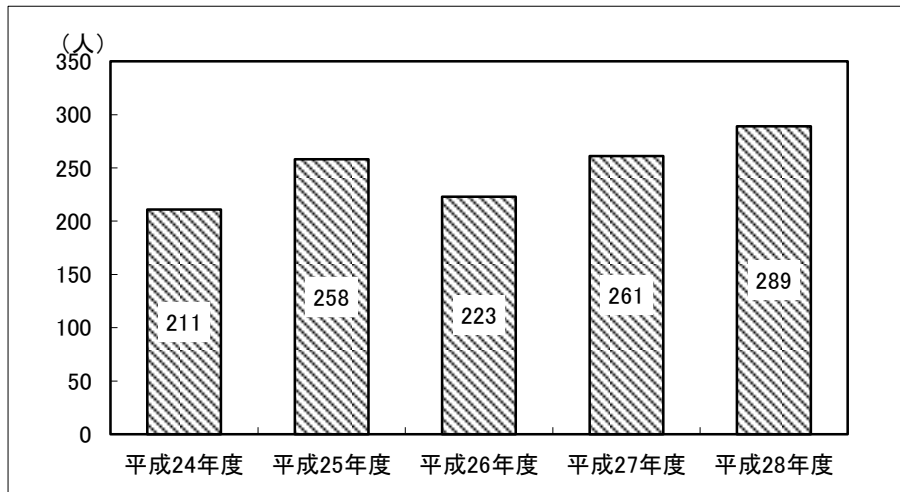
図3-4-15 地域活動支援センター登録者数の推移

出典：障害福祉課資料（各年3月31日）



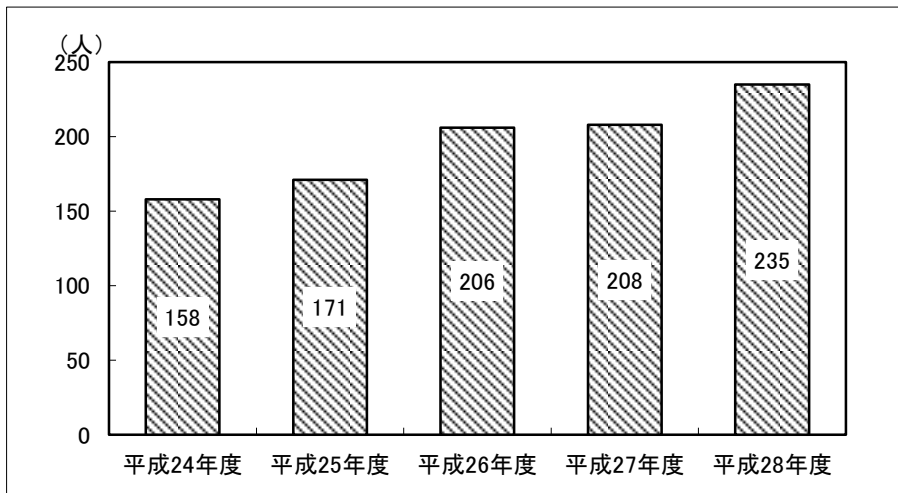
	登録者数		センター別登録者数(人)		
	実数(人)	増減率(%)	地域活動支援センター・ハーモニー(精神)	保谷障害者福祉センター(身体)	地域活動支援センター・ブルーム(知的)
平成24年度	201	—	109	92	—
平成25年度	235	16.9	136	99	—
平成26年度	230	▲ 2.1	131	99	—
平成27年度	267	16.1	172	95	—
平成28年度	293	9.7	183	92	18

図3-4-16 障害者スポーツ事業への参加者数の推移
出典：障害福祉課資料（各年3月31日）



	参加延べ人数		事業別参加延べ人数(人)	
	実数(人)	増減率(%)	障害者スポーツ支援事業	障害者スポーツ支援事業以外 ※平成28年10月より実施
平成24年度	211	—	211	—
平成25年度	258	22.3	258	—
平成26年度	223	▲13.6	223	—
平成27年度	261	17.0	261	—
平成28年度	289	10.7	259	30

図3-4-17 障害者就労支援事業への登録者数の推移
出典：障害福祉課資料（各年3月31日）



	登録者数	
	実数(人)	増減率(%)
平成24年度	158	—
平成25年度	171	8.2
平成26年度	206	20.5
平成27年度	208	1.0
平成28年度	235	13.0

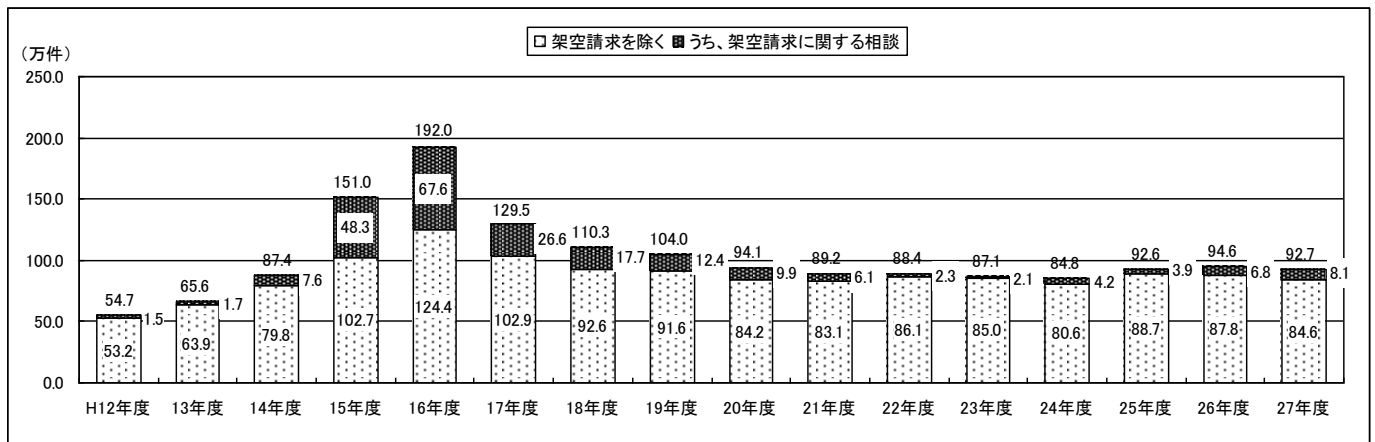
(4) 生活相談（消費生活等）

①国の動向

<主要な統計指標の推移等>

- 消費者庁の「平成 28 年版消費者白書」によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、平成 16(2004)年度の 192.0 万件をピークに減少傾向にありましたが、平成 25(2013)年度には 92.6 万件と、前年度の 84.8 万件から増加に転じ、平成 26(2014)年度には 94.6 万件に上っています。
- 平成 27(2015)年度は 92.7 万件と前年度より 1.9 万件減少したものの、平成 25(2013)年度を上回る相談が寄せられており、この数年では依然として件数は高水準となっています。

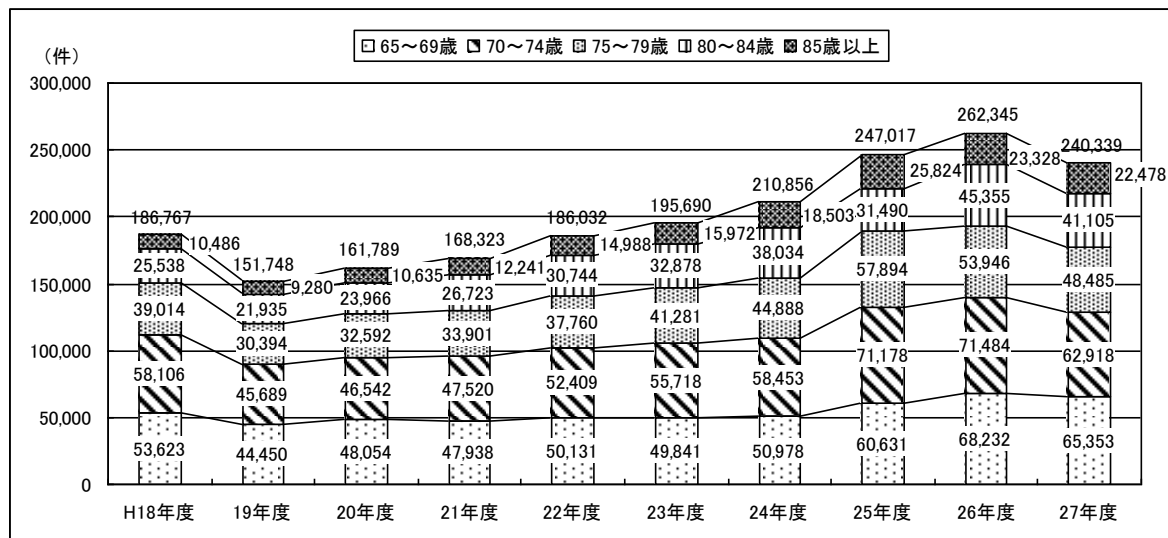
図表 3-4-18 消費生活相談件数の推移
出典：消費者庁「平成 28 年版消費者白書」



- 本白書では、平成 27(2015)年度の消費生活相談件数が、平成 26(2014)年度と同様に、この数年では高水準となった要因として、情報化が消費生活により一層浸透していることを指摘しています。
- 具体的には、従来に比べ消費者がインターネット通販で商品やサービスを購入する機会が増えたり、インターネットサイトを利用し様々な情報を簡単に入手できるなど、便利になった反面、トラブルに巻き込まれるケースが比例的に増加しているほか、通信環境に関する機器・サービスも多様化し、契約の複雑化に伴って関連した相談が増加しているとしています。
- また、平成 27(2015)年度の高齢者(65歳以上)の消費生活相談件数は 24.0 万件で、前年度の 26.2 万件を下回っています。しかし、その内訳を 5 歳単位でみると、年齢層の高い相談者の割合が徐々に増加しており、トラブルの当事者の高年齢化が進んでいます。
-) 年度における高齢者の消費生活相談件数を 100 とすると、平成 27(2015)年度は 129.2 と約 1.3 倍に増加しています。これに対して同時期の高齢者の人口は 15.0%増にとどまっていることから、人口の高齢化以上に高齢者の相談が増加していることが分かります。

図表 3-4-19 高齢者の消費生活相談件数の推移

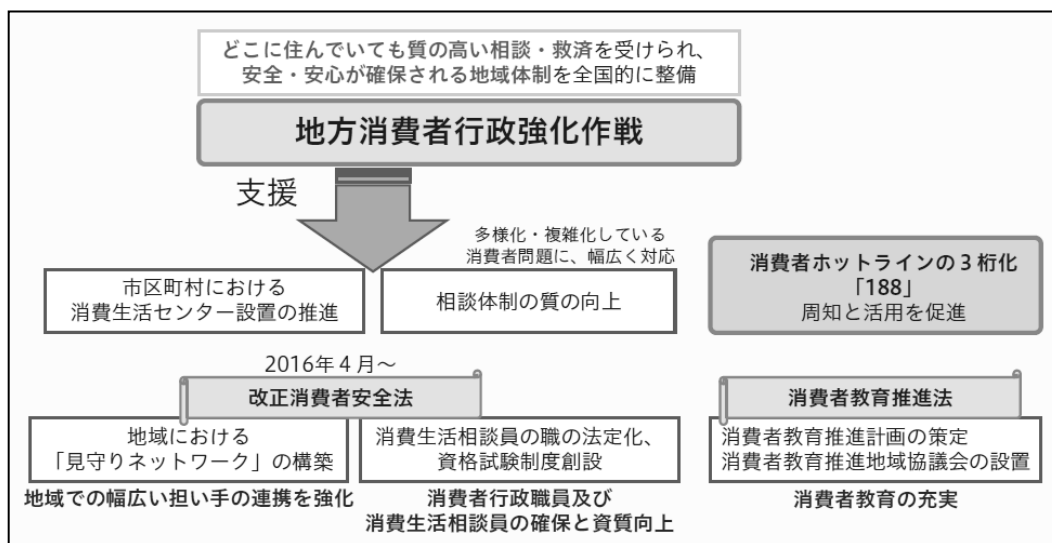
出典：消費者庁「平成 28 年版消費者白書」



○このような状況を踏まえ、国は平成 26 (2014) 年 1 月に「地方消費者行政強化作戦」を定め、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することを目指しています。さらに、改正消費者安全法³⁹により、相談体制のさらなる充実・強化を図るとともに、地域社会において高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワークの整備を進めるとしています。

図表 3-4-20 地方消費者行政強化への取組

出典：消費者庁「平成 28 年版消費者白書」

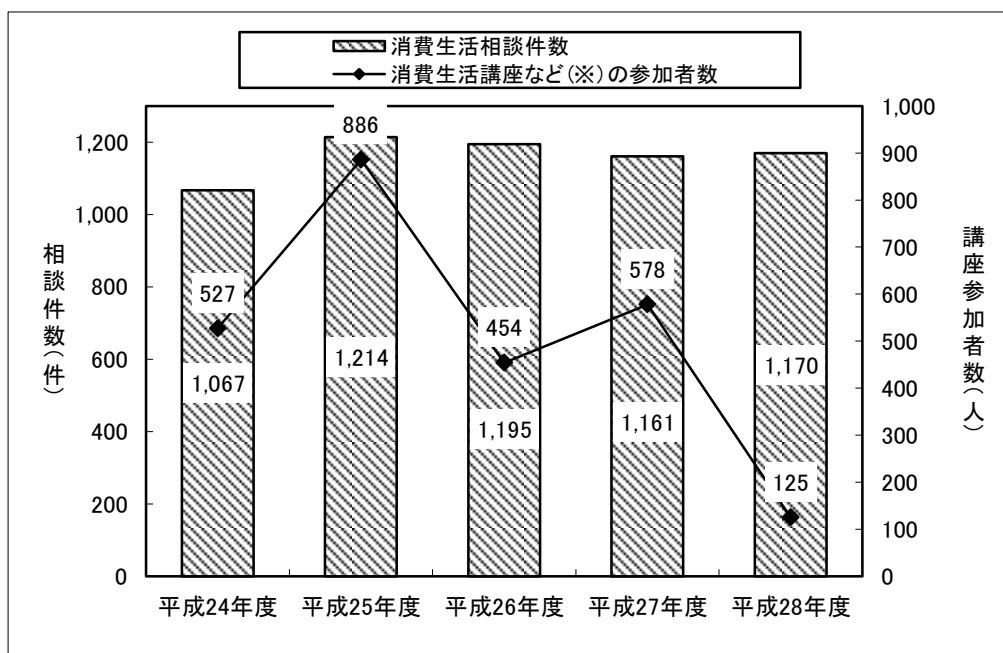


³⁹ 地方自治体における消費生活相談体制の強化を図ることを目的に、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日に施行。

②市の動向を示すデータ

図3-4-21 消費生活相談件数及び消費生活講座など(※)の参加者数の推移

出典：協働コミュニティ課資料



	消費生活相談件数		消費生活講座など(※)の参加者数	
	実数(件)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
平成24年度	1,067	—	527	—
平成25年度	1,214	13.8	886	68.1
平成26年度	1,195	▲ 1.6	454	▲ 48.8
平成27年度	1,161	▲ 2.8	578	27.3
平成28年度	1,170	0.8	125	▲ 78.4

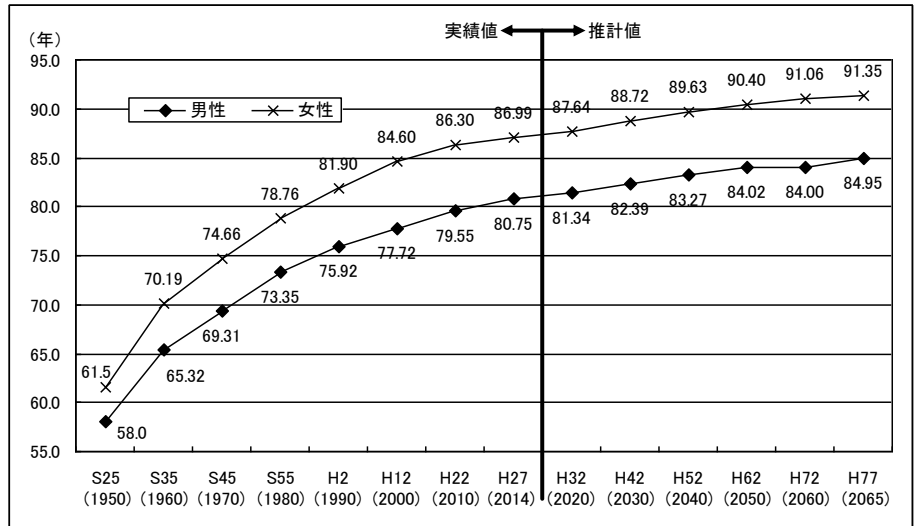
(1) 健康

①国の動向

<主要な統計指標の推移等>

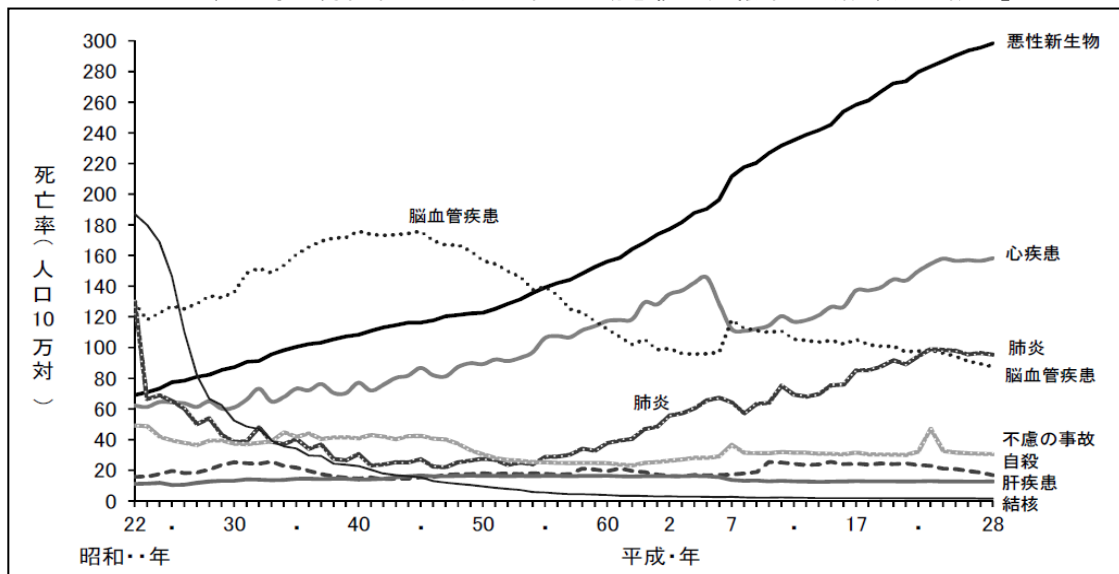
- 健康状態を示す包括的な指標である「平均寿命」は、昭和25(1950)年以降、一貫して延伸を続け、平成27(2015)年では男性が80.75年、女性が86.99年となっています。
- 平均寿命は、今後さらに延伸し、平成62(2050)年には男性が84.02年、女性が90.40年と、女性の平均寿命が90年を超えると推計されています。

図表3-5-1 平均寿命の推移と将来推計
出典：内閣府「平成29年版高齢社会白書」



- 一方、死因別死亡率の推移をみると、生活環境の改善や医学の進歩により、結核に代表される感染症が激減する一方、近年は、悪性新生物（がん）や心疾患、肺炎が増加するなど、疾病構造が大きく変化しています。

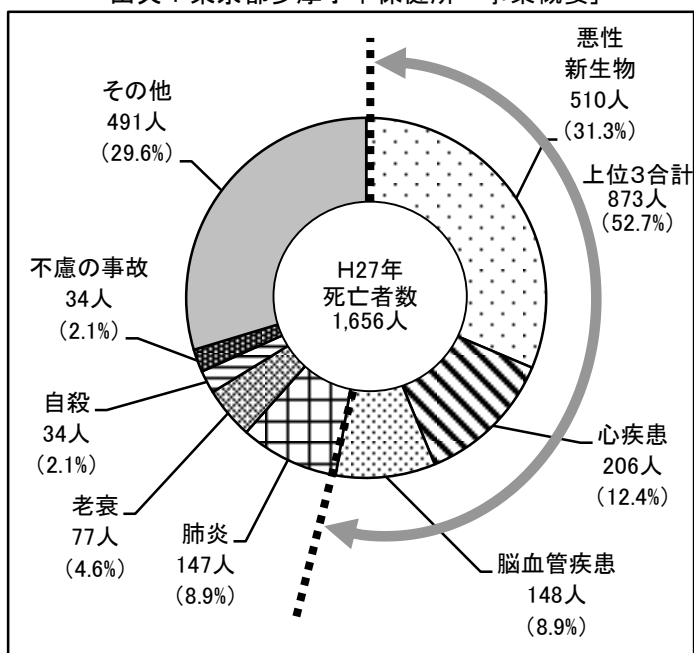
図表3-5-2 主な死因別にみた死亡率（人口10万対）の年次推移
出典：厚生労働省「平成28年人口動態統計月報年計（概数）の概況」



①本市の動向を示すデータ

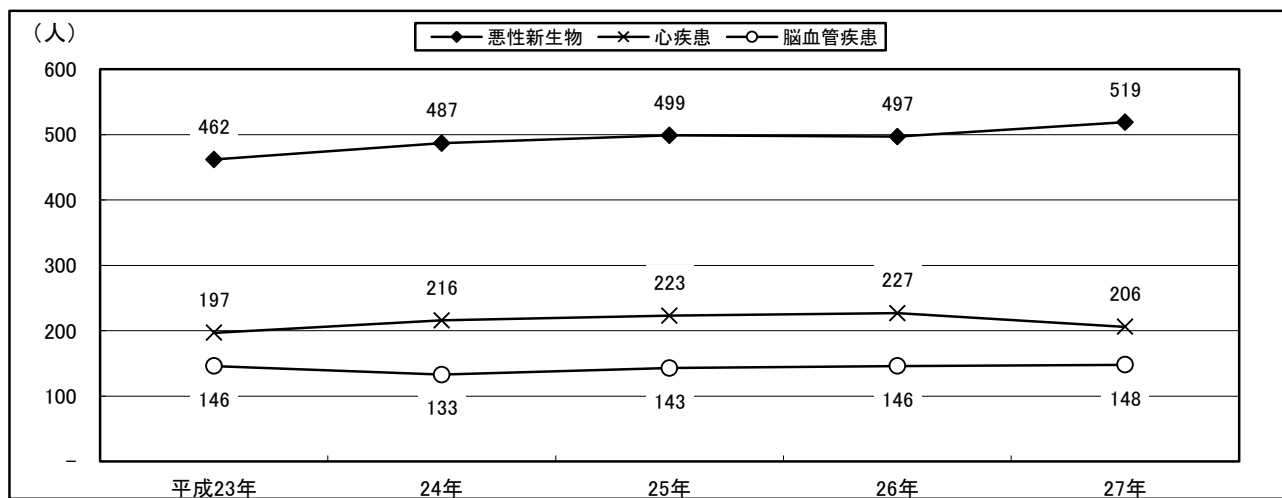
- 平成 27 (2015) 年の主要死因別死亡者数は、悪性新生物が 510 人 (構成比 31.3%) で最も多く、以下、心疾患の 206 人 (12.4%)、脳血管疾患の 148 人 (8.9%) の順であり、上位 1～3 位の合計が 873 人で全体の 52.7% を占める
- 最近 5 年間の推移をみると、悪性新生物の死亡者数はおおむね増加傾向で推移しており、平成 27 年の悪性新生物と心疾患の死亡者数は、いずれも平成 23 (2011) 年を上回る
- がん検診の受診率は平成 24 (2016) 年度以降、微増傾向

図 3-5-3 主要死因別死亡者数 (平成 27 年)
出典：東京都多摩小平保健所「事業概要」



図表 3-5-4 三大死因による死亡者数の推移 (平成 23～27 年)

出典：東京都多摩小平保健所「事業概要」



図表 3-3-5 がん検診の受診率の推移 (平成 24～28 年度)

出典：東京都多摩小平保健所「事業概要」

(2) 医療

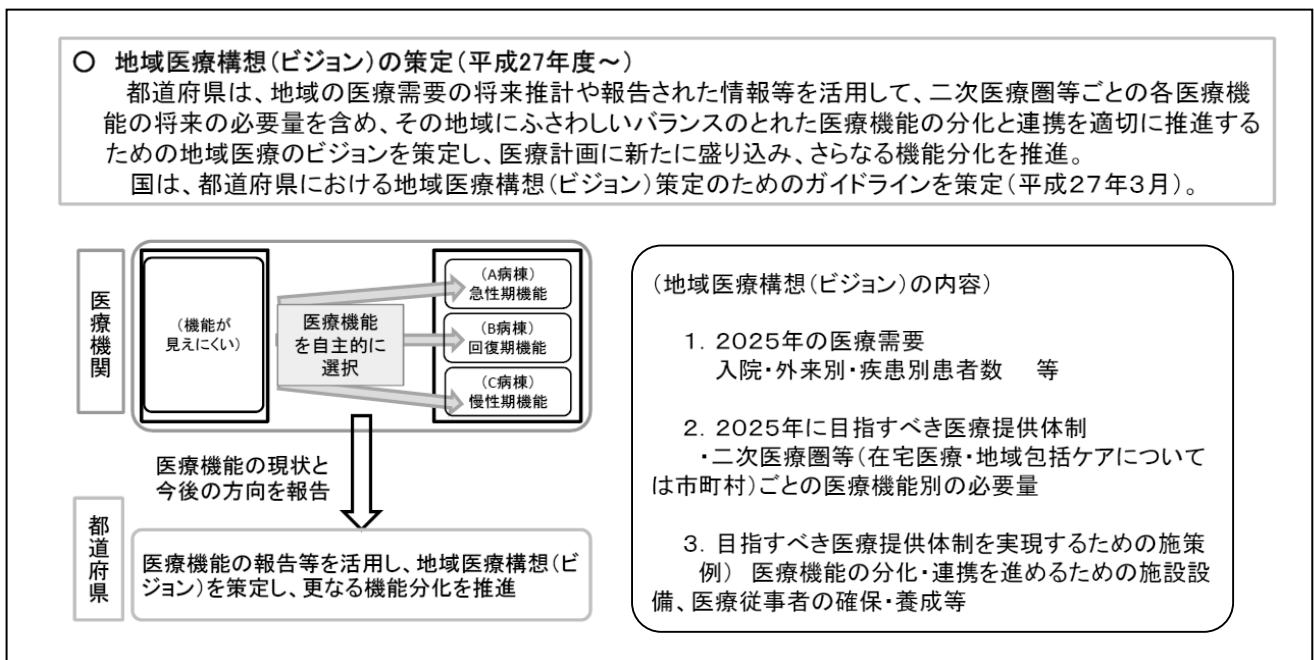
①国の動向

<近年の主要な制度改正等>

◆医療介護総合確保推進法：平成26（2014）年6月施行

- 厚生労働省の「平成29年版厚生労働白書」によると、今後、医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築することが必要としています。
- このような状況下、平成26（2014）6月に施行された医療介護総合確保推進法では、都道府県において、地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度により報告された情報等を活用し、病床の機能ごとの将来の必要量など、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を「地域医療構想」として策定し、医療計画に新たに盛り込むことにより、地域ごとにバランスのとれた医療機能の分化・連携を進めることが掲げられています。

図表3-5-5 「地域医療構想」の概要
出典：厚生労働省資料



②都の動向

<近年の主要な制度改正等>

◆東京都地域医療構想：平成26（2014）年6月施行

- 医療介護総合確保推進法の施行を受け、東京都では、都民、行政、医療機関、保険者など、医療・介護・福祉等に関わる全ての人が協力し、将来にわたり 東京都の医療提供体制を維持・発展させ、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる 『東京』」を実現するための方として、平成28（2016）年7月に「東京都医療地域構想」を策定しています。
- 本構想では、「東京の将来の医療～グランドデザイン～」として、2025年の医療の姿と4つ

の基本目標を掲げ、その達成に向け都民、東京都、区市町村、医療機関、医療関係団体、保険者等が協力して、効率的で質の高い医療提供体制を確保していくとしています。

図表 3-5-6 将来の医療の姿と4つの基本目標及びあるべき医療提供体制の実現に向けた取組
出典：東京都「東京都地域医療構想」概要版



③本市の動向を示すデータ

図表 3-5-7 医療施設数・病床数・医師数の状況（平成 26（2014）年 10 月 1 日現在）
出典：東京市町村自治調査会「平成 28 年度版 多摩データブック」

施設数(施設)			病床数(床)					医師数(人)		
一般病院	一般診療所	歯科診療所	病院				一般診療所	医師	歯科医師	
			総数	精神病床	感染症病床	療養病床				一般病床
5	140	120	1,106	326	0	63	717	19	231	136

図表3-5-8 医療施設数・病床数・医師数の都市間比較（人口10万人当たり）
 （医療施設数・病床数・医師数は平成26（2014）年10月1日現在、
 人口は平成27（2015）年1月1日現在）

出典：東京市町村自治調査会「平成28年度版 多摩データブック」

市名	人口 (人)	順位	市名	一般 診療所数 (施設)	順位	市名	病院 病床数 (床)	順位	市名	医師数 (人)
八王子市	562,572	1	武蔵野市	144	1	青梅市	3,348	1	清瀬市	2,486
町田市	426,648	2	国立市	110	2	清瀬市	2,841	2	三鷹市	2,369
府中市	254,551	3	国分寺市	95	3	東村山市	1,679	3	府中市	2,253
調布市	224,191	4	立川市	86	4	八王子市	1,628	4	武蔵野市	2,068
西東京市	198,267	5	調布市	84	5	三鷹市	1,559	5	青梅市	2,043
小平市	186,958	6	多摩市	74	6	多摩市	1,524	6	立川市	1,953
三鷹市	182,092	7	町田市	73	7	府中市	1,425	7	多摩市	1,861
日野市	180,975	8	三鷹市	72	8	小平市	1,247	8	小平市	1,660
立川市	179,090	9	西東京市	71	9	福生市	1,202	9	八王子市	1,553
東村山市	151,412	10	福生市	70	10	武蔵野市	1,164	10	福生市	1,544
多摩市	147,486	11	府中市	70	11	昭島市	1,135	11	狛江市	1,539
武蔵野市	142,138	12	青梅市	68	12	稲城市	1,095	12	調布市	1,538
青梅市	137,052	13	小平市	67	13	小金井市	973	13	東村山市	1,530
国分寺市	119,379	14	日野市	66	14	町田市	949	14	武蔵野市	1,445
小金井市	117,427	15	八王子市	66	15	立川市	916	15	東大和市	1,256
東久留米市	116,494	16	小金井市	66	16	狛江市	906	16	町田市	1,211
昭島市	112,727	17	東村山市	63	17	武蔵野市	886	17	昭島市	1,181
稲城市	86,594	18	清瀬市	62	18	調布市	723	18	あきる野市	1,162
東大和市	86,162	19	狛江市	61	19	あきる野市	722	19	稲城市	1,106
あきる野市	81,697	20	羽村市	60	20	日野市	599	20	小金井市	1,094
狛江市	79,096	21	東大和市	57	21	西東京市	558	21	西東京市	1,045
国立市	74,558	22	昭島市	56	22	東大和市	478	22	国立市	1,007
清瀬市	74,374	23	あきる野市	54	23	羽村市	435	23	日野市	975
武蔵村山市	72,092	24	稲城市	53	24	東大和市	287	24	羽村市	896
福生市	58,553	25	東大和市	52	25	国分寺市	210	25	国分寺市	808
羽村市	56,604	26	武蔵野市	35	26	国立市	89	26	東久留米市	717
市部合計	4,109,189		市部全体	72		市部全体	1,162		市部全体	1,516

(1) 水とみどり

①国の動向

<近年の主要な制度改正等>

- 1 都市緑地法の一部を改正する法律：平成 29（2017）年 6 月施行
- 2 水循環基本法：平成 26（2014）年 7 月施行

①-1 都市緑地法の一部を改正する法律

- 国は、良好な景観や環境、にぎわいの創出など、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、平成 29（2017）年 6 月、「都市緑地法等の一部を改正する法律」を施行しています。
- 本法律の施行によって、NPO法人や企業等の民間主体が空地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進するため、民間主体が市区町村長による設置管理計画の認定を受け、オープンアクセスの市民緑地を設置・管理する「市民緑地認定制度」などが創設されたほか、市区町村が策定する「緑の基本計画（緑のマスタープラン）」の内容に、公園の管理の方針や都市農地の保全が新たに追加されました。

図表 3-6-1 「都市緑地法の一部を改正する法律」の概要
出典：国土交通省資料



①-2 水循環法基本法

- 国は、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、平成 26 (2014) 年 7 月に「水循環基本法」を施行しています。本法律では、「水循環の重要性」、「水の公共性」、「健全な水循環への配慮」、「流域の総合的管理」、「水循環に関する国際的協調」の 5 つを基本理念として定めています。
- また、地方自治体の責務として、「基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことが定められています。

<水循環基本法の基本理念（第 3 条）>

1 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと。

2 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと。

3 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと。

4 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと。

5 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと。

②本市の動向を示すデータ

図表 3-6-2 都市計画区域人口 1 人あたりの都市公園面積の多摩 26 市間比較
(平成 27 (2015) 年 3 月 31 日現在)

出典：国土交通省「都市現況調査」

順位	市名	都市計画 区域人口 (千人)	都市計画 区域面積 (ha)	1人当たり 公園面積 (m ² /人)	都市公園	
					箇所数 (箇所)	面積 (ha)
1	武蔵村山市	70	1,537	16.70	12	117.6
2	多摩市	148	2,108	7.87	27	116.2
3	昭島市	111	1,733	7.49	21	83.5
4	立川市	180	2,438	7.44	31	134.1
5	小金井市	121	1,133	6.45	14	78.2
6	日野市	184	2,753	5.91	42	109.0
7	稲城市	87	1,797	5.40	23	47.2
8	八王子市	578	18,631	5.23	151	302.0
9	調布市	227	2,153	4.77	20	108.3
10	町田市	429	7,166	4.25	63	182.2
11	青梅市	137	10,326	3.73	42	50.9
12	武蔵野市	143	1,073	3.27	31	46.9
13	あきる野市	81	7,334	3.10	16	25.1
14	羽村市	56	991	3.07	25	17.1
15	府中市	260	2,934	2.96	76	76.7
16	三鷹市	189	1,650	2.65	36	50.0
17	福生市	58	1,024	2.18	42	12.7
18	東大和市	85	1,354	1.91	19	16.1
19	東村山市	151	1,717	1.58	18	24.0
20	小平市	190	2,046	1.49	33	28.3
21	国分寺市	122	1,148	1.19	7	14.5
22	国立市	75	815	0.94	15	7.0
23	西東京市	200	1,585	0.84	13	16.7
24	東久留米市	116	1,292	0.72	8	8.4
25	清瀬市	74	1,019	0.51	6	3.8
26	狛江市	81	639	0.42	16	3.4
	市部合計	4,153	78,396	4.04	807	1,679.7

(2) ごみ処理

①国の動向

- 平成 25 (2013) 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成基本計画²⁶」では、循環型社会形成推進基本法における優先順位が 3R²⁷の中で、リサイクル (Recycle) よりも高いリデュース (Reduce) 及びリユース (Reuse) の取組が遅れていると指摘しています。
- リサイクルについても、産業廃棄物に関する取組は、平成 25 (2013) 年度現在で 53.4% (うち再生利用量÷産業廃棄物の排出量) と比較的進んでいるものの、住民生活に身近な一般廃棄物に関する取組 (うち再生利用量÷一般廃棄物の排出量) は 20.6%と、十分に進められているとはいえない状況にあるとしています。
- 本計画では、当初、喫緊の課題であった不法投棄の頻発や最終処分場のひっ迫への対応は進んでいるものの、循環型社会の本来の目的である天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を図るためには、リデュース・リユースを推進したり、品質の劣化を伴わず、同じものに再生できるリサイクル (水平リサイクル) 等の、質が高くかつ効率的なリサイクルを進めることが必要としています。

図表 3-6-3 「第三次循環型社会形成基本計画」のポイント
出典：環境省資料



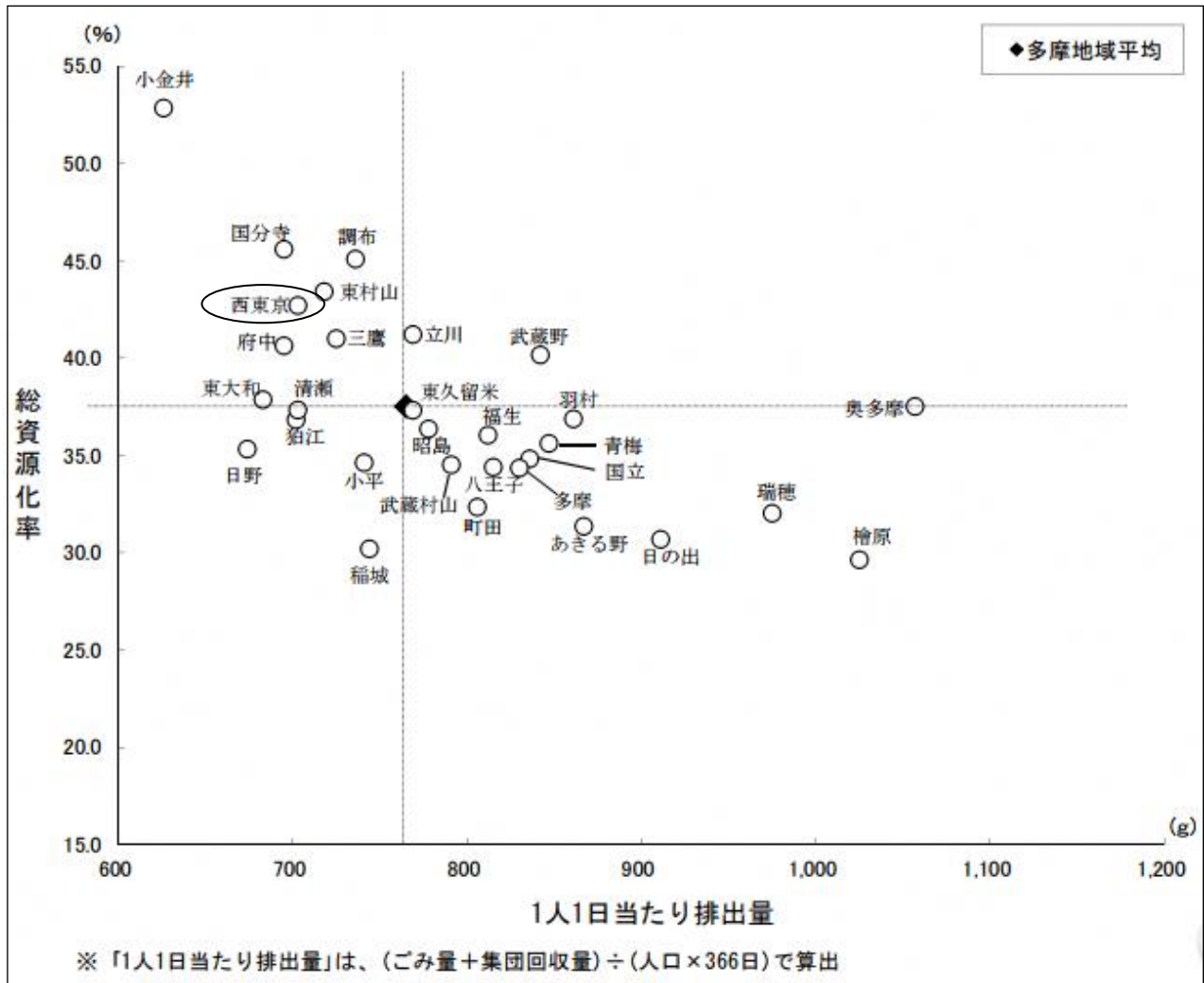
²⁶ 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。

²⁷ 循環型社会をつくるための3つの取組(ごみを減らす「リデュース」、製品を繰り返し使う「リユース」、原材料として再生利用する「リサイクル」)の英語の頭文字「R」をとったもの。

②本市の動向を示すデータ

図表 3-6-4 1人1日当たり排出量と総資源化率の多摩 26 市間比較

出典：東京市町村自治調査会「多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2016（平成 28）年版」



(3) 生活環境・下水処理

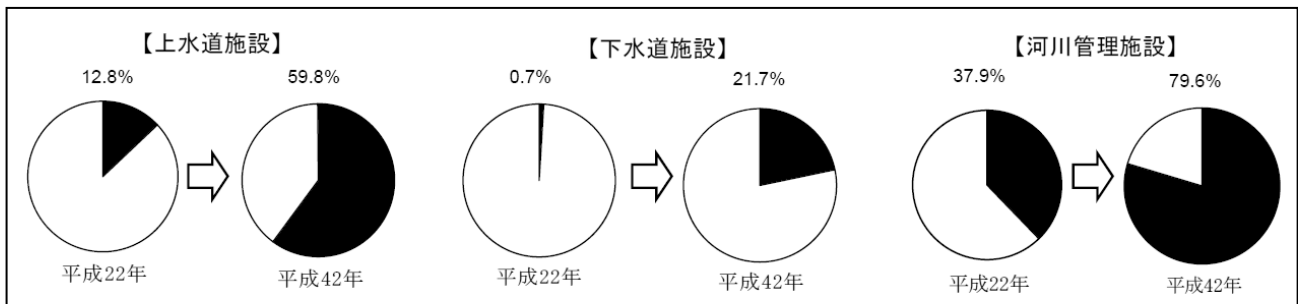
①国の動向

○我が国では、昭和 39 (1964) 年の東京オリンピック大会以降に整備された下水道や上水道等のインフラ施設が今後一斉に老朽化し、今後 20 年間で建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなると見込まれています。近年、少子高齢化の進展等を背景に、国及び地方を通じて、財政的な制約が厳しさを増す中、インフラ施設の効率的かつ計画的な維持管理等の推進は、全国共通の喫緊の政策課題の 1 つとなっています。

図表 3-6-5 設置後 50 年又は 40 年経過した施設の割合の推移

出典：総務省「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 (H24年 2月)」

注) 上水道は管路 (設置後40年経過)、下水道は管きょ (同50年経過)、河川はゲート施設 (同40年経過)



○このような状況下、平成 25 (2013) 年 11 月には政府の「インフラ長寿命化基本計画²⁹⁾」が策定され、平成 26 (2014) 年 5 月に策定された「国土交通省インフラ長寿命化計画 (行動計画)³⁰⁾」を皮切りに、関係省庁において行動計画の策定が進められています。また、地方自治体等においても平成 28 (2016) 年度までに行動計画の策定が進められています。

(4) 地球環境保全

①国の動向

①-1 主要な統計指標の推移等

○近年、人間活動の拡大に伴い二酸化炭素 (CO₂)、メタン等の温室効果ガスが大気中に排出されることで、世界規模で地球温暖化による気候変動が進行しているとされ、我が国においても、異常気象等に伴い全国的に風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっています。

○環境省の「平成 29 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」によると、20 世紀末と比較した、21 世紀末の年平均気温の将来予測について、気温上昇の程度をかなり低くするために必要となる温暖化対策を講じた場合には、日本全国で平均 1.1℃上昇し、また、温室効果ガスの排出量が非常に多い場合には、日本全国で平均 4.4℃上昇するとの予測が示されています。

○さらに、このような気候変動の影響について、将来的に農作物の品質の一層の低下、多くの種の絶滅、渇水の深刻化、水害・土砂災害を起こし得る大雨の増加、高潮・高波リスクの増大、夏季の熱波の頻度の増加等のおそれがあるとしています。

○平成 27 (2015) 年度における国内の温室効果ガス排出量は、約 13 億 2,500 万トン CO₂、平成

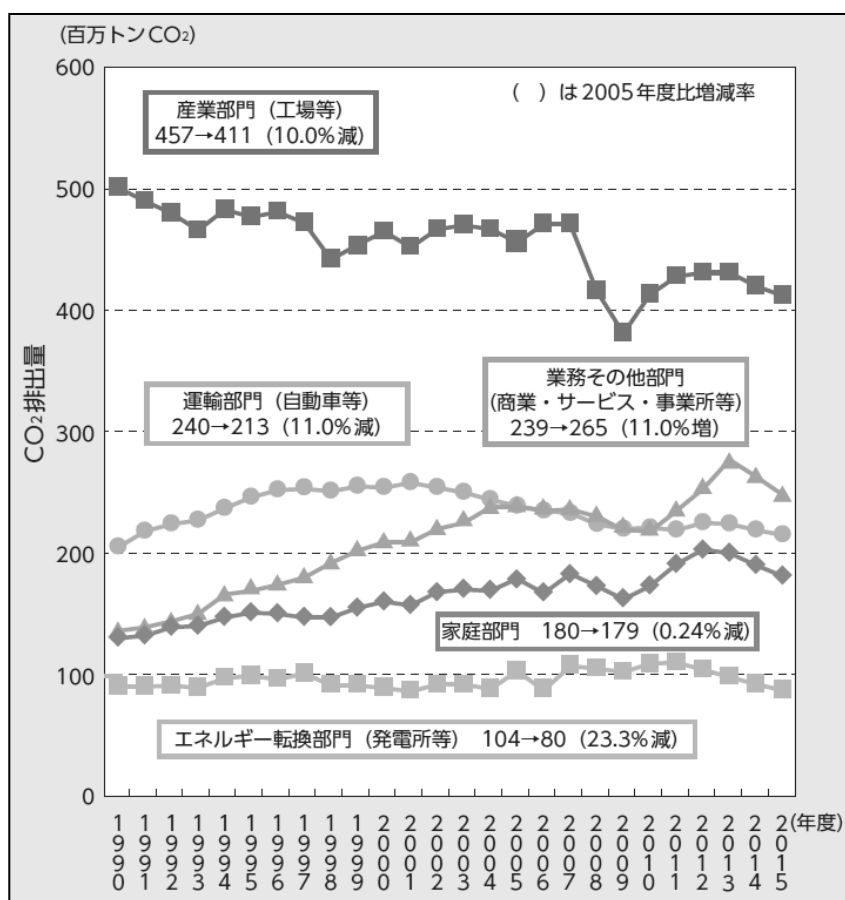
²⁹⁾ 国や地方自治体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラ施設を対象に、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を図るための方向性を明らかにした計画。

³⁰⁾ 国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラ施設の維持管理・更新等を、着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにした計画。

26 (2014) 年度/25 (2013) 年度の総排出量 (13 億 6,400 万トン CO₂/14 億 900 万トン CO₂) と比べ、電力由来の CO₂ 排出量の減少により、対平成 26 (2014) 年度比で 2.9% 減少、対平成 25 (2013) 年度比で 6.0% 減少しています。

○温室効果ガスごとにみると、平成 27 (2015) 年度の CO₂ 排出量は 12 億 2,700 万トン CO₂ (対平成 17 (2005) 年度比 6.4% 減) となっています。その内訳を部門別にみると、産業部門の排出量は 4 億 1,100 万トン CO₂ (10.0% 減)、運輸部門の排出量は 2 億 1,300 万トン CO₂ (11.0% 減)、また、その他部門の排出量は 2 億 6,500 万トン CO₂ (同 11.1% 増)、家庭部門の排出量は 1 億 7,900 万トン CO₂ (0.2% 減) となっています。

図表 3-6-6 部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移
出典：環境省「平成 29 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」



①-2 近年の主要な制度改正等

- 1 パリ協定：平成 27 (2015) 年 12 月採択
- 2 地球温暖化対策計画：平成 28 (2016) 年 5 月閣議決定

①-2-1 パリ協定

○平成 27 (2015) 年末に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) が開催され、全ての国が参加する平成 32 (2020) 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されています。

○本協定では、世界共通の目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが設定されています。また、

全ての国が、削減目標を5年ごとに提出・更新することが義務づけられました。

①-2-2 地球温暖化対策計画

- 平成 28（2016）年 5 月、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。本計画では、地方自治体の基本的役割として、「地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する」、「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の規範となることを目指す」ことなどが掲げられています。

(1) 住環境整備・景観・空き家

①国の動向

- 平成 26 (2014) 2 月の国土交通省の報道発表資料によると、平成 25 (2013) 年 4 月時点で我が国のマンションのストック総数は約 590 万戸、このうち旧耐震基準で建設されたものが約 106 万戸に上り、その多くは耐震性不足であるとしています。
- 同資料によると、マンションの建替えは 183 件、約 14,000 戸の実施にとどまっており、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震発生のおそれがある中、生命・身体の保護の観点から、耐震性不足の老朽化マンションの建替え等が喫緊の課題としています。
- このような課題認識のもと、国では、耐震性が不足している老朽化マンションの再生が円滑に行われるよう、平成 26 (2014) 年 12 月、マンション敷地売却制度や容積率の緩和特例の創設等を内容とする「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。

図表 3-7-1 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」の概要 (1/2)
出典：国土交通省資料



図表 3-7-2 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」の概要（2/2）

出典：国土交通省資料

容積率の緩和特例

耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものについて、容積率制限を緩和。

○平成 28（2016）年 9 月には、高度経済成長期に大量に供給され、老朽化が進んでいる住宅団地について、地域の拠点として再生を図ることを目的に、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を施行しています。

図表 Ⅲ-8-2 「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の概要

出典：国土交通省資料

法案の概要

国際競争力・防災機能強化

【国際ビジネス・生活環境の整備】

- 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長（→平成34年3月31日まで）
※優良な認定民間都市再生事業には各種金融支援や税制支援を実施
- 金融支援※の対象に国際会議場等の整備費を追加
※民間都市開発推進機構による支援

【大規模災害に対応する環境整備】

- 災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設※の所有者による協定制度の創設（承継効付き）

※エネルギー供給施設
発電機、ボイラー、電力線、熱導管等から構成

コンパクトで賑わいのあるまちづくり

【まちなかへの都市機能の効率的な誘導】

- 地域内に使える既存ストックがある場合にはそれを残しつつ、地域の身の丈にあった規模の市街地整備を可能とする手法の創設
- まちなか誘導施設の整備促進を図る地区の追加など市街地再開発事業の施行要件を見直し

身の丈にあった規模の市街地整備（イメージ）

【官民連携によるまちの賑わい創出】

- 空き地・空き店舗を有効に活用するための市町村・まちづくり団体と土地所有者による協定制度の創設
- 賑わいの創出に寄与する施設（観光案内所、サイクルポート等）を都市公園の占用許可対象に追加

住宅団地の再生

【住宅団地の建替えの推進】

- 土地の共有者のみで市街地再開発事業を施行する場合に、各共有者をそれぞれ1人の組員として扱い、2/3合意での事業推進を可能とする。

◆施行前 老朽化が進行
◆施行後 再生事業の円滑な推進

・敷地が一筆共有の場合、隣接し、敷地分割等の合意形成が困難。
既存棟の活用 広場 公益施設等

都市の国際競争力・防災機能の強化及びコンパクトで賑わいのあるまちづくりを図るための制度の充実化により、都市再生・地方創生を強力に推進

○さらに、全国的にマンションでは、管理組合の担い手不足や管理費の滞納等による管理不全等の様々な課題への対応が必要となっていることを踏まえ、平成 28（2016）年 3 月、外部の専門家の活用、管理費滞納に対する措置、管理状況等の情報開示を内容とする「マンション標準管理規約」を改正しています。

○国は、住生活基本法に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として、平成28(2016)～37(2025)年度までを計画期間とする新しい「住生活基本計画(全国計画)」を平成28(2016)年3月に閣議決定しています。

○本計画では、少子高齢化・人口減少の急速な進展や大都市圏における後期高齢者の急増など、住生活をめぐる現状と今後10年の課題に対応するため、「①居住者の視点」、「②住宅ストックからの視点」、「③産業・地域からの視点」という3つの視点から、以下に掲げる8つの目標を設定しています。

<「住生活基本計画(全国)」の概要>

【①居住者の視点】

目標1：結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現

- 希望する住宅を選択・確保できる環境を整備。
- 子どもを産み育てたいという思いを実現できる環境を整備し、希望出生率1.8の実現につなげる。

目標2：高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

- 安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給。
- 希望する地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現。

目標3：住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

- 住宅を市場において自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者、外国人、ホームレス等(住宅確保要配慮者)が、安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現。

【②住宅ストックからの視点】

目標4：住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築

- 「住宅すごろく」(住宅購入でゴール)を超えて、適切な維持管理やリフォームの実施により、価値が低下せず、魅力が市場で評価され、流通することにより、資産として次の世代に承継されていく新たな流れの創出。
- リフォーム投資の拡大と住み替え需要の喚起により、多様な居住ニーズに対応するとともに、人口減少時代の住宅市場の新たなけん引力を創出。

目標5：建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新

- 耐震性を充たさない住宅(約900万戸)、省エネ性を充たさない住宅やバリアフリー化されていない住宅等の建替えやリフォーム等により、安全で質の高い住宅ストックに更新。
- 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。

目標6：急増する空き家の活用・除却の推進

- 利活用、計画的な解体・撤去を推進し、増加を抑制。
- 地方圏においては特に増加が著しいため、対策を総合的に推進し、地方創生に貢献。

【③産業・地域からの視点】

目標7：強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長

- 住生活産業の担い手を確保・育成し、地域経済を活性化するとともに、良質で安全な住宅を供給できる環境を実現。
- 住生活に関連する新しいビジネスを成長させ、居住者の利便性の向上とともに、経済成長に貢献。

目標8：住宅地の魅力の維持・向上

- 地域の特性に応じて、居住環境やコミュニティをより豊かなものにするを目指す。
- 国土強靱化の理念を踏まえ、自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進実現。

(2) 道路・交通

①-1 国の動向（道路）

- 国土交通省の「平成 27 年度国土交通白書」によると、例えば道路橋では、建設後 50 年以上経過する施設の割合が平成 25（2013）年 3 月の約 18%から、10 年後には約 43%、20 年後には約 67%に急増すると見込まれており、今後、一斉に老朽化するインフラ施設の戦略的な維持管理・更新が必要としています。

図表 3-7-3 インフラ施設の老朽化の現状
出典：国土交通省「平成27年度国土交通白書」

<p>高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、今後 20 年で建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。 ※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後 50 年で整理。</p>			
<p>《建設後 50 年以上経過する社会資本の割合》</p>			
	H25 年 3 月	H35 年 3 月	H45 年 3 月
道路橋 [約 40 万橋 ^{注1)} (橋長 2m 以上の橋約 70 万のうち)]	約 18%	約 43%	約 67%
トンネル [約 1 万本 ^{注2)}]	約 20%	約 34%	約 50%
河川管理施設 (水門等) [約 1 万施設 ^{注3)}]	約 25%	約 43%	約 64%
下水道管きよ [総延長：約 45 万 km ^{注4)}]	約 2%	約 9%	約 24%
港湾岸壁 [約 5 千施設 ^{注5)} (水深 - 4.5m 以深)]	約 8%	約 32%	約 58%
<p>注 1) 建設年度不明橋梁の約 30 万橋については、割合の算出にあたり除いている。 注 2) 建設年度不明トンネルの約 250 本については、割合の算出にあたり除いている。 注 3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約 1,000 施設を含む。(50 年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約 50 年以上経過した施設として整理している。) 注 4) 建設年度が不明な約 1 万 5 千 km を含む。(30 年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約 30 年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。) 注 5) 建設年度不明岸壁の約 100 施設については、割合の算出にあたり除いている。</p>			

- このため、平成 25（2013）年 10 月には、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年 11 月、政府、地方自治体等におけるあらゆるインフラ施設を対象に、今後の取組の全体像を示すものとして「インフラ長寿命化基本計画」が決定されました。
- これを受け、国土交通省は、平成 26（2014）年 5 月に「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を決定し、基本計画に基づく具体的取組を確定・見える化し、メンテナンスの指針として、メンテナンスサイクルの構築に向けた道筋を提示しています。
- 具体的には、「①定期的な点検を行い、必要な修繕・更新を実施するとともに、その情報をデータベース化し、メンテナンスサイクルを構築」、「②メンテナンス技術によるコスト縮減と予防保全の考え方に基づく長寿命化を進め、メンテナンスに係る中長期的なトータルコストを縮減・平準化」、「③インフラ施設の大部分を管理する地方自治体等に対し、防災・安全交付金による財政支援や人的資源を実施」などがあげられます。

図表 3-7-4 「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」の概要と
行動計画を踏まえた取組
出典：国土交通省資料

- 「社会資本メンテナンス元年」の取組を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画をとりまとめ
- 行動計画を踏まえ、「メンテナンスサイクルの構築」、「トータルコストの縮減・平準化」、「地方公共団体等への支援」に重点的に取り組む
(主に、取組の方向性の1, 3関連) (主に、取組の方向性の5, 6関連) (主に、取組の方向性の1, 2, 7関連)

国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）の概要（平成26年5月21日社会資本の老朽化対策会議決定）

1. 国交省の役割 ○各インフラに係る体制や制度等を構築する「所管者」としての役割 ○インフラの「管理者」としての役割	
2. 計画の範囲 ○対象：国交省が制度等を所管する全ての施設 ○期間：平成26～32年度（2014～2020年度）	3. 中長期的なコストの見通し ○維持管理・更新等の取組のため、施設の実態の把握や個別施設計画の策定により、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要
4. 取組の方向性と主な取組内容	
【取組の方向性】	
1 点検・診断／修繕・更新等 ・全施設のメンテナンスサイクルの構築 ・施設の必要性、対策内容等の再検討 ・交付金等による支援の継続・充実	2 基準類の整備 ・基準類の体系的整備 ・新たな技術や知見の基準類への反映
3 情報基盤の整備と活用 ・点検・修繕等を通じた情報収集 ・情報の蓄積、地公体も含めた一元的集約	4 個別施設計画の策定 ・計画策定の推進と内容の充実
5 新技術の開発・導入 ・産学官の連携とニーズ・シーズのマッチング ・新技術を活用できる現場条件などの明確化	6 予算の管理 ・トータルコストの縮減・平準化 ・受益と負担の見直し
7 体制の構築 ・資格制度の充実、高度な技術力を有する技術者の活用 ・管理者間の相互連携体制の構築	8 法令等の整備 ・責任の明確化、社会構造の変化への対応
【主な取組内容】	
○新たな基準・マニュアルの運用開始 例：道路橋等の5年に1回の近接目視 等 ○新たなデータベースの稼働と将来的な機能の拡充 例：港湾のデータベースの港湾管理者への拡大 等 ○必要に応じた施設の集約化・撤去等 例：社会構造の変化に伴う橋梁等の集約化・撤去への助言 等	○資格制度の充実 例：必要な能力と技術の明確化、関連する民間資格の評価・認定 等 ○高度な技術力を有する技術者の活用体制の構築 例：道路分野等において、国の職員等の派遣等の技術的支援体制の確立 等 ○管理者間の相互連携体制の構築 例：国・地公体で構成される支援組織による市町村への技術的支援 等
5. その他 ○計画のフォローアップにより、取組を充実・深化 ○ホームページ等を通じた積極的な情報提供	

○さらに、これらの取組を推進するため、平成27（2015）年9月に閣議決定した「第4次社会資本整備重点計画²⁰（計画期間：平成27（2015）～32（2020）年度）」において、「社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う」ことを1つ目の重点目標に掲げ、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率（平成32（2020）年度に100%）をはじめとする指標を設定するなど、インフラ施設の老朽化対策に重点的に取り組むとしています。

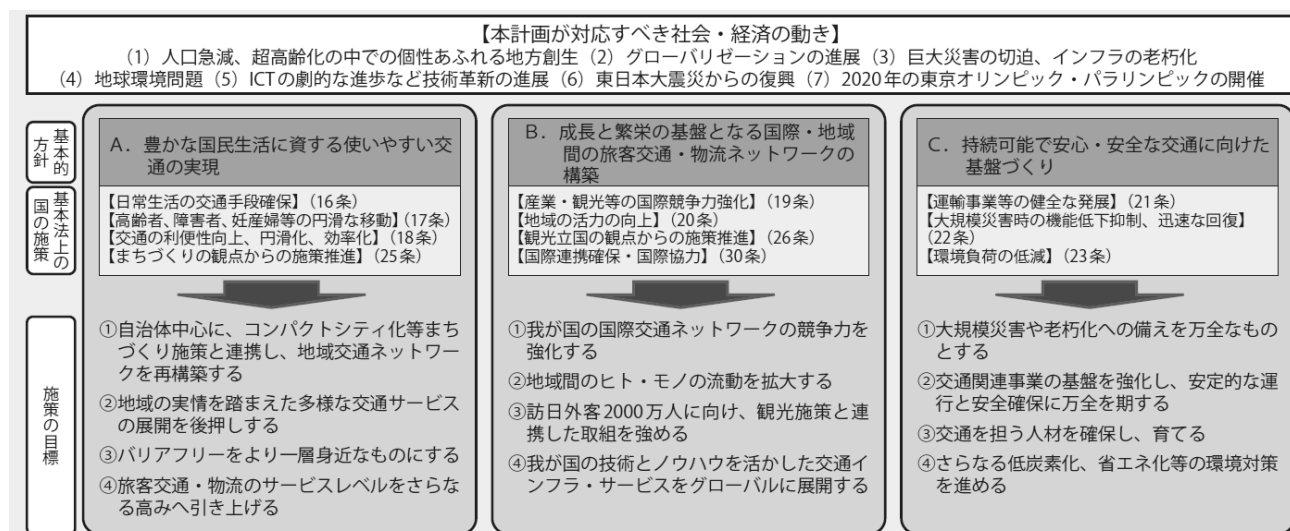
³⁴ 社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画。

①-2 国の動向（交通）

○国は、平成 25（2013）年 5 月に「交通政策基本法²¹」を施行後、平成 27（2015）年 2 月に同法に基づき、基本的な方針、施策の目標、総合的かつ計画的に行う施策等を明らかにした「交通政策基本計画（計画期間：平成 26（2014）～32（2020）年度）」を策定しています。

○本計画では、基本的な方針として「A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現」、「B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築」、「C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」を柱に掲げるとともに、柱ごとに 4 つの施策目標を設定し、具体的な施策を提示しています。

図表 3-7-5 「交通政策基本計画」の概要
出典：国土交通省資料



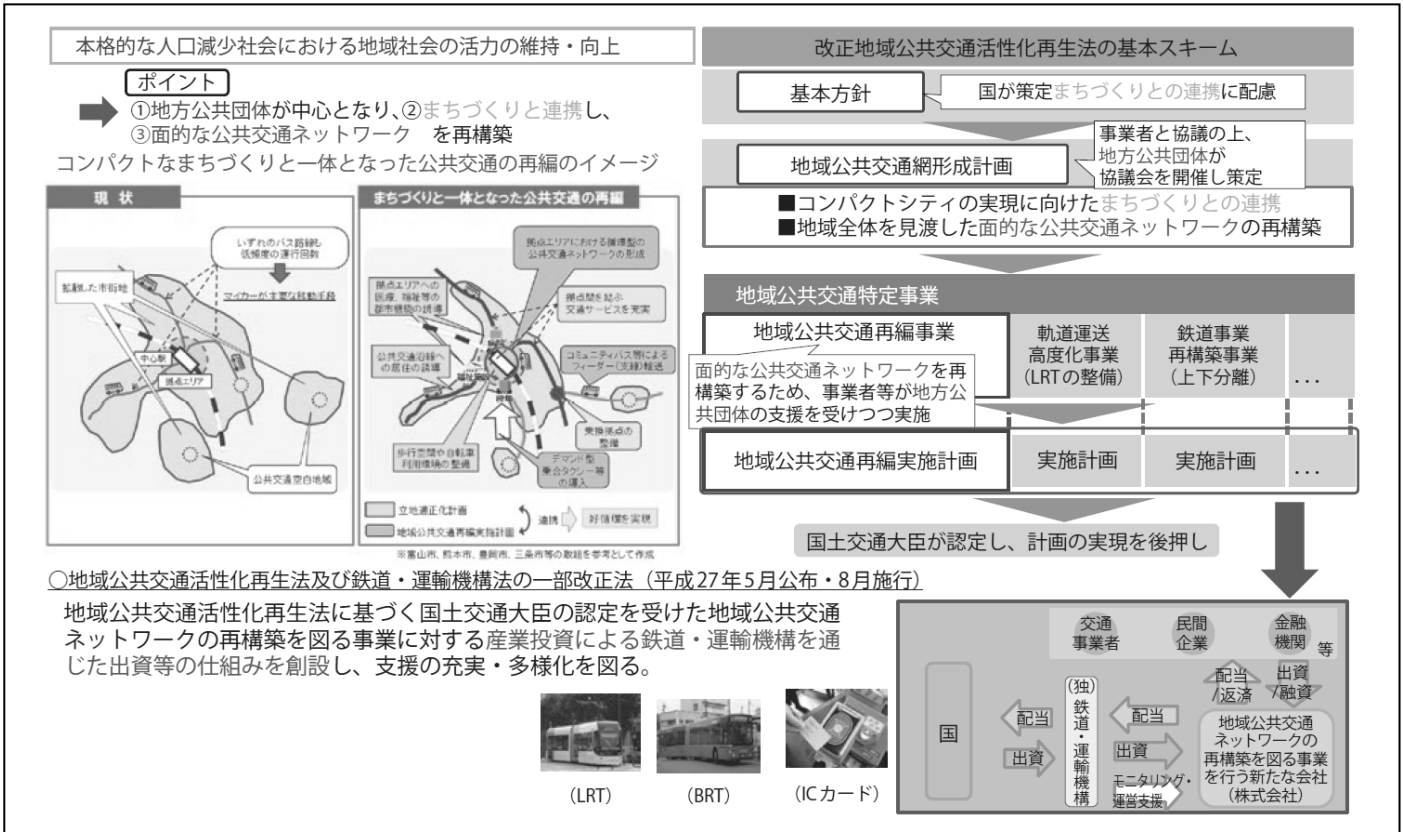
○地域公共交通は、自動車を運転できない学生や高齢者等にとって必要不可欠な都市機能の 1 つであるとともに、地域の活力の維持・強化を図るため、コンパクトなまちづくりと連携し、その充実を図ることが重要な政策課題の 1 つとなっています。

○このような状況を踏まえ、国は平成 26（2014）年 11 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」を施行し、地域の総合行政を担う地方自治体が先頭に立って、関係者と適切に役割を分担しながら、まちづくりや観光振興等の観点も踏まえつつ、地域にとって最適な交通ネットワーク及び交通サービスを実現していくための枠組を構築しています。

○本法律に基づき、平成 27（2015）年度末までに 92 件の地域公共交通網形成計画が国土交通大臣に送付されたほか、岐阜市において、JR 岐阜駅をハブターミナルとするバス路線の再編を内容とする、地域公共交通再編実施計画が国の認定を受けるなど、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた取組が本格化しています。

³⁵ 交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や地方自治体等の果たすべき役割等を定めたもの。本法律の中で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされている。

図表 3-7-6 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」の概要
出典：国土交通省資料



②本市の動向を示すデータ

図表 3-7-7 市内の道路の舗装状況
出典：西東京市統計書

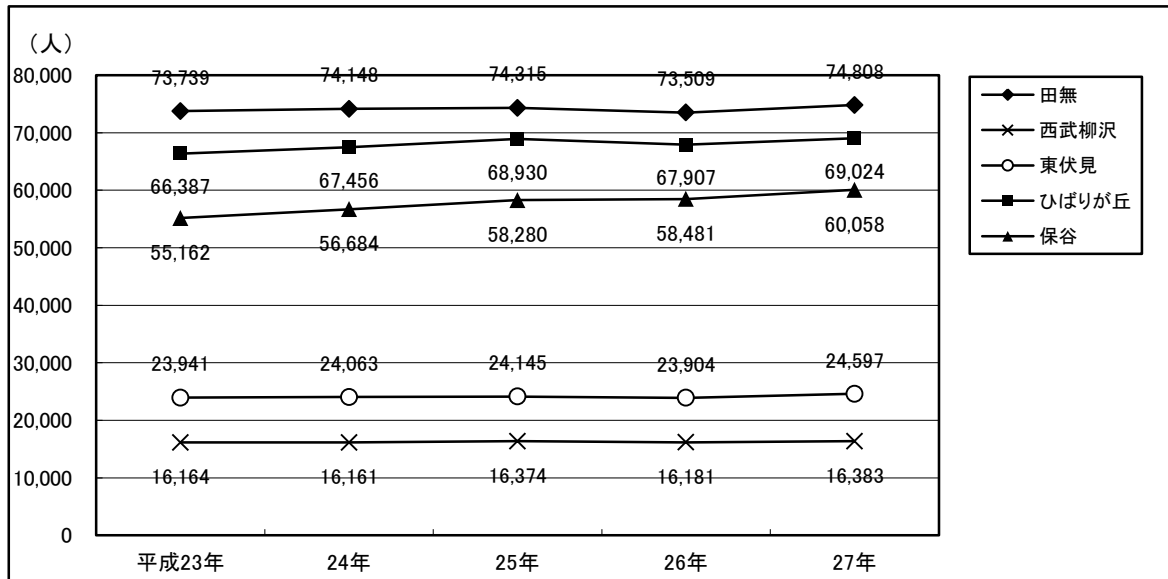
(単位：延長 m，面積 m²)

(各年4.1)

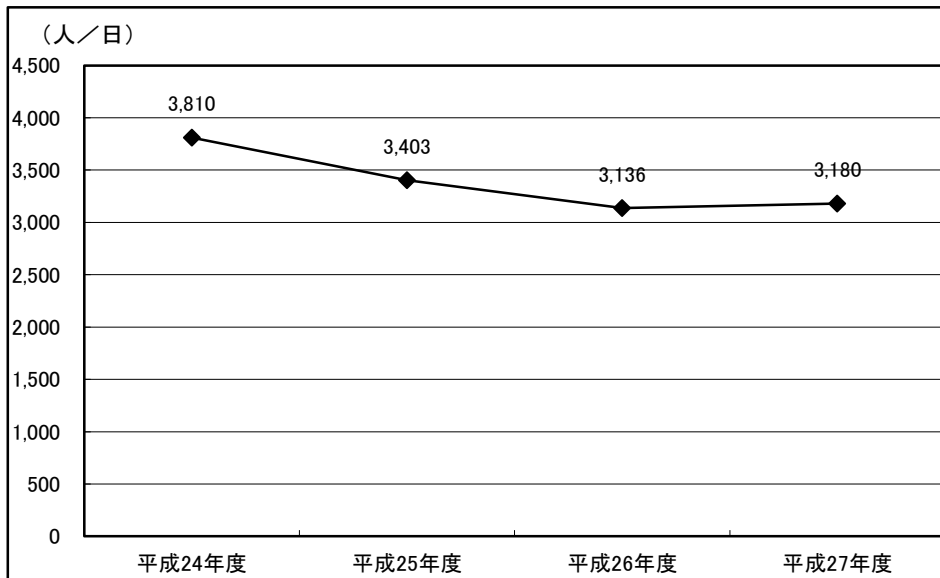
舗装別	24	25	26	27	28
総延長	265,728	266,594	267,820	270,709	270,298
割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総面積	1,722,803	1,728,251	1,742,613	1,777,835	1,780,569
割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
コンクリート					
延長	400	400	400	400	400
割合	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
面積	48,438	48,438	49,930	42,639	42,672
割合	2.8	2.8	2.9	2.4	2.4
高級アスファルト					
延長	260,462	261,341	262,534	265,424	265,100
割合	98.0	98.0	98.0	98.0	98.1
面積	1,528,868	1,534,170	1,542,301	1,582,398	1,581,005
割合	88.7	88.8	88.5	89.0	88.8
ブロック					
延長	1,178	1,234	1,267	1,266	1,280
割合	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
面積	22,149	22,468	22,858	22,785	27,233
割合	1.3	1.3	1.3	1.3	1.5
コンクリート平板					
延長	38	38	38	38	38
割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
面積	4,508	4,508	4,934	5,265	5,265
割合	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
簡易					
延長	1,699	1,699	1,699	1,699	1,699
割合	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
面積	84,896	84,896	88,594	88,768	88,719
割合	4.9	4.9	5.1	5.0	5.0
砂利					
延長	1,951	1,882	1,882	1,882	1,781
割合	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
面積	7,905	7,732	7,732	7,640	7,212
割合	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
その他					
延長	-	-	-	-	-
割合	-	-	-	-	-
面積	26,039	26,039	26,264	28,340	28,463
割合	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6

注：延長及び面積の割合は、小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%とならない場合がある。
資料：都市整備部道路管理課「東京都道路現況調査」

図表 3-7-8 市内の駅別 1日平均乗降客数の推移
出典：西東京市統計書



図表 3-7-9 はなバスの1日あたり平均利用客数の推移
出典：西東京市統計書



(1) 防災

①国の動向

- 内閣府の「平成 26 年版防災白書」によると、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の教訓の 1 つとして、「防護」の発想によるインフラ整備中心の対策だけでは、生命や財産、経済社会活動を守ることに限界があることが明らかとなったとしています。
- 近年、国では、このような大規模自然災害等から人命、社会経済の致命傷を回避するための強さと被害から迅速に回復するしなやかさを備えた国土、経済社会システムを構築し、想定外の災害等から守る考え方を国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）と称しています。
- 平成 25 (2013) 年 12 月に、議員立法により「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行された後、本法に基づき国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、平成 26 (2014) 年 3 月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定されています。
- あわせて、国土強靱化に係る都道府県及び市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、都道府県、市町村は「国土強靱化地域計画」を定めることができるとされています。国では、本計画の策定²²が円滑に図られるよう、「国土強靱化計画地域計画策定ガイドライン」を取りまとめるとともに、モデル調査の実施等を通じて、自治体への支援を行っています。

図表 3-8-1 「国土強靱化基本計画」の概要（1/2）

出典：内閣官房資料

<p>国土強靱化基本計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画） ○脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める 	
<p>●国土強靱化の基本的考え方（第1章）</p> <p>【理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土強靱化の基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ①人命の保護 ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興 ○災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う 	<p>【基本的な方針等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成 ○施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ ○既存社会資本の有効活用等による費用の縮減 ○PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用 ○PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント 等 <p>【特に配慮すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オリンピック・パラリンピックに向けた対策 等

²² 平成 27 (2015) 年 5 月 11 日時点で、31 都道府県 13 市区町が地域計画の策定に向け取り組んでおり、4 道県 3 市が策定済みとなっている。

図表 3-8-1 「国土強靱化基本計画」の概要 (2/2)

出典：内閣官房資料

●脆弱性評価(第2章) 略

●国土強靱化の推進方針(第3章)

～施策分野ごとの推進方針～

【行政機能／警察・消防等分野】

・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進 等

【住宅・都市分野】

・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策 等

【保健医療・福祉分野】

・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築 等

【エネルギー分野】

・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化 等

【金融分野】

・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施 等

【情報通信分野】

・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施 等

【産業構造分野】

・企業連携型BCP/BCMの構築促進 等

【交通・物流分野】

・交通・物流施設の耐災害性の向上 等

【農林水産分野】

・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施 等

【国土保全分野】

・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策 等

【環境分野】

・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築 等

【土地利用(国土利用)分野】

・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携 等

【リスクコミュニケーション分野】

・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練 等

【老化対策分野】

・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築 等

【研究開発分野】

・自然災害・老化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進 等

●計画の推進と不断の見直し(第4章)

○今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進

○概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更

○起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画(※)を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。

(※)プログラムごとの推進方針(略)に重要業績指標(KPI)を加えて作成

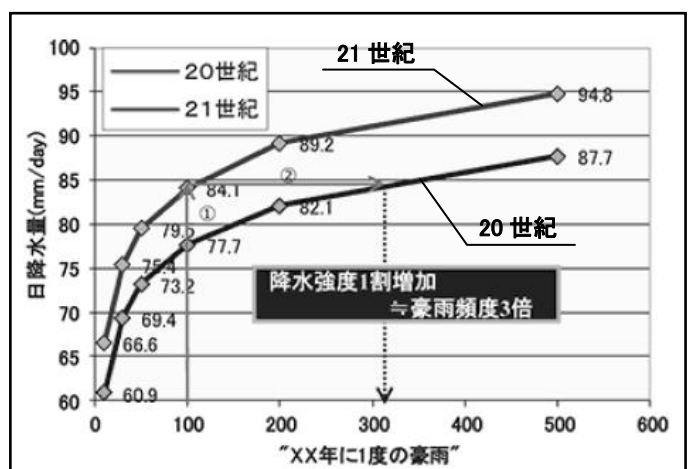
○重点化すべき15プログラムを重点的に推進

○内閣府の「平成 28 年版 防災白書 (平成 28 (2016) 年 5 月)」によると、今後、我が国においても、地球温暖化が進行し、気温が上昇することで、大気中に含まれる水蒸気量が増えることから、強い台風の発生数や台風の強度、最大強度時の降水強度が現在と比較して増加すると予測されています。

○降水強度の増加により、「300 年に 1 度」の頻度で発生する豪雨が「100 年に 1 度」の頻度で発生するなど高頻度化するほか、沿岸部 (海岸) では、台風の増加等による高潮偏差の増大や波浪の強化、中長期的な海面水位の上昇で、さらに深刻な影響が懸念されるとしています。

図表 3-8-2 X 年確率降水量 (年最大日降水量) 東京付近の推計

出典：内閣府「平成 28 年版 防災白書 (H28 年 5 月)」



○このような状況下、国では防災政策の大きな転換点となった3度の²³の大災害の度ごとに講じられてきた措置を踏まえつつ、今後の気候変動による災害の激甚化に備えるため、平成27(2015)年12月に『「防災4.0」未来構想プロジェクト』を設置しています。

図表3-8-3 戦後における災害の教訓を踏まえた防災政策の歩みと「防災4.0」
出典：内閣府「平成28年版 防災白書（H28年5月）」



²³ 昭和34(1959)年の伊勢湾台風、平成7(1995)年の阪神・淡路大震災、平成23(2011)年の東日本大震災のこと。

②本市の動向を示すデータ

図表 3-8-4 火災発生件数の推移
出典：西東京市統計書

(各年次)

年次	火災発生	火災発生			損害見積額 (万円)	死傷者	
		建物	車両	その他		死者	負傷者
24	51	34	3	14	2,847	-	11
25	47	28	1	18	2,312	-	8
26	43	33	-	10	3,374	2	7
27	55	32	14	9	2,823	-	12
28	34	26	2	6	1,221	1	10

図表 3-8-5 防災訓練参加者及び応急救護の普及状況の推移
出典：西東京市統計書

(各年次)

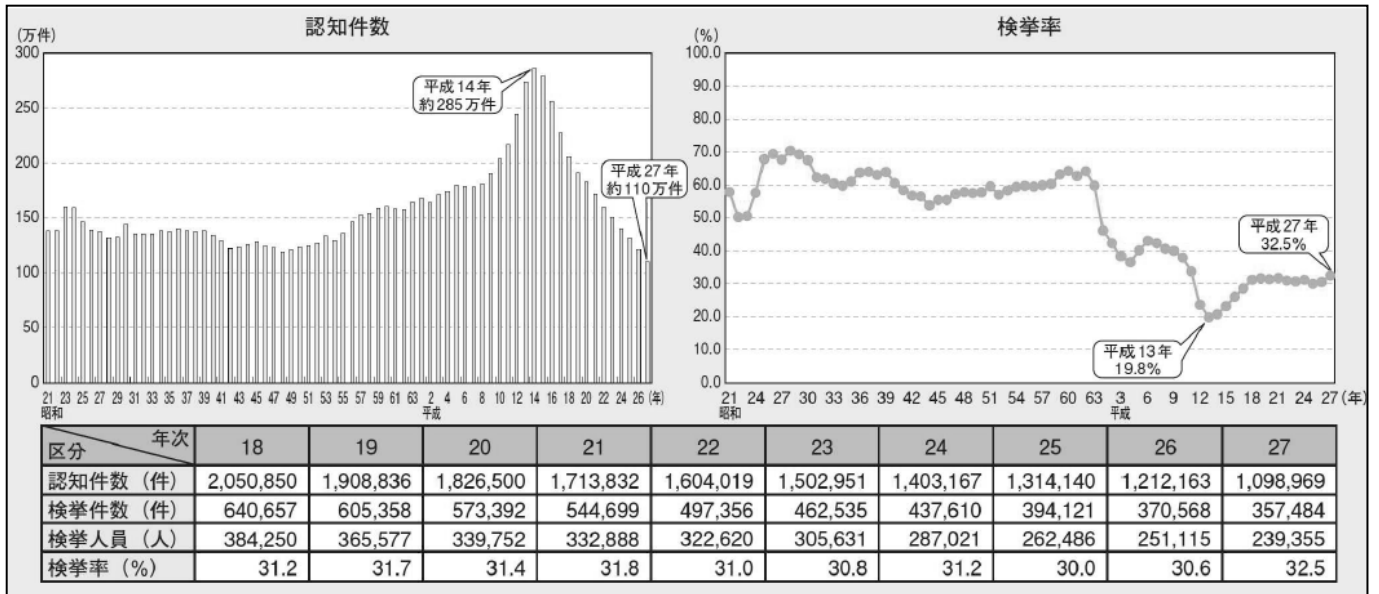
年次	防災訓練	応急救護の普及活動(実施者数)		
	訓練参加者人員	普通救命講習	上級救命講習	応急救護訓練
24	31,321	1,917	181	8,068
25	29,313	1,676	183	4,234
26	27,907	3,725	470	6,162
27	31,763	2,409	497	2,607
28	37,185	2,035	158	4,967

(2) 防犯・交通安全

①国の動向

○警察庁の「平成 28 年警察白書」によると、平成 27 (2015) 年の刑法犯の認知件数³⁷は 109 万 8,969 件、過去 10 年間で最も多かった平成 18 (2006) 年の 205 万 850 件と比べて概ね半減 (95 万 1,881 件減) しています。また、平成 27 (2015) 年の刑法犯の検挙人員は 23 万 9,355 人、平成 18 (2006) 年の 38 万 4,250 人と比べ約 4 割 (14 万 4,895 件) 減少しています。

図表 3-8-6 刑法犯の認知・検挙状況の推移
出典：警察庁「平成 28 年警察白書」

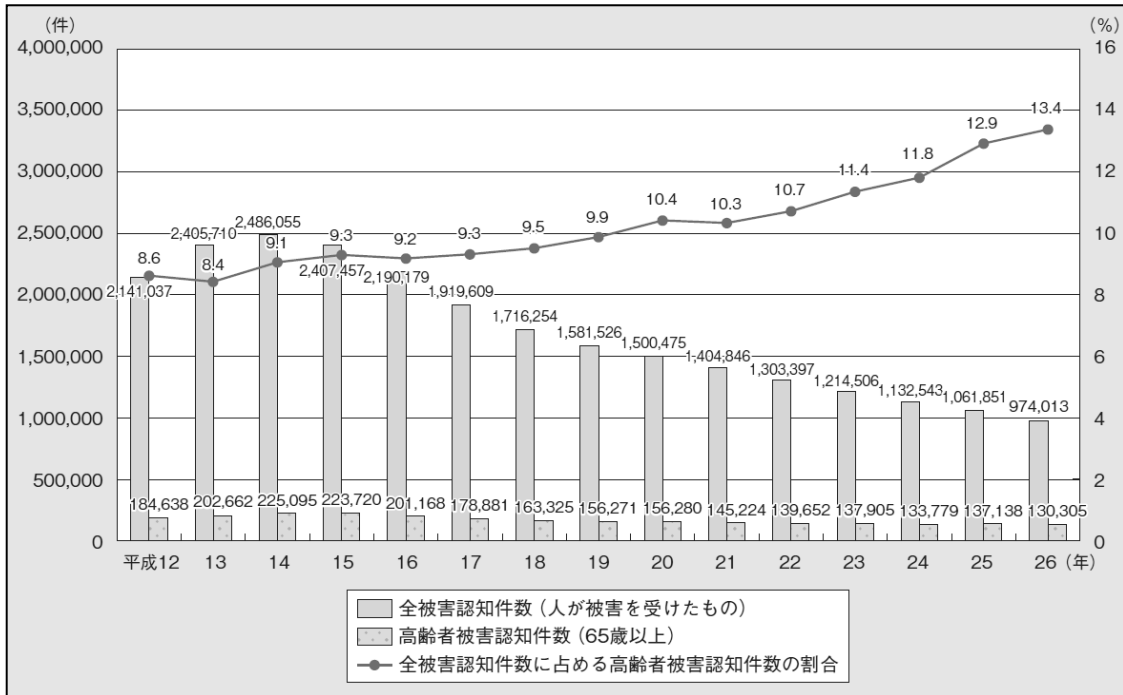


○犯罪による 65 歳以上の高齢者の被害の状況について、刑法犯罪被害者認知件数で見ると、全刑法犯罪被害者認知件数が戦後最多を記録した平成 14 (2002) 年に 22 万 5,095 件とピークを迎えて以降、近年は減少傾向にあるものの、高齢者が占める割合は、平成 26 (2014) 年で 13.4%と増加傾向にあります。

³⁷ 警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数。

図表 3-8-7 高齢者の刑法犯被害認知件数の推移

出典：内閣府「平成 28 年版高齢社会白書」



○また、振り込み詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の総称）のうち、特に高齢者の被害が多いオレオレ詐欺の平成 27（2015）年の認知件数は 5,806 件、対前年比で 4.5%（249 件）の微増、また、還付金等詐欺は 2,377 件、対前年比で 23.3%（449 件）増加しています。

○内閣府の「平成 28 年版高齢社会白書」によると、平成 27（2015）年の振り込み詐欺の被害者のうち、60 歳以上の割合は 82.1%、また、オレオレ詐欺の被害者に限ると 98.2%に上り、このうち 70 歳以上の女性が 67.2%を占めています。還付金等詐欺の被害者についても、60 歳以上の高齢者の割合が 97.7%に上り、このうち 70 歳以上の女性が 57.6%を占めています。

図表 3-8-8 振り込み詐欺の認知件数・被害総額の推移

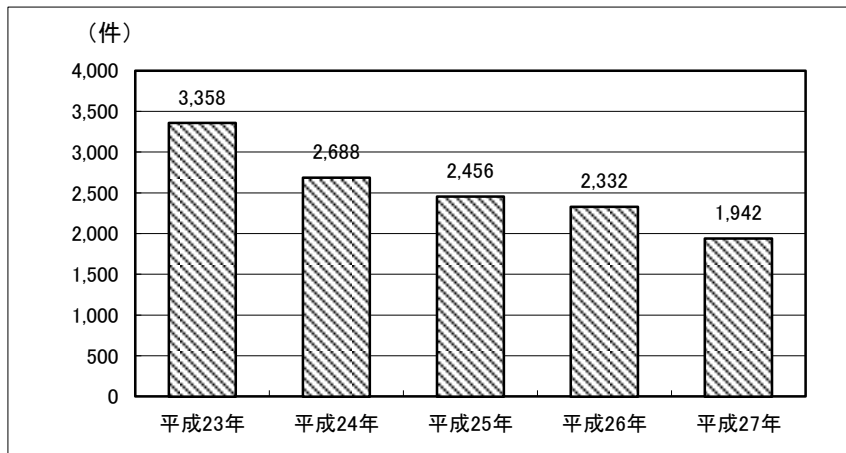
出典：内閣府「平成 28 年版高齢社会白書」

注）H22年以降の被害総額は、キャッシュカードを直接受け取る手口の振り込み詐欺（ただし、22 年から24年はオレオレ詐欺のみ）における A T Mからの引出（窃取）額を含む。

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
認知件数	実数(件)	17,930	20,481	7,340	6,637	6,233	6,348	9,204	11,256	12,762
	増減率(%)	—	14.2	▲ 64.2	▲ 9.6	▲ 6.1	1.8	45.0	22.3	13.4
オレオレ詐欺	実数(件)	6,430	7,615	3,057	4,418	4,656	3,634	5,396	5,557	5,806
	増減率(%)	—	18.4	▲ 59.9	44.5	5.4	▲ 22.0	48.5	3.0	4.5
架空請求詐欺	実数(件)	3,007	3,253	2,493	1,774	756	1,177	1,522	3,180	4,125
	増減率(%)	—	8.2	▲ 23.4	▲ 28.8	▲ 57.4	55.7	29.3	108.9	29.7
融資保証金詐欺	実数(件)	5,922	5,074	1,491	362	525	404	469	591	454
	増減率(%)	—	▲ 14.3	▲ 70.6	▲ 75.7	45.0	▲ 23.0	16.1	26.0	▲ 23.2
還付金等詐欺	実数(件)	2,571	4,539	299	83	296	1,133	1,817	1,928	2,377
	増減率(%)	—	76.5	▲ 93.4	▲ 72.2	256.6	282.8	60.4	6.1	23.3
被害総額	実数(億円)	251.4	275.9	95.8	100.9	127.2	160.4	258.7	379.8	390.5
	増減率(%)	—	9.7	▲ 65.3	5.3	26.1	26.1	61.3	46.8	2.8

②本市の動向を示すデータ

図表 3-8-9 刑法犯種類別発生件数の推移
出典：西東京市統計書



		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成24年	実数(件)	3,358	16	180	2,535	107	33	487
	構成比(%)	100.0	0.5	5.4	75.5	3.2	1.0	14.5
平成25年	実数(件)	2,990	15	169	2,185	187	27	407
	構成比(%)	100.0	0.5	5.7	73.1	6.3	0.9	13.6
	増減率(%)	▲ 11.0	▲ 6.3	▲ 6.1	▲ 13.8	74.8	▲ 18.2	▲ 16.4
平成26年	実数(件)	3,276	18	144	2,443	204	19	448
	構成比(%)	100.0	0.5	4.4	74.6	6.2	0.6	13.7
	増減率(%)	9.6	20.0	▲ 14.8	11.8	9.1	▲ 29.6	10.1
平成27年	実数(件)	3,045	8	122	2,335	156	18	406
	構成比(%)	100.0	0.3	4.0	76.7	5.1	0.6	13.3
	増減率(%)	▲ 7.1	▲ 55.6	▲ 15.3	▲ 4.4	▲ 23.5	▲ 5.3	▲ 9.4
平成28年	実数(件)	2,626	15	136	1,974	117	18	366
	構成比(%)	100.0	0.6	5.2	75.2	4.5	0.7	13.9
	増減率(%)	▲ 13.8	87.5	11.5	▲ 15.5	▲ 25.0	0.0	▲ 9.9

図表 3-8-10 交通事故による年齢層別死傷者数 (平成 28 年)
出典：西東京市統計書

		(28年次)							
区分	総数	0～14歳	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
総数	877	72	41	103	152	150	137	50	172
死者	3	-	-	-	-	-	1	-	2
負傷者	874	72	41	103	152	150	136	50	170

注：西東京市における運転免許保有者は、平成28年12月末現在で、114,977人
(男 66,049人、女48,928人)

(1) 農業

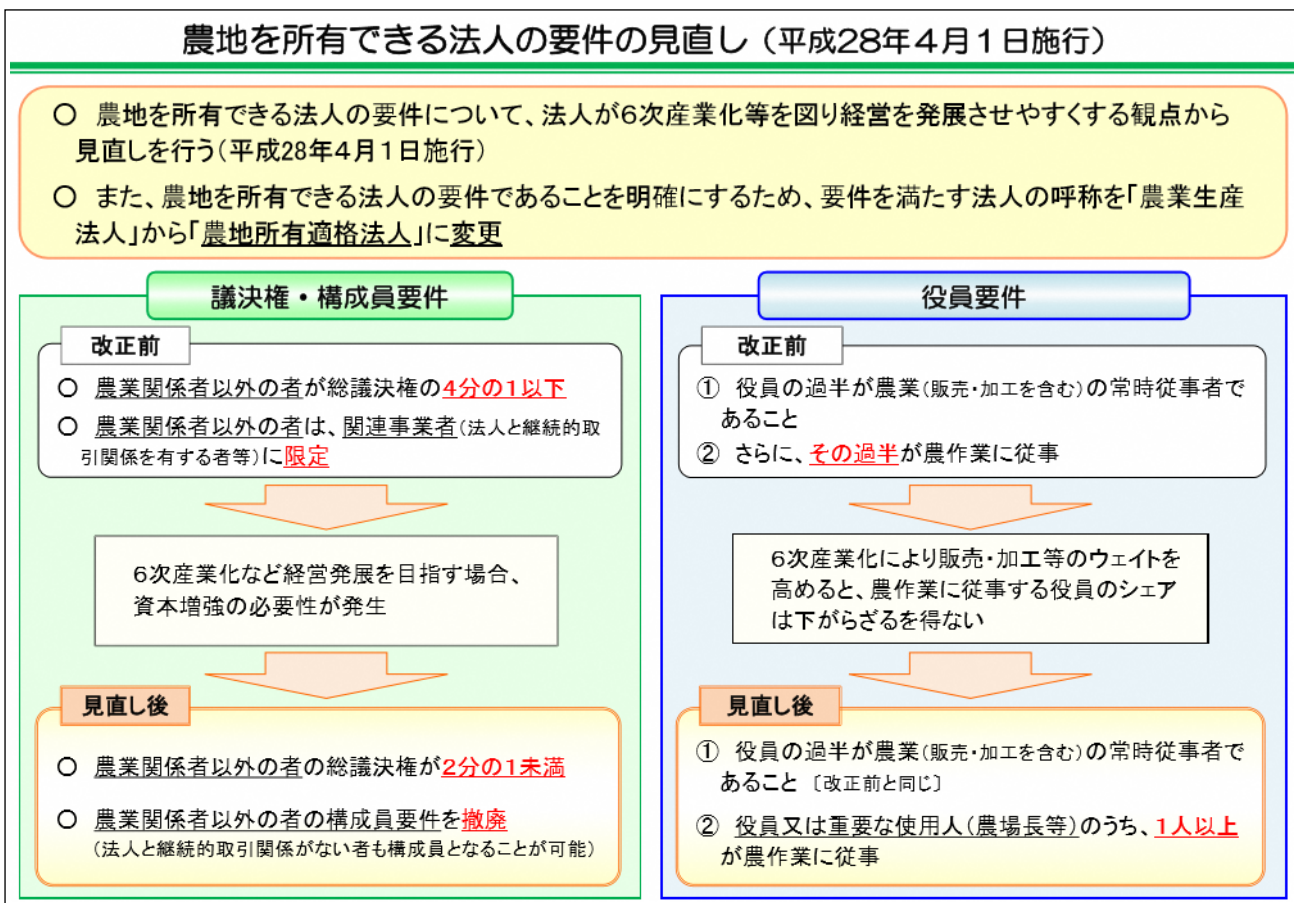
①国の動向

◆農地法の改正：平成28（2016）年4月より施行

○農業は、食料の安定供給、国土・環境の保全、地方活性化などの多面的な役割を果たす重要な産業であるが、農業従事者の高齢化、後継者不足等を背景とした耕作放棄地の増加等、様々な課題を抱えている。農業の再興に関心が集まる中、平成25（2017）年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「農林水産業を成長産業にする」ことが政策目標の1つとして掲げられており、6次産業化による農林水産業の活性化への期待が高まっています。

○国は、農地法について、6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、平成27（2015）年の農地法改正において、農地を「所有」できる法人の要件（議決権要件、役員農作業従事要件）を緩和しています。これにより、一般企業、金融機関や投資ファンド等による農地所有適格法人に対する投資、農業関係者と一般企業との協業の促進等期待されています。

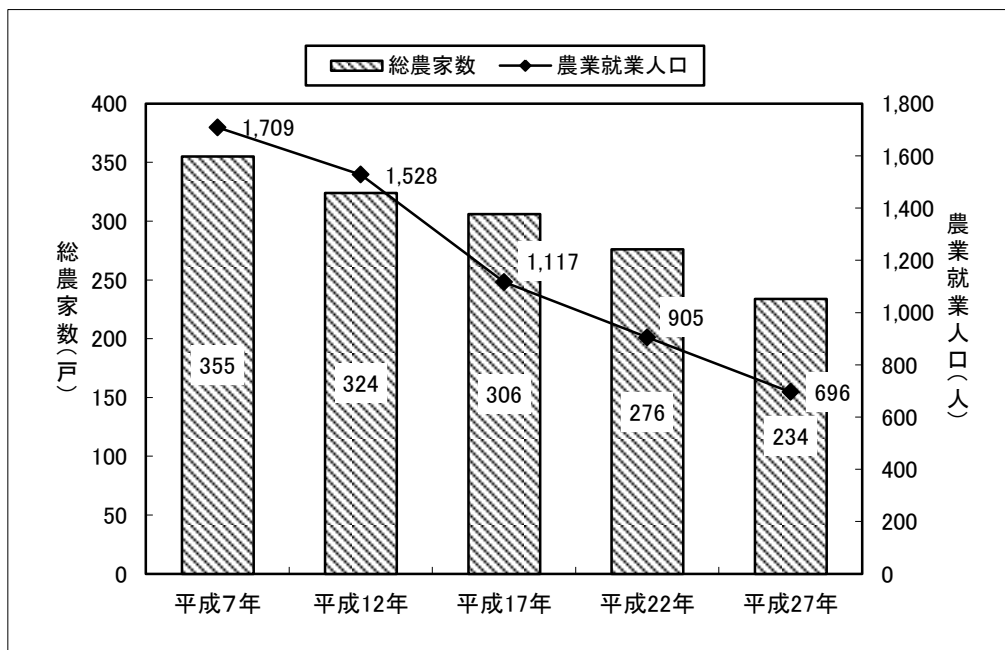
図表3-9-1 平成27年農地法改正の概要
出典：農林水産省「農地を所有できる法人の要件の見直し（概要）」



②本市の動向を示すデータ

図3-9-2 総農家数及び農業就業人口の推移

出典：農林業センサス報告



	総農家数		農業就業人口	
	実数(戸)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
平成7年	355	—	1,709	—
平成12年	324	▲ 8.7	1,528	▲ 10.6
平成17年	306	▲ 5.6	1,117	▲ 26.9
平成22年	276	▲ 9.8	905	▲ 19.0
平成27年	234	▲ 15.2	696	▲ 23.1

図3-9-3 経営耕地面積の推移

出典：農林業センサス報告

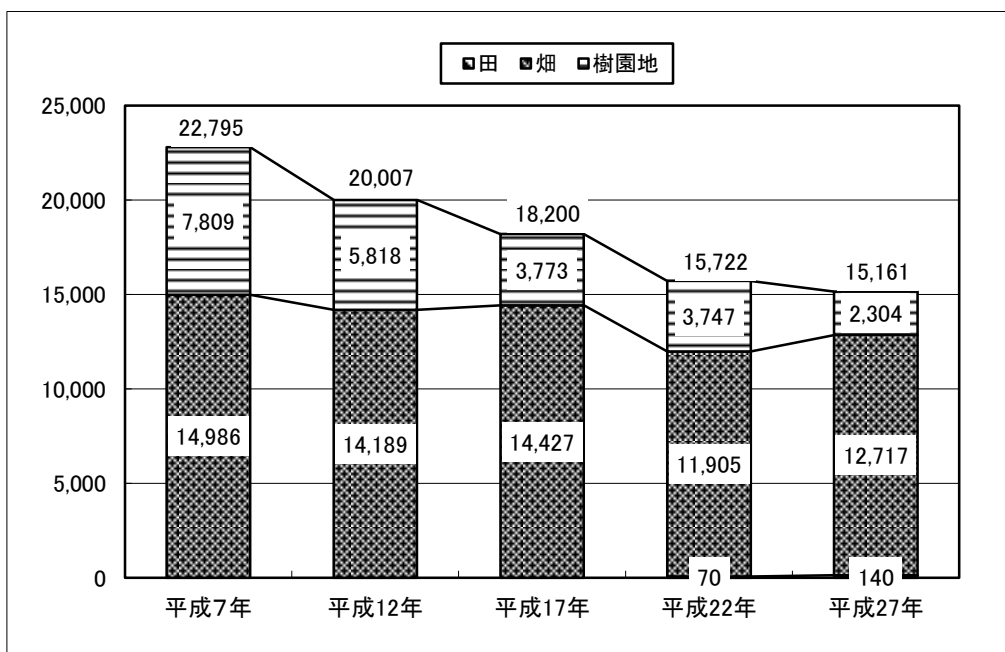


図 3-9-4 年齢別の基幹的農業従事者数の推移

出典：農林業センサス報告

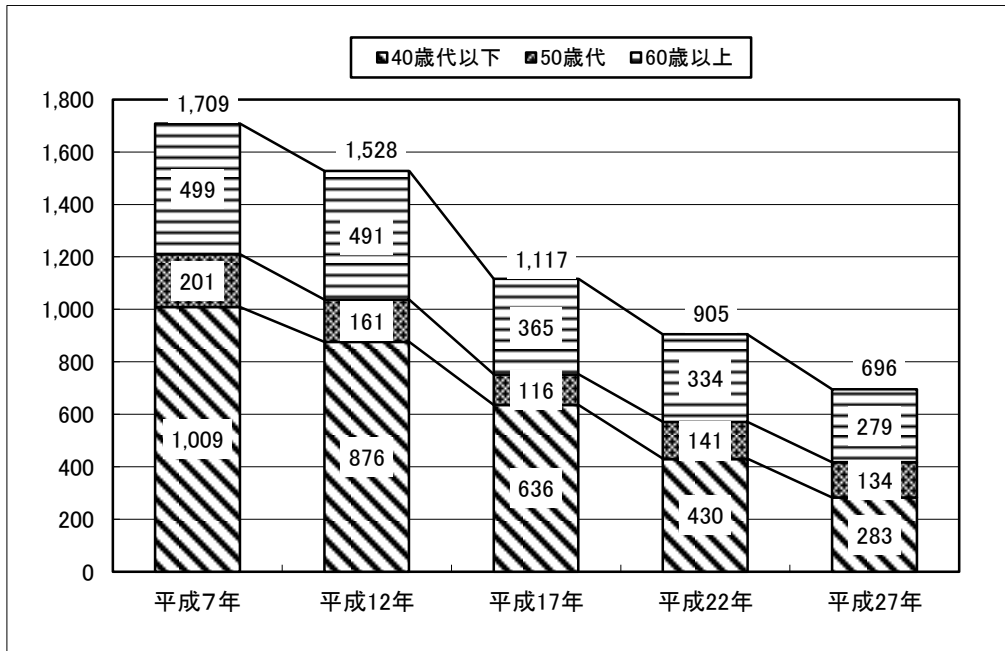
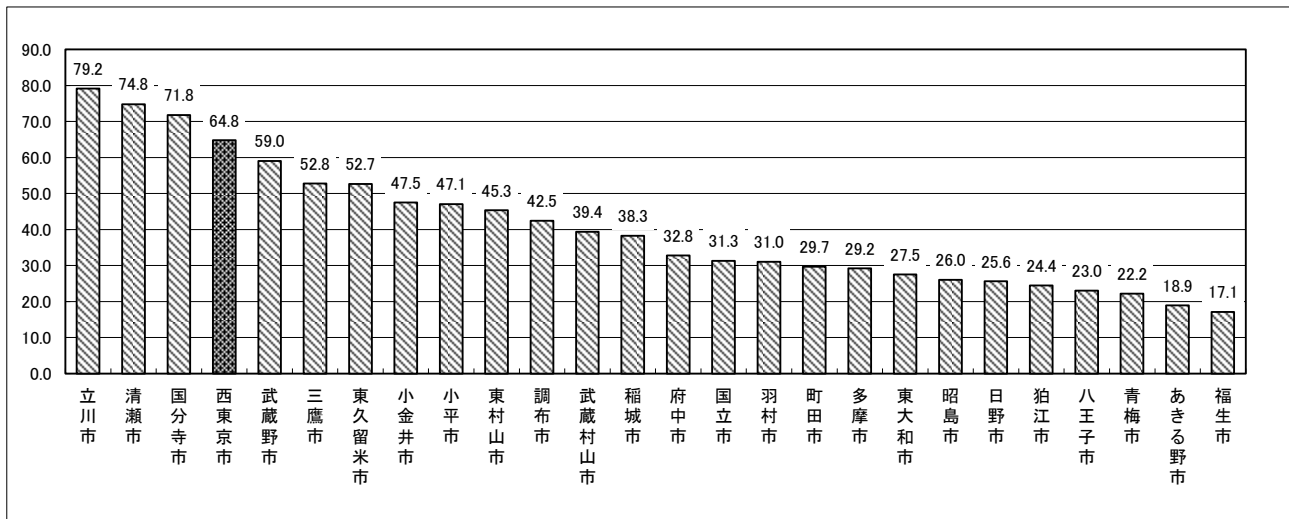


図 3-9-5 農家1戸当たりの経営耕地面積の多摩26市間比較（平成27年）

出典：農林業センサス報告



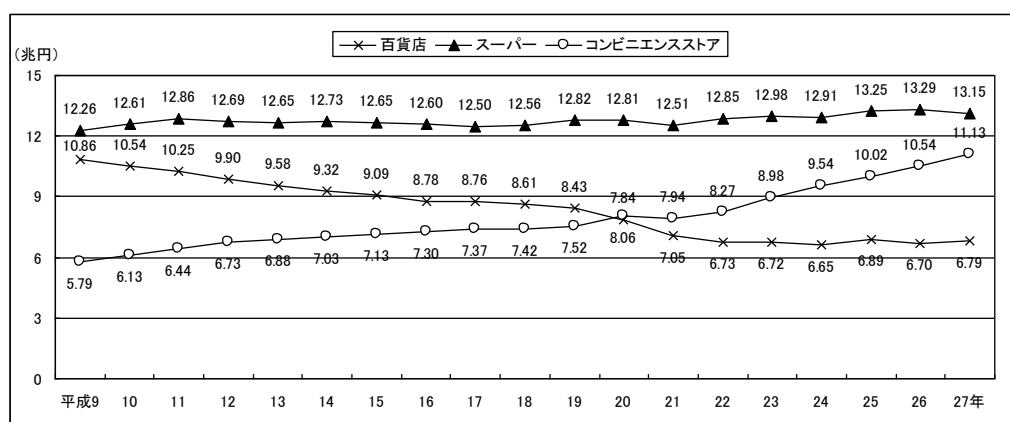
(2) 商工業

①国の動向

①-1 主要な統計指標の推移等

- 経済産業省の「商業動態統計調査」に基づき、平成9（1997）年以降、小売業販売額の約15%を占める百貨店・スーパーのうち、百貨店の年間販売額は、ほぼ一貫して減少傾向で推移し、平成27（2015）年では6兆7,923億円、平成9（1997）年の10兆8,650億円と比べ約4割（4兆727億円）大きく減少しています。
- 一方、コンビニエンスストアは一貫して増え続け、平成27（2015）年では11兆1,279億円、平成9（1997）年の5兆7,945億円と比べ約2倍（5兆3,333億円）に大きく増加しており、小売業全体の中でも存在感を増しています。

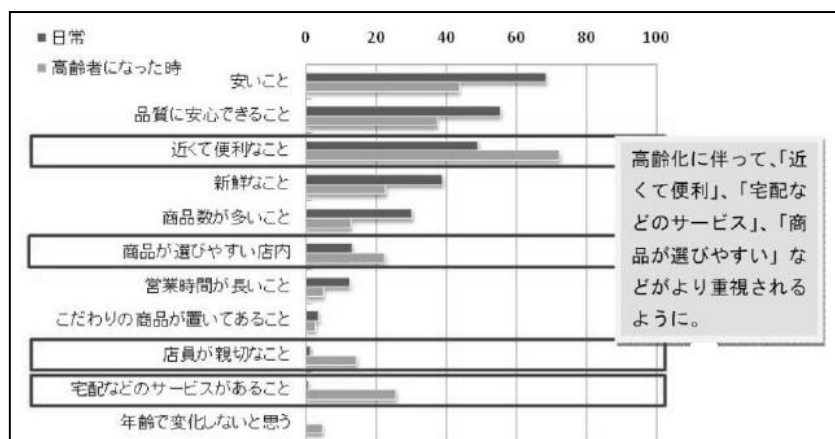
図表3-9-6 百貨店・スーパー・コンビニエンスストアの年間販売額の推移
出典：経済産業省「商業動態統計調査」



- このような状況下、「コンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する研究会⁴²」が平成27（2015）年3月に公表した報告書⁴³によると、買物弱者の増加が社会問題となっている中、コンビニエンスストア各社が地元自治体等からの要請に応じ、事業活動の中で買物支援に官民が連携して取り組むことが期待されるとしています。

- 国では、買物弱者の増加等の

図表3-9-7 日常の食料品・日用品を買う時、重要視している・高齢者になった時に重要視するだろう項目
出典：コンビニエンスストアの経済・社会的役割研究会「コンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する調査報告書」



問題を解決するには、流通事業者や地方自治体など地域の主体が連携し事業を実施するのが

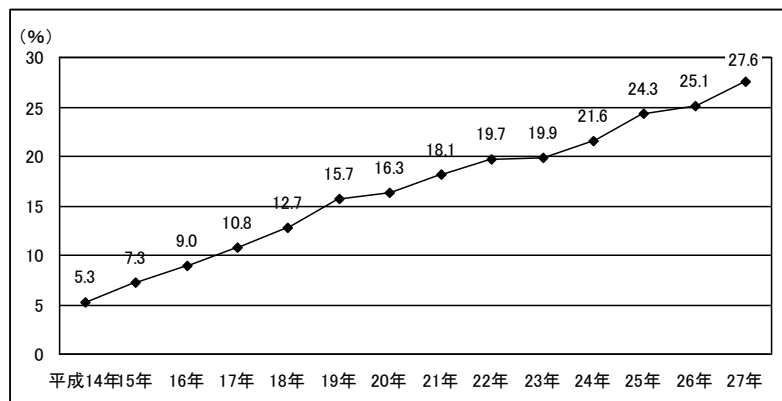
⁴² 社会的インフラとなっているコンビニエンスストアが、我が国の抱える諸課題に対応しながら持続的に発展していくため、コンビニエンスストア各社、業界、政府をはじめとする関係者が取り組むべき事項を検討することを目的に、経済産業省が平成26（2014）年9月から開催。

⁴³ 経済産業省が平成26（2014）年度に実施した調査結果によると、住んでいる地域で日常の買物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる「買物弱者」は、全国で約700万人存在すると推計され、今後さらに増加すると予測。

重要という認識のもと、各主体が連携して買物弱者支援を行っている先進事例とその工夫のポイントをまとめた「買い物弱者（買物難民）応援マニュアル（第1版）」を平成22（2010）年12月に公表し、その後もマニュアルを随時更新しています。

○総務省の「家計消費状況調査」によると、2人以上の世帯におけるネットショッピング⁴⁴を利用した割合は、家計消費状況調査が始まった平成14（2002）年では5.3%であったのに対し、平成27（2015）年では27.6%と約5.2倍に増加しています。

図表3-9-8 ネットショッピングを利用した世帯の割合の推移（2人以上の世帯）
出典：総務省「家計消費状況調査」



①-2 近年の主要な制度改正等

◆地域未来投資促進法：平成29（2015）年7月より施行

○国は、地域経済は、企業収益や雇用が好調な一方、従来型の製造業等の設備投資が力強さを欠く等、課題も存在しており、この背景には、地域経済を支えてきた製造業では地域での新規立地の低迷、非製造業（卸・小売等）では大都市圏にビジネスと投資が集中したことが挙げられるとしています。

○このため、地域が自律的に発展していけるよう、地域の強みを生かしながら、将来成長が期待できる分野での需要を域内に取り組むことによって、地域の成長発展の基盤を整えることを目指すとして、平成29（2017）年7月に、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果を最大化しようとする自治体の取組を支援することを目的として、地域未来投資促進法を施行している。

○国は、製造業のみならずサービス業等の非製造業を含む、幅広い事業を対象とした支援措置を講じるとして、当面、3年間で2,000社程度の支援を目指しています。

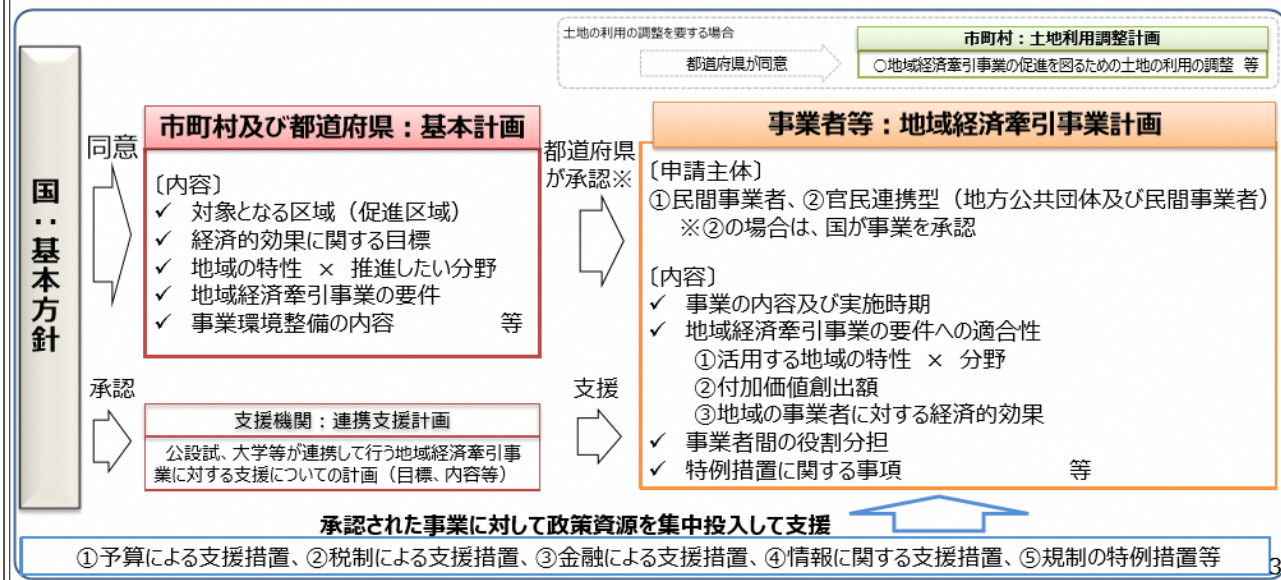
⁴⁴ インターネットを通じた財（商品）やサービスの購入。

図表 2-9-9 地域未来投資促進法の概要

出典：経済産業省「地域未来投資促進法について（平成 30 年 1 月）」

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
- 同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業（*）計画を、都道府県知事が承認。
* 定義の要点：①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす 事業
- 国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援。



②本市の動向を示すデータ

図表 3-9-10 事業所数、従業者数、販売額

出典：平成 14・19 年は東京都「商業統計調査（各年 6 月 1 日現在）、

平成 24 年は東京都「経済センサス基礎調査・商業統計調査（平成 26 年 7 月 1 日現在）」

	合計			卸売業			小売業		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)
平成14年(参考)	1,602	10,617	2,090	206	1,301	591	1,396	9,316	1,499
平成19年(参考)	1,323	9,728	2,432	184	1,279	1,122	1,139	8,449	1,311
平成26年	933	7,753	1,774	155	1,166	641	778	6,587	1,133

注) 平成 14・19 年と平成 24 年では出典元が異なるため、前者のデータはあくまで参考値扱いとする。

図表3-9-11 小売吸引力指数の多摩26市間比較（平成26年）

出典：東京都産業統計課「経済センサス - 基礎調査・商業統計調査（平成26年7月1日現在）」、

人口は東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口」、

順位	市名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	1事業所 当たり (百万円)	H26.7.1 現在人口 (人)	小売 吸引力 指数
1	武蔵野市	1,179	10,368	2,324	197	141,998	2.0
2	立川市	904	9,996	2,381	263	178,948	1.6
3	昭島市	516	5,546	1,157	224	112,740	1.27
4	武蔵村山市	418	3,791	732	175	72,020	1.26
5	町田市	1,755	18,600	4,301	245	426,349	1.25
6	多摩市	591	7,689	1,480	250	147,735	1.24
7	調布市	918	9,184	2,114	230	224,428	1.16
8	八王子市	2,438	25,789	4,883	200	563,265	1.07
9	東大和市	401	3,971	672	168	85,987	0.97
10	東久留米市	450	4,943	903	201	116,505	0.96
11	羽村市	259	2,379	420	162	56,682	0.92
12	府中市	927	8,946	1,877	202	254,862	0.91
13	福生市	290	2,199	426	147	58,641	0.90
14	国分寺市	460	4,292	857	186	119,324	0.89
15	青梅市	675	5,296	981	145	137,392	0.88
16	国立市	358	3,078	518	145	74,493	0.86
17	あきる野市	430	3,205	516	120	81,919	0.78
18	稲城市	241	2,957	524	217	86,344	0.75
19	小平市	682	6,210	1,085	159	186,872	0.72
20	西東京市	778	6,587	1,133	146	197,887	0.71
21	三鷹市	553	5,042	990	179	181,081	0.68
22	小金井市	362	3,864	618	171	117,308	0.651
23	東村山市	520	4,733	793	153	151,731	0.646
24	清瀬市	286	2,189	350	123	74,365	0.583
25	狛江市	286	2,113	367	128	78,754	0.576
26	日野市	494	4,832	815	165	180,320	0.559
	市部合計	17,171	167,799	33,220	193	4,107,950	—

注) 小売吸引力指数=各市の人口1人当たり年間商品販売額/市部全体の人口1人当たり年間商品販売額